

1. 日本ジェネリック製薬協会.....	1
2. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター.....	2
3. 一般社団法人日本音楽著作権協会.....	4
4. パナソニック ホールディングス株式会社.....	7
5. 日本弁理士会.....	8
6. 日本行政書士会連合会.....	12
7. 一般社団法人日本映像ソフト協会.....	13
8. 公益財団法人日本関税協会知的財産情報センター.....	14
9. 一般社団法人日本民間放送連盟.....	15
10. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン.....	16
11. ソフトバンク株式会社.....	26
12. 本田技研工業株式会社 知的財産・法務統括部.....	29
13. 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部.....	29
14. 株式会社NTT ドコモ 知的財産部.....	30
15. 株式会社KADOKAWA.....	32
16. 日本電信電話株式会社 知的財産センタ.....	34
17. 日本製薬工業協会.....	35
18. 一般社団法人日本レコード協会.....	38
19. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会.....	39
20. 一般社団法人日本自動車工業会.....	43
21. 日本製薬団体連合会.....	44
22. 株式会社日本国際映画著作権協会.....	46
23. 株式会社デンソー知的財産部.....	53
24. 公益財団法人東京都中小企業振興公社.....	54
25. 一般社団法人日本知的財産協会.....	63

法人・団体名
1. 日本ジェネリック製薬協会
意見の分野
(G1) 知財紛争解決に向けたインフラ整備
意見
結論 (1) 「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「ドイツ型二段階訴訟制度」、「一事不再理の範囲の拡大」は日本のイノベーションを妨げるため導入すべきではない。 (2) 逆に「知的財産推進計画 2022」の重点8施策を進めて知財活用の促進を図るべきである。 理由： ■現代生活は、無数の大発明の恩恵に浴している。火、針、釘、文字、紙、車輪、貨幣、レンズ、方位磁針、印刷に始まり、薬、ワクチン、火薬、電気、電話、映画、自動車、飛行機、電車、時計、ガラス、ゴム、化学繊維、電球、エアコン、電子レンジ、テレビなど、さらには、LED、ロボット、インターネット、GPS、スマートフォンに至るまで、大発明の実施品である文明の利器に囲まれている。 ■このように、人々が、大発明の社会還元恩恵に浴しているからこそ、社会が発明を敬うようにな

り、ガイドラインや調停などのソフトローに自主的に従うようになる。他方、「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「ドイツ型二段階訴訟制度」、「一事不再理の範囲の拡大」を導入すると、敗訴リスクが高まり、対抗手段が制限されるため、適切な競争を阻害することになり、技術の発展を遅らせ、公共の利益に繋がらないことになる。

■医薬品についても、画期的な新薬の物質特許に対しては社会がこれを尊重し、有効期間中はジェネリック医薬品の製造販売承認がなされないため、特許係争になることはない。他方、製剤特許や用途特許等には、有効性に疑問が生じる特許が少なからず存在するので、特許係争が生じることがあるが、「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」によって敗訴した場合のリスクが高まると、係争を断念し、ジェネリック医薬品の参入時期が遅れることが予想される。ジェネリック医薬品の参入は、国民医療費の抑制に大きな効果を発揮し、公共の利益となっている。これを損なうような制度は導入すべきではない。

■「特許行政年次報告書 2022 年版」によれば、審査請求された特許出願の約 80% で特許権が成立しており、2021 年だけで、184,372 件の特許が登録されている。

■特許とは、発明の実施を禁止しうる権利を期限付きで特許権者に与える制度であるから、現在の日本は、禁止された発明で溢れている。

■「知的財産推進計画 2020」に基づいて特許制度小委員会で議論された「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「ドイツ型二段階訴訟制度」は、適正な技術論争を阻害する制度であり、昨年の産業構造審議会特許制度小委員会で議論された「一事不再理の範囲の拡大」は、上記のような発明に対する不服申立を封じるので、正しい方向ではない。

■これらの制度に対して、産業界からはニーズを疑問視する意見が多い。特許法は産業の発達のための法律であるから、特許法の改正の議論は、産業界全体の具体的なニーズに基づくべきである。

■「知的財産推進計画 2022」において、日本のイノベーションの低迷に対する対策として、「技術の社会実装に向け機動的かつスピーディーに事業を展開できるような環境を整備することが不可欠である」（6 頁）と認識し、知的財産の活用を促す「重点 8 施策」を提唱している。当協会は、知的財産の活用を促す重点 8 施策に賛成する。

■発明を広く社会還元することにより、人々は幸福になり、幸福の源泉への投資を競い、巨大な富を生み出し、さらに素晴らしい発明が生まれる。その結果、知財立国が可能になる。

■このサイクルを認識してこそ、「知的財産推進計画 2022」の述べる「自律的・継続的にイノベーションが創出されるようなエコシステム」が生まれると考える。

200 字以内の要約：

知的財産の活用を促す「重点 8 施策」を進めて知財活用の促進を図るべきである。人々が大発明の社会還元之恩恵に浴してこそ、社会が発明を敬うようになり、ガイドラインや調停などのソフトローに自主的に従うようになる。「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「ドイツ型二段階訴訟制度」、「一事不再理の範囲の拡大」の導入は、適正な技術論争を阻害し、不服申立を封じる制度であるので、正しい方向ではない。

重点 8 施策：

1. 「スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」
2. 「知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化」
3. 「標準の戦略的活用の推進」
4. 「デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備」
5. 「デジタル時代のコンテンツ戦略」
6. 「中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化」
7. 「知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化」
8. 「アフターコロナを見据えたクールジャパン（CJ）の再起動」

法人・団体名

2. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター

意見の分野

(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

意見

<要旨>

著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みとして、「公衆への伝達に係る権利の見直し（レコード演奏・伝達に係る権利の導入）」、「私的録音録画におけるクリエイターへの適切な対価還元」、

「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」及び「バリューギャップ問題の解消に向けた検討」に積極的に取り組むべきである。

<全文>

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症拡大は、エンタテインメント業界に大きな影響を与えた。ようやく収束の兆しが見えつつあるものの、3年に亘る新型コロナウイルス感染症拡大は、歌手や演奏家、俳優など実演家をはじめ、エンタテインメント業界に携わるすべての関係者に対して、甚大な経済的損失を与え、回復に至るまでには、まだ、道半ばの状況にあると言える。

他方、デジタル・ネットワーク技術の進展により、メタバースにおける利用など多種多様な実演の利用が拡大している。このような中で、実演家及び権利者にとって、著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みは、益々重要なものとなっており、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。

### 1. 公衆への伝達に係る権利の見直し（レコード演奏・伝達に係る権利の導入）

我が国の著作権法は、ローマ条約12条およびWIPO実演・レコード条約15条に定める公衆への伝達に係る権利の適用を一部留保し、レコードに固定された実演を公衆に聞かせるなどの行為について、実演家に権利を認めていない。

作詞家・作曲家など音楽の著作者には、演奏権が認められているものの、実演家およびレコード製作者には、このような権利が与えられていないため、レコード演奏・伝達から衡平な対価が還元されていない。欧州をはじめとする先進国だけではなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利が実演家およびレコード製作者に認められており、我が国は国際的な潮流から取り残されている状況にある。

また、文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」が、2020（令和2）年2月に取りまとめた『「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化（著作隣接権に関する制度の在り方を含む）」に関する基本的な考え方（審議経過報告）』でも、いわゆる「レコード演奏権」は、公衆への伝達に関わる権利の取扱いという点では放送コンテンツのインターネット上での同時配信等と共通性があるものの、関係する事業者が大きく異なることから、別途、今後の取扱いを検討することが適当である、としている。

したがって、我が国が文化芸術立国を掲げながら、国際的な潮流から取り残されている状況下にあるという問題の深刻さを認識し、レコード演奏・伝達に係る権利の導入に向けて、直ちに検討すべきである。

### 2. 私的録音録画におけるクリエイターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、文化審議会著作権分科会における議論をはじめ、2003（平成15）年7月の『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』（以下『知的財産推進計画』という）に取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているものの、補償金制度は形骸化したままの状況が続いている。

このような中、文化審議会著作権分科会における結論を受けて、関係省庁間での協議が進められた結果、2022（令和4）年10月にはブルーレイディスクレコーダーおよびブルーレイディスクを私的録画補償金の対象とする政令改正が成立した。形骸化した補償金制度を見直す第一歩として評価するとともに、私的録画補償金の徴収分配が早期に再開されることを希望する。

しかしながら、我が国では私的複製に関して広範な権利制限規定を有しているにも関わらず、依然として、デジタル方式による私的複製から生じる不利益を補償するための私的録音録画補償金制度は形骸化し、機能不全に陥ったままの状態にある。

現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等を対象とする政令改正を引き続き行くとともに、現行制度ではカバーできていないクリエイターへの対価還元を実現するために、新たな補償金制度の設計について、空白を生ずることなく早期に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

### 3. 視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、パッケージ化、放送、インターネット配信など利用範囲は拡大している。さらには、Netflix や Amazon などの巨大プラットフォームによる、インターネットで公開される映像作品も数多く登場している。

視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、2020（令和2）年に発効した『視聴覚的実演に関する北京条約』（以下『北京条約』という）では、視聴覚的固定物に固定された実演に関して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。

知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつとして掲げられて久しいものの、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない状況にある。例えば、我が国の著作権法では、劇場用映画がパッケージ化され販売されたり、放送やインターネットで利用されたりしても、実演家に対して権利が認められていない。実演家をはじめとするクリエイターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。視聴覚的実演に関する新たな国際秩序をもたらす北京条約の発効も契機としつつ、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

#### 4. バリューギャップ問題の解消に向けた検討

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代において、実演家の活動を取り巻く環境は著しく変化しているものの、実演家がコンテンツの創造、ひいては文化芸術の担い手の中心にあることに何ら変わりはなく、実演家の権利が保護され、良質なコンテンツの創造サイクルが守られる仕組みをつくる必要がある。

とりわけ、YouTubeのようなユーザー・アップロード型ストリーミングが音楽から得ている収益と音楽業界、すなわち権利者に還元される利益との不均衡について、いわゆる「バリューギャップ」が、国際的にも問題視されている。

欧州では、2019年に「デジタル単一市場における著作権指令」が採択され、ユーザー・アップロード型ストリーミングサービス事業者の著作権法上の責任を明確にするとともに、著作者や実演家への適切な対価還元が確保されるよう、EU加盟国に求めている。この指令にあわせ、EU加盟国での国内法化も進められている。

また、2021（令和3）年7月「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問等を受けて、文化審議会著作権分科会「基本政策小委員会」における審議事項にも掲げられ、デジタルプラットフォーム・サービス事業者とクリエイターの間の「バリューギャップ」の問題について調査研究などが進められているところである。

このような「バリューギャップ」の問題の解消に向けて、諸外国（特にEU各国）の最新動向にも注視しつつ、積極的に検討を進めるべきである。

以上

法人・団体名
3. 一般社団法人日本音楽著作権協会
意見の分野
(E 1) Web3.0 時代等を見据えたコンテンツ戦略 (E 2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 (E 4) 海賊版・模倣品対策の強化 (G 3) 知財を創造・活用する人材の育成 (H 2) C J 戦略の再構築に関する関係省庁の取組
意見
(E 1) Web3.0 時代等を見据えたコンテンツ戦略 (E 2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革
意見 1 《要旨》 「ネット空間の拡大」が進行する中で著作物等の利用の円滑化が偏重されがちですが、文化産業の持続的成長のためには保護と利用のバランスが不可欠であり、適切な対価の還元が重要です。この観点からは、プラットフォームの果たすべき役割やバリューギャップ問題が喫緊の検討課題であると考えます。 《内容》 (1) 「オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第38条、第39条、第45条等の在り方」について「具体のニーズや利用場面を踏まえて検討を行う」とする動きがあります（令和4年第4回文化審議会著作権分科会法制度小委員会の参考資料2の4頁）。 (2) しかし、メタバース等のネット空間と現実の空間との違い（ネット空間には会場の定員等の物理的な制約がないことなど）を考慮することなく、著作権法38条等の権利制限規定をネット空間にも拡張しようとすることは、適切ではありません。

- (3) 「ネット空間の拡大」が進行する中で、ともすれば利用の円滑化が偏重されがちですが、文化の普及発展や文化産業の持続的成長のためには、保護と利用のバランスを欠いてはならず、適切な対価還元によって創作のサイクルを大きく速く回していくことが求められます。
- (4) 保護と利用のバランスや適切な対価還元という観点からは、プラットフォーマーの果たすべき役割やいわゆるバリューギャップ問題が喫緊の検討課題であると考えます。

#### 意見 2

##### 《要旨》

AI生成作品の著作権法上の取扱いについては、技術開発の実情、創作現場におけるAIの活用状況、創作者の考え等を把握した上で、国際的な議論をリードしていくべきです。

##### 《内容》

- (1) AI生成作品（AIによって自律的に生成された作品）を保護の対象にすべきかどうか、対象にするとした場合には保護の程度をどのようにすべきかといった問題について、国内外で議論が進められています。
- (2) 質の高いコンテンツを数多く世界に送り出してきた我が国としては、日々進展する技術開発の実情はもちろんのこと、創作現場におけるAIの活用状況、創作者の考え等を把握した上で、国際的な議論をリードしていくべきです。

#### 意見 3

##### 《要旨》

デジタルプラットフォームサービスに係るクリエイターへの対価還元について、戦略的な支援を行うべきです。

##### 《内容》

- (1) グローバルなデジタルプラットフォーム事業者は、「巨額の資本を武器に、コンテンツやその制作資源を囲い込む動き」（「知的財産推進計画2022」61頁）を見せるなど、コンテンツ市場における影響力を強めており、このことはクリエイターへの対価還元にも影を落としています。
- (2) 例えば、音楽分野については、「デジタルプラットフォーム事業者が得ている収益に対して、クリエイターに支払われる対価が不十分ではないか」という議論が、国際的に行われている」という指摘があります（令和3年度文化庁調査研究事業「デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査報告書」（令和3年12月株式会社野村総合研究所）5頁）。
- (3) デジタルプラットフォーム事業者とクリエイターとの間に生ずるいわゆるバリューギャップ問題や契約の在り方の問題については、情報の非対称性や交渉力の格差が厳然として存在するため、当事者間で解決が図られることは期待できません。
- (4) 創作のサイクルの原動力となる適正な対価の還元を実現させるため、政府による戦略的な支援が必要です。

#### 意見 4

##### 《要旨》

私的複製について、適正な対価が権利者に還元される制度を早急に構築すべきです。

##### 《内容》

- (1) 現行著作権法30条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものです。
- (2) しかし、現在流通している録音・録画機器・媒体の多くが補償金の対象とされていないことから、一時は40億円を超えていた補償金額も現在はほぼなくなり、このバランスは完全に崩壊しています。
- (3) このような状況において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、2022年、ブルーレイディスクレコーダーが補償金の対象機器に追加されました。指定管理団体となった一般社団法人私的録音録画補償金管理協会（s a r a h）が私的録音補償金の徴収業務開始に向けて準備を進めていますが、機器メーカーの団体や消費者団体がブルーレイディスクレコーダーの追加指定への反対意見を公表する中、徴収業務が軌道に乗るまでにはなお困難な課題が多数残されており、引き続き政府の強力なリーダーシップと支援が必要であると考えます。
- (4) また、現在の補償金制度に代わる「新たな対価還元策」の検討を進めること（「知的財産推進計画2022」72頁）に異論はありませんが、検討が行われている間にもクリエイターの私的複製からの対価還元の機会が失われ続けていることを再認識の上、実効性のある制度の構築に向けて、迅速かつ着実に検

討を進めていただきたいと存じます。

#### 意見 5

##### 《要旨》

アジア太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準を向上させるための取組を積極的かつ継続的に推進すべきです。

##### 《内容》

- (1) クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解という点で、日本が仏独等の欧州主要国に後れを取っていることは、私的複製に係る補償制度等を見れば明らかですが、その日本と比較しても、アジア・太平洋地域には大きな改善の余地があります。
- (2) 例えば、同地域においては、音楽著作権管理団体の使用料徴収総額のおよそ9割を日韓豪の3か国で占めていますが（「CISAC GLOBAL COLLECTIONS Report 2022」35頁）、域内のGDP総額に占めるこの3か国の割合は3割にも達しません。このことは、中国・インド・ASEAN諸国における著作権保護・著作権管理の水準が極めて不十分であることを物語っています。
- (3) 域内の著作権保護・著作権管理の水準を高め、日本の音楽コンテンツの適正な利用とクリエイターへの対価の還元を促進するため、当協会も地道な取組（CISACアジア太平洋委員会を構成する著作権管理団体が進めている効率的なデータ交換プロセスを実現するためのシステム開発への協力、研修生の受入れ、講師の派遣等）を続けていますが、民間の取組には限界があります。
- (4) 既に文化庁がアジア太平洋地域における著作権法制整備や海賊版対策の支援を実施されているところですが、各国政府との連携をより一層強化し、積極的かつ継続的に取組を推進していくことが必要であると考えます。

#### (E 4) 海賊版・模倣品対策の強化

#### 意見 6

##### 《要旨》

「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく第2段階までの対策の効果と限界を見極め、第3段階の対策と位置付けられているサイトブロッキングの法制化について本格的に検討を進めるべきです。

##### 《内容》

- (1) 2021年4月に更新された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」のうち、第1段階の対策（リーチサイト対策、ダウンロード違法化）及び第2段階の対策（発信者の特定の強化）が進捗を見せていることは、高く評価すべきものであると考えます。
- (2) しかし、海外のサーバーを利用した事案など、第2段階までの対策では効果が薄いものも少なくありません。権利者側では、著作権侵害サイトに係る削除要請や広告出稿抑制策、発信者情報開示のための訴訟提起など様々な自助努力を続けていますが、十分な成果は上がっていません。
- (3) また、仮に第2段階までの取組によって海賊版サイトを閉鎖に追い込むことができたとしても、閉鎖までの間に運営者が不正な利益を手にしてしまうとすれば、閉鎖をもって成果とすべきではありません。被害を未然に防ぐ取組として、第3段階の対策であるサイトブロッキングの法制化を検討する必要があります。
- (4) サイトブロッキングにおいて懸念事項とされている「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止」については、「海賊版サイトに対する閲覧防止措置（ブロッキング）を、法律を制定してインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に求めることは憲法に反するものではない」、「海賊版サイトを運営することは表現の自由（具体的には表現表出の自由）で保護されてはいない」、「海賊版サイトを閲覧することも表現の自由（表現受領の自由、いわゆる知る権利）で保護されるものではない」、「機械的なアクセス先検知まで通信の秘密で保護されるものではない…そうではない場合でも、著作権を保護することとアクセス先を機械的に検知されない利益とを比較考量すれば、前者の利益の方が後者より上回る、したがって、ブロッキングのためのアクセス先検知は通信の秘密を侵害するものではない」という見解が憲法学者によって示されています（大日方信春「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」= 著作権情報センター「コピライト No. 721」所収講演録）。
- (5) 「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある」ことに藉口して思考停止するのではなく、我が国と同様に表現の自由や通信の秘密を重んじる英仏独などEU諸国において海賊版サイトブロッキングが違憲とされていないことを真摯に受け止め、本格的に検討を進めるべきです。

- (6) サイトブロッキング以外の対策の中では、短期的には「広告出稿の抑制」が、長期的には「著作権教育・意識啓発」が特に重要であると考えます。
- (7) 違法なサイト等の主な収入源である広告料を遮断することの重要性は論を俟ちませんが、出稿・配信に関与している広告関連事業者の特定ができない場合、適切な対策が行えません。そのため、表示される広告と共に、配信・出稿に関与している事業者名を何らかの方法で表示する義務を新たに設けるなど、関連事業者名の特定を容易にするための対応が求められます。
- (8) 「著作権教育・意識啓発」においては、単に海賊版サイト等を利用しないよう呼びかけるだけでなく、創作者に適正な対価を還元することの意義を学齢期の早い段階から周知徹底していくための取組を行うことが望まれます。

(G3) 知財を創造・活用する人材の育成

意見7

《要旨》

官民が連携して効果的な知財教育を行い、クリエイターを尊重する文化を作っていくことが重要です。

《内容》

- (1) 知財教育については、著作権関連団体等を始めとする民間の取組も多数行われています。当協会も、2022年、株式会社Gakkenとの協力により、小学生が音楽著作権について分かりやすく学習するための漫画を制作して全国の小学校等に寄贈しました。
- (2) こうした取組は、それぞれの団体等が実務を積み重ねる中で培ってきた知見が十分に活かされており、また、現在生じている問題の解決に向けられた具体的・現実的な内容となっていることから、教育効果が高いと考えられます。
- (3) しかし、必ずしも団体間の連携が取られているとは限らず、経済的・人的負担の限界から、その実施範囲も限定的になりがちです。
- (4) 知的財産推進計画2022に掲げられている各種の知財教育に係る施策を効果的に進めるためには、こうした団体等が有する教育コンテンツや取組を活用するなどして官民が連携を強め、著作権を始めとする知財をより身近なものとして捉え、クリエイターを尊重する文化が自然と育つような土壌を作ることが重要です。
- (5) また、充実した知財教育を幅広く提供するためには、まずは知財に対する高い理解力を持つ教員を増やすことが欠かせません。そのためには、教員に対して知財を教えることができる「先生の先生」となる人材の派遣を著作権関連団体等に依頼するなどの連携も効果的です。

(H2) CJ戦略の再構築に関する関係省庁の取組

意見8

《要旨》

文化の「発信力」を強化するための支援は十分な予算を投じて行うべきです。

《内容》

- (1) 「令和2年度「文化行政調査研究」諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」によれば、「政府の文化支出額」を「国の人口」で除して割り出した「国民1人あたりの文化支出額」で比較した場合、日本はフランスや韓国の約7分の1、英国やドイツの約3分の1の水準にすぎません（同報告書7頁）。
- (2) コロナ禍の影響もあって様々な面でオンライン化・デジタル化が加速し、外国との距離が縮まった今こそ、十分な予算を投じて発信力強化に取り組み、文化産業を基幹産業に飛躍させる足掛かりを作るべきです。

法人・団体名
4. パナソニック ホールディングス株式会社
意見の分野
B. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
意見
《要旨》

- ・社会課題解決は単一主体では困難であり、既存の無形資産（技術や知財）を最大限活用すると共に、革新的技術を持続的に生み出すエコシステム（知財戦略推進計画 2020「イノベーション・エコシステム」の概念）が必要であるが、現在、これは我が国において、十分に機能を果たし切れていないと思われる。
- ・エコシステムを機能させ、また、発展させる為には、無形資産を経済的価値だけではなく、社会的価値の創出手段としても用い、それが世の中の認知や資本市場における評価などのインセンティブに繋がるような仕組みや環境を整備することが必要ではないか。
- ・例えば、カーボンニュートラルであれば、現在自らのバリューチェーンにおけるCO2の削減量とは別個に、他者のバリューチェーンを通じた貢献の概念（いわゆる“削減貢献量”）について各所で議論が行われている。この削減貢献量の対象を無形資産の活用まで広げ、技術の提供により何トンのCO2削減に寄与したのか、或いは未来のイノベーション創出の為にどのような行動をしたのか等の貢献を一定の指標にし、開示を進め、それを投資家が評価するイメージである。
- ・これにより無形資産の価値創出・向上を実現し、その流通を促進することで、スタートアップによるイノベーションの創出や無形資産への持続的な投資に繋がり、エコシステムを発展させることができるのではないか。

《全文》

昨今、様々な社会課題が深刻化しており、中でも、カーボンニュートラルは最優先で取り組むべき課題である。一方でその構造は極めて複雑で、単一の主体では解決が困難であり、多様な産業やステークホルダーから成る社会が丸丸となつて、現存する技術や知財などの無形資産（以下、無形資産）を最大限に活用することや、新たな革新的技術を次々に生み出すことによって、この題と対峙していく必要がある。

その為には、無形資産が特定の主体に囲い込まれることなく、それを必要とする様々な主体に流通し、円滑な社会実装や持続的なイノベーションの創出に繋がるエコシステム（知財戦略推進計画 2020「イノベーション・エコシステム」の概念）が必要であるが、当該エコシステムは現在、これは我が国において、十分に機能を果たし切れていないと思われる。

これを機能させ、また、より多くのステークホルダーを呼び込み更に発展させる為には、無形資産を従来のような、差別化による事業利益やロイヤルティなどの経済的価値の創出手段として用いるだけではなく、社会課題解決への貢献、すなわち社会的価値の創出手段としても用い、それが世の中の認知や資本市場における評価などのインセンティブに繋がるよう、仕組みや環境を整備することが必要ではないか。例えば、カーボンニュートラルであれば、現在自らのバリューチェーンにおいてCO2を削減する形（いわゆる“削減量”）とは別個に、省エネ部品などの納入により他者のバリューチェーンを通じてCO2を削減することに貢献する（いわゆる“削減貢献量”）概念について各所で議論が行われている。この削減貢献量の対象を無形資産の活用まで広げ、技術の提供により何トンのCO2削減に寄与したのか、或いは未来の脱炭素に係るイノベーション創出の為に投資として、どのような主体にライセンスを行ったのか等の社会課題解決への貢献を一定の指標にして、開示を進め、それを投資家が適正に評価するイメージである。

このように、無形資産が創出した社会的価値が広く認知され、その評価が適正に行われることで、上記のエコシステムが円滑に機能し、無形資産を誘発剤として多様な主体が相互に繋がると考えられる。また、無形資産の活用が価値の高い次の無形資産の創出（例えばスタートアップによるイノベーションの創出）や流通の促進にも繋がり、投資が持続的に回ることでエコシステムを更に発展させることができる。これらが、社会課題解決を加速する牽引力になるのではないか。

法人・団体名
5. 日本弁理士会
意見の分野
I. その他
意見
<p>《要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップや大学等、知財に取り組むリソースの少ない者が、スピード感をもって知財を活用できるルール作りを期待する。</li> <li>・AI創作物の保護およびAIの構築または使用に際しての他人の権利の保護に関する検討は早急に進めるべきである。</li> <li>・メタバース経済圏における知的財産の仕組み作りを総合的に進めるべきであり、デジタル化・グローバル化の時代に対応した知的財産制度の整備について早急に検討を進めるべきである。</li> </ul> <p>《意見の内容》</p>



知的財産推進計画2022における各重点事項について、以下の通りに意見を申し述べる。

#### A. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

##### (A2) 大学における事業化を見据えた権利化の支援

外国出願支援の抜本的強化については強く支持をする。大学等で創出された優れた技術について、外国出願の費用の支援を受けることができずに外国出願を断念すると、結果としてグローバルな知財を獲得できないことが原因で海外での事業化の芽が潰えてしまうおそれがある。大学の研究成果のグローバルな社会実装を推進するために、大学知財のグローバル化に関する新たなスキームの検討とともに、より多くの大学が外国出願への支援を受けられるようにするための予算の更なる拡充を進めて頂きたい。

##### (A3) 大学等における共同研究成果の活用促進

大学知財ガバナンスガイドラインが発行されたが、共有特許についてのライセンスに関しては、特許法第73条第3項の規定が原則であると理解している。そのため、大学と企業との共同研究成果については、両者の協議を通じ、両者がウィンウィンとなるように活用されるべきである。

大学等と企業との共有特許の利用が進むための環境整備は重要であるが、例えば、大学等が独自に第三者にライセンスした場合に共有特許の持ち分に応じて共有特許権者である企業にも大学が費用を支払う等、企業側にもメリットのある指針の例示が必要になると考えられる。大学と企業との共同研究においては、その費用を企業が負担しているケースがある。そのような状況において、大学等が独自で第三者にライセンスしたときに企業側にメリットが一切ないと、企業が大学との共同研究を忌避することに繋がるおそれがある。企業にとって大学との共有特許は、ライセンス料の関係などで活用しにくいものであるという意見もあるため、産学連携にブレーキがかかるおそれもある。特に本ガイドラインについては、地方の大学や地方の中小企業に及ぼす影響が大きいとの意見もあり、大学と企業とがウィンウィンになる事例を集めて公表する等の今後のフォローアップも行っていただきたい。

##### (A5) スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化

知的財産推進計画2022で掲げられた、「スタートアップがVCを通じてニーズに合った適切なサービスを提供する人材の支援を受けることができるよう、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会や日本弁理士会などの関係団体が連携する枠組みの構築等を通じて、VC業界と知財戦略専門家とのネットワークを強化する。」(P31)について、当会としても引き続き推進していく所存である。当会は、弁理士知財キャラバン等の事業を通じた伴走支援や、スタートアップを対象とした知財セミナー、日本ベンチャーキャピタル協会との連携の一環としてのセミナー等の事業を通じた普及活動を行っている。このように、当会は、知財の重要性の周知や、経営戦略に合致した知財戦略を立案することなどを目的とした知財コンサル等のスタートアップ支援として、支援人材としての弁理士を派遣する事業を、日本ベンチャーキャピタル協会等の関係団体と連携しながら継続して実施する予定であるため、引き続きご支援を賜りたい。

##### (A7) 大企業による不公正な取引の是正

「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」や、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書」は、中小企業、スタートアップにとって指針となる有用な資料であるとともに、知財専門家にとっても中小企業、スタートアップに契約についてアドバイスするための参考になる資料であると考え。引き続き、これらをブラッシュアップすると共に、普及に努めて頂きたい。

また、令和4年4月に知財Gメンを立ち上げられているが、その活動を通じて収集された問題事例や、知財Gメンによりその事例がいかに関解決、改善されたかといった情報を、可能な範囲で公表頂きたい。

#### B. 知財・無形資産の投資・活用メカニズムの構築

知財・無形資産の投資は短期的に費用対効果が見えにくく、現状のままでは研究開発費、人件費、知的財産権の取得維持費などでの単年度「費用」という認識が払拭しにくいのではないかと考える。また、費用という認識を払拭できないことから、知財・無形資産の投資の拠出の優先順位を上げるとの意識に至りにくいのではないかと考える。

そのような状況であると考え、知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインの普及を、さらに図っていただきたい。また、知財・無形資産の投資は「費用」でなく「資

産」となるとの理解を広める具体的な施策も必要であるとする。

知財・無形資産の活用により競争優位を獲得するビジネスモデルを実現できれば、マークアップ率を引き上げることにつながるものの、ビジネスモデルの実現できないところも多いと思われる。そこで、ベンチマークとしての事例やビジネスモデルの実現の一手法などを作成して開示するなど、知財・無形資産の活用により競争優位を獲得するビジネスモデルを実現するための後押し策を強化して頂きたい。

第1回構想委員会の資料2「「知的財産推進計画2022」の進捗状況について」P15における、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂に向けての検討内容の方向性に賛同する。日本では投資に際して知財・無形資産を積極的に考慮することがこれまであまり行われてこなかったと考えられ、従って、企業経営者と投資家・金融機関側とで、知財・無形資産に関する対話を行うノウハウが蓄積されていないことは当然と考える。これを短期間で解消することは難しいと考えるが、ある程度時間をかけてでも、両者の思考構造のギャップを解消し、有益な情報の提示と、それを参照しての投資が行えるような方向へのガイドラインの改訂に、継続的に取り組んで頂きたい。

「経営デザインシート」「知財ビジネス評価書」「知財ビジネス提案書」は、中小企業が自社の事業における知財の位置づけを把握し、また、金融機関が顧客である中小企業の事業を理解する上で有意義と考える。引き続き普及に取り組んで頂きたい。なお、これらの資料の作成費用を全て公費で賄う（申込者の費用負担がない）状態であると、作成可能な件数には限りがあると考えられ、公費が入る事業以外での実施も難しくなる。今年度、知財ビジネス評価書、提案書の作成は、金融機関等が申込者となる場合に有料での実施とされているが、今年度事業の実施結果を踏まえ、有償でもこれらの資料を作成することが有用だった事例の共有等を含め、多くの中小企業が利用していけるように有償事業としての普及を目指して頂きたい。

## E. デジタル時代のコンテンツ戦略

### (E1) Web3.0時代等を見据えたコンテンツ戦略

現在メタバース空間内の権利関係は、多くの場合、利用規約によって対応されている。この点、メタバース空間内のルールを決めるメタバースの提供事業者とユーザとの利用規約に対する規制として、現状の独占禁止法などの規制で十分かを検証する必要があると考える。また、バーチャル空間での準拠法の考え方など、オンラインやバーチャル特有の問題などの検討も必要と考える。

権利者への適切な対価還元やユーザの保護等に留意しながら、Web3.0時代の新たなビジネス等の展開とコンテンツエコシステムの発展を後押ししていく必要があることについては強く支持をする。また、メタバースやNFT等の新しい技術分野について、当該分野で事業をおこなっている事業者のビジネスを委縮させるような法的枠組み等は望ましくないが、利用規約に任せきりにすることなく、メタバースやNFT等についてのコンソーシアムなどの団体活動との連動を図り、知財活動の推進や、法的課題の把握と法的枠組みの検討を後押しする施策を構築していくべきと考える。

加えて、著作物がNFTによって流通し始めており、今後、NFTを介した著作物ビジネスが世界的に広がると考えられる。そこで、我が国の国際競争力強化に繋がるような流通促進政策の検討を加速すべきと考える。

ところで、知的財産推進計画2019では「AI創作物については、現時点において権利を認める必要があるような状況にはなっておらず、今後の利活用の状況を見ながら、必要が生じれば、ルール整備等について検討する。」との方針が示されていたが、その後、AI技術が急速に進歩し、財産的価値を有するAI創作物が生みだされるようになってきていると思われる。

また、資料「AIによって生み出される創作物の取扱い（討議用）」（平成28年1月 内閣官房 知的財産戦略推進事務局

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2016/jisedai\\_tizai/dai4/siryu2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/dai4/siryu2.pdf)）においては、AI創作物を一切保護しない場合のデメリットとして、

- ・完全な自由利用が可能となるため、価値のあるAI創作物が生成されても保護されず、フリーライドを許してしまうおそれがある

- ・保護を欲する者ほど、創作過程においてAIの関与を減らし人手をかけることになり、AIの利活用が進まなくなるおそれがある

- ・AI創作物であることを公にせず流通等させることになり、結果として、権利があるように見える創作物が爆発的に増加するおそれがある

が挙げられているが、これらのデメリットが現に生じ始めている、もしくは生じる可能性が高くなっていると思われる。

このような状況に鑑み、A I 創作物の保護のルール整備等についての検討を早急に進めるべきと思料する。

さらに、学習データとして既存の著作物が使用されることによって、既存の著作物に表現されている創作物の個性がA I 創作物にも表現される可能性がある。

加えて、ある特定のクリエイターが創作したであろうと感得させる創作物を生成できるA I が今後、実現されるであろう。これは、クリエイターの人格を損なうおそれがある。

このように、A I 創作物は、既存の著作物の財産的権利やクリエイターの人格的権利を侵害する可能性がある。

このような状況に鑑み、A I 創作物の保護およびA I の構築または使用に際しての他人の権利の保護についての検討も、早急に進めるべきと思料する。

## (E 2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

第1回構想委員会の資料2「「知的財産推進計画2022」の進捗状況について」P25、26に示されている、簡素で一元的な権利処理と対価還元の制度化の方向性に賛同する。裁定手続きの迅速化、簡素化を含め、引き続き積極的に推進頂きたい。

## F. 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化

### (F 1) 中小企業／地方（地域）の知財活用支援

上記「(A 5) スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化」について述べた事項の大半は、中小企業支援にも当てはまると考える。当会として、中小企業支援を継続して実施していく所存であるため、ご支援を賜りたい。

### (F 3) 農林水産業分野の知的財産活用強化

日本の農林水産物の生産者の多数は、小規模事業者であり、国内の知財、グローバルな知財および標準化戦略に取り組むためのリソースが足りない状況であると考えます。このため、日本の農林水産物の知財管理を行うスキームや日本の農林水産物の海外展開および標準化戦略を、官民連携して推進するスキームを構築し、県ごと（可能であれば地域ごと）に構築していただきたい。

## G. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

### (G 2) 知的財産権に係る審査基盤の強化

審査の質や期間については、早期審査や面接等のオプションな対応も考慮すると、全体として十分な品質が担保されており、審査期間についても満足できるものであると考える。審査の効率化の追求や質の向上に関する必要な取組は、もちろん継続していただきたい。それとともに、特許特別会計の収支も厳しいことを考えると、審査負担及び審査にかかる費用を低減しつつも審査の品質を維持する方向での取組について検討していただきたい。

### (G 3) 知財を創造・活用する人材の育成

産業の中で知的財産を活用していくためには、初等教育から高等教育、社会人教育に至るまで、知的財産を創造し、活用することの楽しさ、素晴らしさに触れてもらい、興味をもってもらうことが肝要である。

当会でも、小学校から中学校、高校、高等専門学校までの出前授業、大学への講師派遣、社会人向けセミナーの開催等、様々な知財教育支援に取り組んでいるので、是非活用頂きたい。

## I. その他

(1) デジタル化・グローバル化の進展により国境のボーダーラインが希薄化し、例えばメタバース経済圏という新しい経済圏が発達してきている。かかる経済圏での事業活動を支援するとともに、事業活動を委縮させない知的財産制度の整備を、知的財産に係る法制度全体で検討を進めてしていく必要がある。本年の通常国会で不正競争防止法の改正法案が検討されるとのことであるが、他にも例えば、デジタル技術の進展により、サービス提供事業者による海外サーバを利用したサービスの提供等によって知財関連の課題が生じている。また、例えば、デジタル化・グローバル化の進展により事業者間のボーダーレス化が

進み、複数の事業者による特許発明の共同実施等による特許関連の課題も生じている。これらのように、属地主義や権利一体の原則の観点により知的財産が適切に保護されない可能性があるのであれば、知的財産権の取得に対するインセンティブが低下し、ひいてはイノベーションに対するインセンティブが低下する懸念がある。

このため、デジタル化・グローバル化の時代に対応させるべく、不正競争防止法以外の知的財産制度の整備について早急に検討を進めるべきである。

(2) 近年、特許特別会計の収支が悪化している。これは、IT化、国際化等のための予算増大の他、産業振興の一貫としての、スタートアップ、中小企業支援の予算まで、特許庁が実施する事業については特許特別会計の予算で賄っていることが一因ではないか。特許、実用新案、意匠、商標制度の運用に要する費用は受益者負担で賄うにせよ、産業振興の側面が強い事業については、特許特別会計の枠に捉われず、一般会計予算で実施する、またはその割合を増加させることを検討頂きたい。

## 法人・団体名

6. 日本行政書士会連合会

## 意見の分野

- (A3) 大学等における共同研究成果の活用促進
- B. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
- (E1) Web3.0時代等を見据えたコンテンツ戦略
- (E3) デジタルアーカイブ社会の実現
- (E4) 海賊版・模倣品対策の強化
- (F3) 農林水産業分野の知的財産活用強化
- (G3) 知財を創造・活用する人材の育成
- (H2) CJ戦略の再構築に関する関係省庁の取組

## 意見

- (A3) 大学等における共同研究成果の活用促進

弊会は著作権の普及・活用にあたり、国立大学法人山口大学、(一社) コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) と3者連携協定を締結し、著作権教育に関する教材を作成、提供している。山口大学は知財教育について先端的な取り組みをしており、共同研究に限らず、他団体との連携についても積極的に取り組んでいる。こうした山口大学の知財教育に関する取り組みについて、文部科学省、内閣府はより一層の後押しをするべきである。

- B. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

2021では行政書士が価値デザイン経営の普及の担い手として明記されていたが、2022ではその記載が無く、各士業、金融機関・経済団体等の実践促進・支援者の重要性の認識が欠けており、極めて問題である。改めて知財推進計画を下支えしている価値デザイン経営の普及実践の取り組みについて内閣府は配慮するべきである。

- (E1) Web3.0時代等を見据えたコンテンツ戦略

e-スポーツの発展には各種プラットフォームにおけるガバナンスを含めたルール作りが重要で、「フェア」の価値観の醸成が必要である。経済産業省、文部科学省におかれては日本的な公平さの国際化と価値の発信が求められる。行政書士は風営法関連事業を始めゲームコンテンツの保護、著作権教育、法教育にも関与しており、ルールメイキングに積極的に活用するべきである。

- (E3) デジタルアーカイブ社会の実現

著作権管理団体の著作物データベース構築促進のために文化庁は積極的に予算措置を講じるべきである。

- (E4) 海賊版・模倣品対策の強化

弊会は不正商品対策協議会（ACA）の協賛会員として海賊版・模倣品対策、知財保護普及啓発に関わっている。海外でのエンフォースメントについては、ACA 協賛会員である（一社）コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が長年に亘り地道な取り組みを続けており、成果を出している。CODA による新興国地域での今後の取り組みを含め、経済産業省としても一層の後押しをするべきである。

（F3） 農林水産業分野の知的財産活用強化

行政書士は、従前より農地利用並びに林地開発行為等において、全国の第1次産業事業者によく寄り添い行政手続を支援している士業である。農林水産分野での知財の権利化やその保護、活用（種苗法、GI法、営業秘密管理）のみならず、農業事業者支援として、より広い取り組みとなる各種助成金手続支援、農地所有適格法人（農業生産法人）の設立、六次産業化の支援人材として農林水産省、総務省は行政書士を活用するべきである。

（G3） 知財を創造・活用する人材の育成

弊会では著作権相談員制度を整備しているが、そのことは、文化庁ウェブサイトや文化庁編令和4年度版著作権テキストでも取り上げていただいている。今後も著作権の保護と利活用について地域に根差した活動に積極的に取り組んでいくが、他団体との連携、例えば、（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）との連携などでは文化庁の一層の後押しを要望するところである。

（H2） CJ 戦略の再構築に関する関係省庁の取組

地理的表示（GI）保護制度の普及・活用にあたり、弊会も協力会員として参加している日本地理的表示協議会（JGIC）の活動が重要となるが、その他エコツーリズムを含め様々な取り組みを通して制度の一層の普及が求められるところである。農林水産省による地道な取り組みが行われているが、引き続き農林水産省におかれては各種支援が求められる。

法人・団体名
7. 一般社団法人日本映像ソフト協会
意見の分野
（E4） 海賊版・模倣品対策の強化
意見
<p>「知的財産推進計画 2023」の策定に向けた意見 意見： 《全文》</p> <p>1. 「模倣品・海賊版対策の強化」について</p> <p>今日のオンライン上における著作権侵害は、海外の P2P ネットワーク、オンラインストレージ及びサーバーを悪用するなど国境を越えたボーダレス環境で行われています。また、これら侵害行為を助長する秘匿性、匿名性を売りにしたサービスもビジネスとして広く普及しています。</p> <p>オンラインの世界では、当然のとおり国境はなく、翻訳ソフトの発達などによりいまや言語といった「壁」も無くなりつつあります。国境を越えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延しています。権利者等にとって、その対策は困難を極めています。</p> <p>さらに、次世代通信規格「5G」が本格的に商用化され、その実効速度、大容量、多数同時接続、超低遅延などが実現されようとしています。5G 時代におけるオンライン上の著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって脅威であり、またその危機は顕在化しはじめており、今後さらに国際的な大問題となるのは言うまでもありません。</p> <p>このような状況のなか権利者は、権利行使の強化は勿論のこと、官民による国際連携・国際執行の強化をはじめ、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による海賊版サイトのフィルタリング、検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社等との連携による広告出稿の抑止要請及び金融機関・カード会社との連携による海賊版サイトの口座凍結などは当然のこととして継続し実施して参ります。</p> <p>しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体レベルでは</p>

限界を感じています。

わが国として、クールジャパン戦略を推進するなか、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、是非ともその一方の「守り部分」として国境を越えて益々と複雑化し潜在化する著作権侵害の対策について、強化するとともに継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。

《要旨》

コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた海賊版対策への強化及び支援を要望する。

法人・団体名
8. 公益財団法人日本関税協会知的財産情報センター
意見の分野
(E4) 海賊版・模倣品対策の強化
意見
<p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水際取締の電子化 税関から権利者に郵送している認定手続開始通知を電子化し、権利者にとっても効率的な水際手続の構築を希望</li> <li>国債郵便貨物の電子手続 輸入郵便貨物の電子化を進め、模倣品等がデジタル情報に基づき効率的に差止られることを希望</li> <li>インターネット上の模倣品対策 ネット上で取引される模倣品等を効率的に除去するため、ワンストップ対策ポイントを設け、該当するURLが迅速に削除されるシステムの構築を希望</li> </ul> <p>(要望事項本文)</p> <p>公益財団法人日本関税協会は、事業活動の一環として、知的財産の権利者を会員とする知的財産情報センター（CIPIC）を設け、知的財産侵害物品に関する調査研究、税関職員に対する研修等の水際取締りの支援活動を行っています。</p> <p>これまでの重要案件でありました「個人使用を目的とした模倣品の輸入の取締強化」に関し、政府（産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会・意匠制度小委員会）において積極的に議論いただき、商標法及び意匠法の改正（2021年5月）並びにそれに伴う関税法の改正（2022年3月）で対応していただき、感謝申し上げます。</p> <p>今回、税関の模倣品水際取締に関する各種手続の電子化等、以下の点を要望させていただきます。</p> <p>(1) 模倣品水際取締手続の電子化</p> <p>2021年9月1日、行政のデジタル化推進を目的としたデジタル庁が設置され、行政手続のデジタル化が急ピッチで進められようとしております。しかしながら、税関の模倣品取締の一連の手続（差止申立申請から認定手続開始通知及びそれに伴う証拠の提出等）をみると、電子化されているのは差止申立申請書の提出等一部に限られています。</p> <p>現在、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した際、「認定手続開始通知」を輸入者・輸出者、及び権利者に郵送し、通知日から10日以内に、侵害の該否判定のための意見及び証拠を提出することを求めています。しかしながら、多くの事業者はペーパーレス化やIT化が進んでおり、郵便物を受領し社内システムで手続きを行うためには、情報の再入力やPDF化が必要となります。年間数百件から千件以上の認定開始通知を受け取る権利者も多くあり、政府のデジタル化推進、企業の働き方改革（在宅勤務）等の観点からも是非「認定手続開始通知」をはじめとする税関による模倣品の水際手続の電子化を進めていただきたい。</p> <p>(2) 国際郵便貨物の電子手続化</p> <p>2021年1月から米国向け国際郵便貨物の電子申告が義務化され、2022年6月から欧州各国及びその海外領域を含む65か国・地域向け貨物の通関電子データ送信が義務化されました。更に、2024年3月から全世界向け国際郵便物の通関電子データの事前送信が義務化されることとなっています。</p> <p>我が国においても、輸出郵便物の通関電子データ送信に加え、輸入郵便貨物の通関電子データの電子的受領の義務化を早急に進め、税関のリスク管理がデジタル情報を活用して効率的かつ効果的に実施できるようにしていただき、年間1億個を超えるといわれている輸入郵便物の迅速で適切な処理が実現できる環</p>

境整備を進めていただきたい。

(参考)

国際郵便物における通関電子データ送信義務化

[https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2020/00\\_honsha/1208\\_01\\_01.pdf](https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2020/00_honsha/1208_01_01.pdf)

ヨーロッパ等宛て国際郵便物における通関電子データ送信必須化

[https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2022/00\\_honsha/0322\\_04\\_01.pdf](https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2022/00_honsha/0322_04_01.pdf)

全世界宛て国際郵便物の通関電子データの事前送信必須化

[https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2023/00\\_honsha/0221\\_02\\_01.pdf](https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2023/00_honsha/0221_02_01.pdf)

### (3) インターネット上の模倣品対策

電子商取引の発達により、独立したネット商店、各種 SNS、ネットオークションサイト、オンラインフリーマーケットサイト、プラットフォーム上の商店等あらゆるツールを通じて模倣品や海賊版が売買されている状況にあります。

その対策に向けて、権利者、プラットフォーム運営者、警察、税関、各種団体等はそれぞれ積極的に活動を行っています。しかしながら、電子商取引は、国内のみならず国境を越えて行われており、また、模倣品を取り扱っているネット上の商店、SNS ユーザーが非常に多数存在すること等から、インターネット上の模倣品対策が効果的に行われているとは、必ずしも言い難い状況となっています。

このため、政府が主導し、ネット上の模倣品対策に興味を有する関係者が参加した、ネット上の模倣品対策の共通基盤（ワンストップ対策ポイント）を設けていただきたい。具体的には、当該基盤上に権利者が模倣品や海賊版を販売している URL 情報を登録すると、プラットフォーム運営者等の関係者に自動的に送信され、模倣品等と確認された URL が迅速に運営者により削除される。更に、削除された URL の出店者等の情報は基盤上に反映され、他のサイトでの登録ができない、SNS を開設できない等の対策ができれば、効率的なネット上の模倣品対策が可能となると考えます。

将来的には、各国で同様の基盤を設け、かつ、グローバル基盤を設けて国毎の基盤を連携することにより、世界規模の対策を迅速に行うことが可能となると考えます。

## 法人・団体名

9. 一般社団法人日本民間放送連盟

## 意見の分野

E. デジタル時代のコンテンツ戦略

## 意見

### 1. 放送コンテンツ等の海賊版対策について

- 海賊版対策にかかる権利者側の人的・経済的負担は年々増加しているのが現実であり、他方で違法コンテンツを配信しているプラットフォーム事業者およびプロバイダに間接的な利益が発生しているという歪な構造は早急に是正されるべきと考える。

放送コンテンツに限らず、コンテンツの海賊版対策を実効的に進めるためには、▽プラットフォーム事業者やプロバイダを始めとするインターネット関連事業者の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽コンテンツの利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。特にプラットフォーム事業者およびプロバイダに対する、法的責任範囲の再検討や海賊版対策の一定の対応や費用負担を行う義務を課す一など、積極的な協力を促す施策を要望する。

- 海賊版へのリーチサイト・リーチアプリの規制を潜脱する行為（アプリがインストールされていない機器を販売し、購入後にインストールさせるなど）について、さらなる法的対応を要望する。

### 2. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- 世界知的所有権機関（WIPO）が現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は、国際的な放送コンテンツの海賊版対策に有効な内容とすることを前提に、日本政府においては早期の条約成立に向け、加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

### 3. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につなげるデジタル時代に対応した新たな方策の検討を要望する。それまでの間、現行の私的録画補償金制度において、対価還元が実現されるよう民間の協議の推進を支援されたい。

## 4. コンテンツの海外展開の推進について

・ 放送番組をはじめとする映像コンテンツは、デジタルメディア環境の激変に伴い国内外での需要が高まり、輸出の観点からも成長が期待される産業であるが、政府や専門の公的機関の後押しを受けた各国の競合者が世界のコンテンツ市場で存在感を高める中、日本の相対的な競争力の低下が課題となっている。政府においては、コンテンツ産業をあらためて国の成長分野と位置づけ、輸出拡大や産業の底上げを図るべく、人材育成から海外見本市等における出展・商談機会の創出、プロモーション展開に至るまで、抜本かつ戦略的な施策を講じるよう要望する。

## 5. 著作権教育の推進について

・ 青少年の多くがスマートフォンを使用し、インターネット上のコンテンツにアクセスする環境のなか、コンテンツの違法アップロードや、それを助長する違法コンテンツ視聴の抑制なども含め、著作権教育の強化を推進されたい。

以上

法人・団体名
10. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見の分野
(E4) 海賊版・模倣品対策の強化
意見
<p>《要旨》</p> <p>商標法及び意匠法改正による商標権及び意匠権侵害物品の個人使用目的での輸入規制を実効性のあるものにして頂きたい。又、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下、「デジプラ法」という）」等も勘案した上での特定商取引法の運用強化や被害が増加してきている「なりすましECサイト」等への対策の実施をより切迫した状況にあるものとして検討して頂きたい。国内取締りや水際対策に必要な方針や運用の見直しを更にして頂き、より円滑且つ迅速に効果的な結果が得られるようにして頂きたい。権利者による侵害に関わる情報収集及び被害回復がしやすい環境やインターネットでの法律的な環境を整備するとともに、消費者に対して適正な啓発活動を実施して頂きたい。</p> <p>《全文》</p> <p>I) 商標権侵害物品の個人使用目的での輸入の規制について</p> <p>海外サイトや、国内サイト（オークション、フリマアプリ、ショッピング・モール、SNS）を通じて、国内に向けて商標権侵害物品が多量に販売されている状況が続いている。弊法人が日本の主要C2Cサイト（オークション、フリマアプリ）に対して伝達した権利者からの商標権侵害物品販売に関わる情報についての削除依頼数（送信防止措置の依頼数）は、2022年は約72万件であり昨年より増加している。</p> <p>状況が改善されない原因のひとつは、日本が商標権侵害物品等の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事にあると思われる。令和4年10月から、海外の事業者を侵害主体とし、海外の事業者が国内の者に商標権侵害物品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、商標権侵害行為と位置づけることとして頂いた改正商標法及び意匠法並びにこれに伴って改正された関税法を施行して頂いたことで、今後、状況が改善していく事を期待している。</p> <p>以下、前記した改正した法律に基づく規制の実施にあたって、消費者保護の観点から引き続き留意すべきと考える事項を記載する（なお規制の運用にあたって留意すべき事項については後述する）。</p> <p>海外事業者の行為を商標権及び意匠権（以下「商標権等」という）侵害行為とした場合でも、実際に輸入差止の効果及ぶのは国内に所在する輸入者であって、今般の改正は、電子商取引を利用して商品を購入した消費者に少なからず影響を及ぼしていると考え。昨年10月の施行以来、個人輸入の規制については徐々に消費者にも認識されつつあると思われるが、依然として、商品が海外から送付される事を知らずに電子商取引を利用する消費者も少なくない事から、海外から送付される商標権等侵害物品は、商標権等侵害物品である事を知っていたか否かを問わず規制の対象となる事の消費者への周知活動を今後も続ける必要があると考える。又、海外からの送付である事、更には商標権等侵害物品である事を知らずに購入した消費者について、これを救済し、経済的な損失をなるべく被らないようにするための方策についても今</p>



後も模索を続ける必要があると思われるので継続的にご検討を頂きたい（例えば、「国民生活センター 越境消費者センター」の存在やその活動についての広報、電子商取引のプラットフォームが運営する取引保全サービスやクレジット・カード運営会社による販売者に対する支払の停止機能を活用するといった方法が考えられる）。

## II) 特定商取引法の運用強化について

デジプラ法によれば、「消費者が販売業者等と円滑に連絡する事ができるようにするための措置等を講ずるよう努める」とされているが、ある外資系の大手国内 B2C サイト（ショッピング・モール）では、特定商取引法の行政規制である表示義務を遵守していない販売者が未だに多数確認できる。プラットフォーム事業者各自の社内基準によってある程度の出品者確認は実施されていると理解しているが、当該サイトにおいては、プラットフォーム事業者自身が販売している物品も混在しているため、販売者が誰なのか相当の注意を払わないと認識できない（販売者がプラットフォーム事業者自身であるとの誤った印象を与える）、特定商取引法に基づく表記がわかりにくい箇所にある、どうにか当該表記に行き着いてもアルファベットを連記しただけの不正確な出品者名の表記が散見される等、他の大手国内 B2C サイトと比較した場合、同規模の B2C としては極めて好ましくない状況が依然として確認されている。又、C2C サイト（オークションやフリマアプリ）では、利便性や匿名性に重きがおかれ過ぎる傾向があり、結果として、悪質な商標権侵害物品販売業者が連絡先等を表記する事なく商売できる市場を提供し続けている。

プラットフォーム事業者の法的責任の範囲の議論は別としても、誰が販売しているのかを消費者が認識する事ができない、もしくは認識しにくい市場がある事が望ましくないのは明白であり、その市場を管理するプラットフォーム事業者は、少なくともこれを是正する社会的な義務を利用者に対して負っているとの理解をすべきであり、その事にはプラットフォーム事業者も異論がないものと推測する。

プラットフォーム事業者は、出品者の本人確認を適切に行っている、また、商標権侵害物品を販売させないためのシステムを構築している等と反論する事が予測されるが、身元を偽った者の商標権侵害物品の販売が現実に横行しているという事実が、本人確認の方法としてプラットフォーム事業者が現在行っている SMS の送付、クレジット・カード番号の登録、身分証明書のコピーの提出等では不十分である事を物語っている。

又、プラットフォーム事業者は、「C2C サイトの販売者は、個人即ち消費者が中心であり、その側面を踏まえて対策を検討すべき」とも主張するかもしれない。しかしながら、C2C サイトといえども、現実には身元を偽った業者が大量の商標権侵害物品を出品している実態がある事実から、同様に対策の検討が必要であると思料する。

前記した状況に鑑み、各々のプラットフォーム事業者がその運営するプラットフォームに合わせ、販売者を登録する際における本人確認事項やその方法、それによって得られた情報を特定商取引法に基づく適正な表示に結びつける方法等の検討・実施をより積極的に進めるように促すなどして、特定商取引法の運用をより実効性のあるものにすべきだと思料するのでこれについてご検討を頂きたい。

## III) なりすまし EC サイト対策について

なりすまし EC サイト（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすまし EC サイト」という）での「商標権侵害物品を購入してしまった」、「クレジット・カード情報を盗まれてしまった」等の消費者被害の事例がさらに増加してきていると認識している。最近では、SNS 等を宣伝で利用し、なりすまし EC サイトに誘導するような手法をとり、スマートフォンにおいては URL が確認しづらい事等が悪用されるようになり、被害が更に防ぎにくくなってきている。更に、なりすまし EC サイトは、海外サーバを利用しているものが殆どであるため、権利者等がこれに対処するだけでは、時間と労力を要する上に十分な結果を得るのは困難だと言わざるを得ない。

このような状況に鑑み、以下の 5 点についてご検討をお願いしたい。

- インターネット上のなりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事
- インターネット上のなりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事
- 検索サイトの検索結果からなりすまし EC サイトを排除する事
- スマートフォンでの被害防止策を実施する事
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

A) なりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事

権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置依頼のみで、なりすまし EC サイトに対処する事には限界がある。例えば、商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われているため、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これをする事は現実的に不可能となる。

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考えます。

この件について、ご検討を頂きたい。

B) なりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事

商標権者及び消費者保護の観点から、なりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事についてご検討を頂きたい。

ホスティングサーバやミラーリングサーバが所在する場所が世界各国に分散している事やサーバの変更やドメインの取り直しが比較的容易であるに鑑みると、決定的な手段は存在しない。ブロックは、追加する方策として不完全であるとしても有効であると考えます。

C) 検索結果からなりすまし EC サイトの情報を排除する事

検索エンジンサイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。

権利者が検索エンジンサイトに申し出をすれば、著作権侵害に関わるサイトの情報を削除してくれるところもある（現状では著作権のみであり、商標権に関わる情報は、削除に応じていない）が、あくまで検索サイトの独自判断によるもので日本の法令による規制の結果ではない。

検索結果情報の下に利用者に対して「警告」と表示するなど一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとる事ができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思料する。

D) スマートフォンでの被害防止策を実施する事

スマートフォン及び SNS が普及されるにつれ、それによるなりすまし EC サイトの被害が拡大している。SNS で広告を出し、なりすまし EC サイトに誘導するという手口が横行しており、権利者も SNS の監視を強めるなどの対策を実施しているが、SNS は一般に模倣品の検索がしづらいという難点があり、又、SNS から対話アプリ等に誘導して取引が行われると、そもそも権利者（及び対話アプリ運営者）が監視する事が不可能になるという問題がある。

前述したように、スマートフォンの場合 URL を確認しづらい事等が悪用され被害が益々拡大してきているこの点、関係機関が実施されている対策の内、アンチウィルス及びブラウザでの警告表示がスマートフォンでの被害防止にも有効だと思われるのでこれを継続して頂きたい。

E) 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、源である中国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすまし EC サイトが日本語で記載されている事から、中国側からでは被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提から、なりすまし EC サイト対策は日本と中国の取締当局の連携を模索すべきだと思料する。

又、中国から発送される商標権侵害物品の貨物は、そのほとんどが発送者（仕出人）の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国に対して上記の事実を通知したうえで、貨物引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

IV) 国内取締について

## A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が取締当局の要請に応じて鑑定を行った後、被疑者の個人情報の保護のためとして、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。

折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

## B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるといふ事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的に摘発して頂きたい。

又、警察による捜査は、輸入/仕入れ元に重点が置かれる傾向があるが、権利者としては販売事実の詳細を知る事により被害状況を把握できるので、事案に応じて、個人も含む販売先についての捜査についても実施して頂きたい。

## C) 検察における商標法被疑事件の研鑽/専門家の意見聴取について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法違反被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、伴い、同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の内容に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断（外観・称呼・観念の共通性、要部判断）の内、称呼類似や要部類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断がなされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を考慮しないというのにはあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

又、例えば、偽造品のアクセサリーが台紙に留められており、アクセサリー本体にはブランド名の表示がなく台紙に表示されている場合に、台紙は商品とは別なのでアクセサリーにおけるブランド名の商標の使用とは認めないとの判断がなされた場合もあるが、何をもちて商品というかは取引の実情を前提とすべきであるから、台紙は商品と一体のものともみなすべき事は商標法の観点からは当然であるといえる。

知的財産高等裁判所や裁判所知財部の裁判官のような専門家ではない検察のご担当者にとって、商標法は、常日頃研鑽を積み重ねられている分野ではないのは当然であると考えてるので、何らかの形で同法を含めた知的財産権諸法（不正競争防止法を含む）についての研修の機会や専門家の意見を聞ける仕組みを設ける事についてご一考頂きたい。

## V) 水際対策について

## A) 商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正について

昨年10月に改正商標法及び意匠法の施行、これに伴い改正された関税法等の施行をして頂き、現在、認定手続において輸入者から提出される意見書や証拠等に基づき改正法の射程範囲を定立するための事例の蓄積等をされつつ、今般の改正を確実に実効性のあるものにするために手続の厳格な運用等をして頂く等のご尽力を頂いている段階にあるものと理解している。改正前に問題となっていた輸入者からの「個人使用目的であるとの意見書」に対する権利者から「意見書」提出の手間や、認定に至る解釈のブレ等の問題

が徐々に解決に向かっているとの認識をしております、感謝しています。

しかし、未だに以下の事項については、ご留意を頂きたいと考えている。

一海外事業者から国内の者に対する商標権等侵害物品の直接送付であっても、仕出人（差出人）は個人名義となっている事が多いという実態がある。現に、認定手続において、輸入者がオンラインマーケットプレイスを通じて購入したと述べているが仕出人（差出人）は個人名義であったという例は珍しくない。もちろん、税関が、輸入者に対して商標権等侵害物品を送付したのは仕出人（差出人）とは限らないとの前提で認定をされている事は理解しているが、改正法の適用を免れるため、海外にある個人を介して商標権等侵害物品を輸入しようとする例は今後増加する事が懸念される。従って、海外事業者の行為に着目した商標権侵害物品の輸入規制を実効あらしめるためには、海外事業者について、単に法人・会社にとどまらず個人事業者やなりすましも広く包摂できるように解釈する事や（例えば、個人名義で同時に多数の輸入者に対して輸出しているような場合は事業者とみなす等）、輸入者の側において仕出人（差出人）との個人的関係（親族、友人等）を明確に証明できない場合は海外事業者とみなす事ができるようにする手当てが必要だと考える。さらには、海外にある親族・友人等に海外の事業者（オンライン・オフライン）から商標権侵害物品を購入させ、親族・友人等の名義で日本へ発送させるという事は、かねてから広く行われているが、この場合、単に親族・友人等が介在している事をもって、海外の事業者から国内にある者への直接送付にあたらぬとして、改正商標法の規律外であるとの判断がなされている場合もあるのではないかと懸念している。このような取扱いがなされると、改正商標法の趣旨は没却される事になるので、この点の対策もご考察頂きたい。

一今般の商標法等改正は、海外から日本へ物品を送付する者の属性に着目して個人輸入を規制しようとするものであるが、改正前商標法等の下で個人使用目的の輸入であると輸入者が主張する場合でも、輸入者の属性からみて業としての輸入にあたる判断すべき事例が存在する。すなわち、個人名義の輸入者には、1) 他人の名義を冒用ないし借用して個人になりすました輸入業者（賃貸物件の空室や実在しない番地等を住所として利用する場合も含む）、2) 輸入業者ではないが業として（反復継続する意思をもって）輸入している個人、3) 真に個人使用目的で輸入している個人がいると考えられる。1) 2) 3) いずれにおいても、改正商標法等の下で海外の事業者による送付であると判断されれば、商標権侵害が成立し輸入差止の対象となるものと考えられるが、仮に、送付する側の属性からだけでは直ちに商標権侵害と判断できない場合でも、輸入者の属性等を併せ考えると、業としての輸入に該当すると判断すべき場合があると考えられる。従って、今般の商標法等改正の施行にかかわらず、従来通り、輸入者の属性に着目した輸入差止も併せて積極的に実施して頂きたいと考える。ちなみに、これまで、1) に相当する事案としては、a. 輸入代行業者が他人の身分証明書（の写し）を何らかの方法で入手し、同人の名義で商標権侵害物品の輸入を企て、輸入が差し止められた際に当該身分証明書（の写し）を添えて同人の名義で輸入者異議を申し立てた事案や、b. 多数の個人を雇い、各人に少量の商標権侵害物品を輸入させ、輸入が差し止められた際、各人に「友人から貰ったものである」等の理由で輸入者異議を申し立てさせる事案が実際に発生している。いずれも、異議の内容が具体性に欠けており、疑義貨物の出所の詳細や輸入の詳しい経緯の説明を求めても答えない事から個人輸入を装った業としての輸入である事が推測されるところであり、改正商標法等が施行された現在では海外の事業者による送付であるとみなされて差止めとなる可能性が高いが、仮に改正商標法等が直ちに適用できなかったとしても、かかる事案を取りこぼす事が無い事を切に望む次第である。

#### B) 認定手続について

以下の6項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権等侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便（EMS、e パケット）を多用している事は税関発表の統計からも明らかであるものの、インターネット販売についての調査によれば、中国資本が運営する国際宅配便の利用も増加していると認識している。については、国際宅配便に対する検査体制を強化して頂きたい。

b) 国際郵便においては、かなりの場合、仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）は、虚偽であったり記載不備であったりもしくは判読不能とされているが、権利者からすれば、送り状そのものから読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知書に添付する等して頂けるとありがたい。

これにより、手書きの事も多い仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）を判読するための税関職員の負担を大幅に軽減する事ができ、また認定手続開始通知書に記載される情報がより正確なものとなることと考える

(実際、判読による誤記と思われる場合も少なくない)。

次に、輸入者の住所についての記載は、私書箱センター、架空の住所、民泊施設等、輸入者の真の住所ではない事が多く、輸入者の名義も架空名義である事が少なくない。更に、送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるが、権利者が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するには直接関係ないとして、現在認定手続開始通知書には輸入者の電話番号は記載されていない。しかしながら、そもそも住所・名義を偽って商標権等侵害物品を輸入しようとする者は、故意にこれを輸入しようとする者であって、合法的な事業活動に従事している者でない事は明白であるから、真の輸入者が誰であるかが権利者に開示され、かかる輸入者に対して権利者が適切な法的措置を講ずる事ができるようになれば、商標権等侵害物品の輸入を減少させる事ができるのではないかと考える。よって、虚偽の住所・名義にて輸入申告した輸入者については制裁を課す事をご検討頂くと共に、輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事をご検討頂きたい。

又、昨今、日本に住所を持たない輸入者が、税関事務管理人を通じて輸入申告する例が散見されるが、この場合、認定手続開始通知書には日本国外の輸入者(仕出人と同一である事が多い)の情報のみが記載され、真の輸入者の情報は記載されない。同様に、日本国内の輸入代行業者を利用して輸入する場合や、オンラインプラットフォームの配送センターを仕向地として利用する場合も、真の輸入者の情報は認定手続開始通知書に記載されない。認定手続開始通知書には、輸入申告書上の輸入者が機械的に記載されているものである事は承知しているが、商標権侵害物品の輸入に関しては、真の輸入者が税関事務管理人・輸入代行業者・オンラインプラットフォームの配送センターを隠れみのにしている事に疑いはなく改善すべき点と思われる。税関におかれては、商標権侵害物品の輸入を繰り返す悪質な輸入者については、犯則事件等の厳格な措置をもって臨んでおられるものと承知しているが、このように税関事務管理人・輸入代行業者を利用して商標権侵害物品の輸入を繰り返している輸入者についても、把握し対処する事が可能であるのか懸念されるところでもある。繰り返しになるが、認定手続開始通知書に真の輸入者の情報を記載する事をご検討頂きたい。

更に、商品そのものの真贋は判断しかねる商品(例えば包装資材、雑誌の付録、販促用の景品、過剰生産在庫等)についても、輸入者が誰であるかによって商標権侵害物品であると判断できる場合がある。税関の守秘義務との調整が必要である事は理解しているが、認定手続開始前の輸入者情報の開示についてもご検討頂きたい。

c) 税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。また、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。

上記の情報の集積は、商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続する事をお願いしたい。

d) NACCS を使用した汎用申請での意見書(証拠)の提出ができるようになった事から証拠・意見の提出期限を遵守しやすくなり、証拠・意見の提出の電子化についての措置をお執り頂いた事に感謝しているところであるが、今回の新型コロナ禍を端緒とするリモート勤務の普及に鑑み、システム改変の際、認定手続開始書その他の税関からの通知を権利者に電子データで通知する事など、同システムが利用できる範囲を広げる事について検討して頂きたい。

新型コロナの感染が収束しつつある中でも、権利者においては依然としてリモート勤務が継続されている場合もある事に鑑みると、税関からの通知が郵便のみによってなされるというのは、認定手続の進行にあたって重大な支障となりかねない。この点、税関におかれては、新型コロナの感染が拡大していた時期にあっては、通知書原本は原則通り郵送するものの、PDFによる写しを権利者担当者に電子メールで送信するという柔軟な対応を臨機応変にお取りいただいた事に感謝しているが、現在ではこのような対応はなされていないようであり、又、通知書の郵送とPDFの電子メール送信の間に若干のタイムラグがあったため、証拠・意見の提出期限を徒過する危険があった事などから、やはり一時的な措置ではない電子データによる通知書の送信について是非ご検討頂きたい。

e) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するために対応する機器(ハードウェア・ソフトウェア)を税関に提供する事について、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、原則として受け入れは難しいというのが税関の立場であると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかれているようである(Trade Facilitation and Trade Enforcement Act (2015年) セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61)。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れ

る場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

又、予算上の問題等があると理解するが、汎用技術に今後なり得るとの考慮をもとに、税関での非接触タグの読み取り機や、QRコード読み取りのためのスマートフォン導入についてもご考察頂きたい。

f) 輸入者から、購入した業者やサイト名を記載の上で個人使用目的であるとの趣旨の意見書が提出された際には、商標法第2条第7項に該当する事が明らかなので、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定をして頂けるとありがたい。

#### C) 輸入差止申立について

一昨年1月より、輸入差止申立書についての押印や代表者の記載を廃止するなどして頂き、より申請手続きがしやすいようにとのご配慮を頂いている事について感謝を申し上げると共に、進めて頂いている輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の更なる簡素化等を引き続きお願いできればと希望している事を申し添える。

又、輸入差止申立及び既に受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する手続の更なる簡素化をご検討頂きたい。例えば、輸入差止申立に類似する商標を追加しようとすると、侵害疎明の資料からの提出を求められるが、申立に関わる商標と追加の商標の類似が自明な場合（なにをもって自明とするのか等線引きの難しい面もある事は理解している）、その必要はないように思われる。申請内容の更新が適時・的確にされやすくなるよう今一度ご考察を頂きたい。

更に、組織改編等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合や、創業者個人から事業会社に商標権者が変更となった場合に、包括承継に準じて、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

#### D) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

守秘義務の制約がある事は承知しているが、折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

#### E) 識別研修について

今回の新型コロナ対策の一環とし、オンラインによる識別研修等を工夫の上で実施し、全国の税関を対象とした一斉など、オンラインの利便性を生かした研修を実施して頂いた事について感謝をしている。

新型コロナの収束に伴い、今後、リアル研修を復活させるか、またはオンライン研修とリアル研修を並行して実施する事が検討されることになるものと推察するが、オンライン研修であれば、担当者が海外にあり現地の税関に出向く事が難しい権利者でも実施可能になるので、リアル研修を復活させる場合でも、オンラインでの海外からの研修を実施する等、更なる識別研修実施機会の増加についてのご考察を頂けるとありがたいと考えている。

#### VI) 立法について

##### A) 損害の回復について

法令もしくは利用規約に照らして銀行口座が凍結された場合、口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に分配を得られる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害を回復する道は開かれていない。権利者が凍結口座から何らかの分配を受けられる方途をご検討頂きたい。

又、損害賠償請求訴訟において、これが認められても、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、回収できる見込みが低い。なお、財産開示手続の実効性を担保すると共に第三者からの情報取得手続を定めた改正民事執行法が2020年4月から施行されたが、どの程度効果が上がっているのかは事例の集積を待たねば不明である。よって、損害賠償の実効性が上がる仕組みをさらに構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

#### B) 国際郵便について

国際郵便の実態は貨物を送る民間の国際宅配便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便が広く悪用されている事は、輸入差止実績において郵便物が占める割合を見れば自明である。国際郵便が違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

#### C) 商標法等について

商標権侵害においては、商標の同一または類似が要件となっているところ、商標の類似を判断するにあたっては、外観・称呼・観念いずれかが共通する事を前提として、需要者において出所混同を生ずるほど両商標が相紛らわしいかを考慮する事になる。このため、例えば、立体商標の刑事事件の事案で、登録立体商標を模倣している事は明らかであるにもかかわらず、被告人側が、「価格、材質、品質等の違いにより誤認混同のおそれはない」などと主張をしてくる場合が多く、対応に苦慮するケースが多いと認識している。この点、混同のおそれをあまりに具体的に捉えすぎると、粗悪な模倣品の場合はほぼ混同のおそれはなく商標権侵害ではないという不当な結論に至る事になる。混同のおそれはあくまで抽象的なものと考えべきである。

又、類似性の点で微妙ではあるが登録されると不適切な商標（例えばパロディ商標）は、商標法4条1項7号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、同様の理由により権利侵害の場面において、権利者は救済を受けられない事となりやすい。

類似性については従来の判断基準からすると微妙な場合でも、他人の商標に依拠しておりフリーライドしている事が明らかな場合については、権利侵害が認められるような規定を商標法に設けて頂きたいと思料する。なお、不正競争防止法第2条第1項第2号は、事業者間の公正な競争を確保するため、他人の著名な商品等表示へのフリーライドを規制した規定であり、混同のおそれは要件とされていないものの、他人の著名な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用する事が要件とされているので、商標法同様、類似性の判断において混同のおそれが考慮されると、結果としてパロディ商標を使用した商品の販売のような本来同号で規制されるべき行為が規制できない事になり不当である。不正競争防止法においても、事業者間の公正な競争を阻害するフリーライドについて、より実効性のある規制を設けて頂きたい。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用する事が商標の使用にあたるかの判例と特許庁見解（平成17年2月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をする事をプラットフォーム事業者及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法L713-2条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a)指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、・・・後略・・・」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の趣旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。

最後になるが、特徴あるデザインの製品を販売し、その後その特徴のあるデザインを別の品目の製品に利用し販売する事が、権利者自身によって行われたり、第三者により無断で行われたりされる事も多くなってきている。このような場合を想定の上で権利保護を講じようとする手段が十分でないと感じる。例えば、意匠登録で対策を講じたいところであるが、これは創作非容易性を根拠にされ難しいところであると理解している。出願人が同一である場合に限り創作非容易性についてのハードルを下げて頂ければありがたいが、それが現実的でないのであれば、著名なデザインに関しては出所表示機能を獲得していると解釈し、商標法第26条1項6号の適用について柔軟に解釈して頂ければ商標登録でも対応し得るかもしれないと思料している。いずれにしても、前述した状況を勘案して頂いた上で、更なる権利保護の手当

についてご考察を頂けるとありがたい。

## VII) 消費者行政について

### A) 消費者啓発について

毎年、特許庁が消費者に対して商標権侵害物品を購入しないようにとのキャンペーンを実施して頂いている事に感謝している。

今回の商標法等改正に伴い、海外から商標権等侵害物品の輸入は出来なくなる事、税関で没収される事を周知し、いよいよ注意するように啓発して頂ければと考えている。

又、その際に、消費者自身が商標権等侵害物品を販売する機会が増えている事に鑑み、商標権等侵害物品（偽造品、新品/中古品及び包装資材等の販売用度品を用いてのリメイク品/ハンドメイド品）を販売しないようにとの呼びかけも併せて実施して頂けると更にありがたい。

### B) 消費者保護について

デジプラ法が消費者の利益の保護を目的とした法律である事を前提とし、且つ、特商法については別項でお願いしている事を考慮し下記の事についてご考慮頂く事を願います。

#### a) 同法「施行規則第3条」が掲げる重要事項について

商標権以外の例えば意匠権・著作権といった知的財産権を侵害する模倣品等でも消費者は被害を受けている。消費者庁の見解によれば、場合によるとした上で、前記した模倣品は施行規則第3条第3号の「製造者名」等により対応する事が可能であるとの事であるが、それでは万人に対して明確ではなく、商標権以外の知的財産権を侵害する模倣品に対応を求める際に、常に、消費者庁の見解を引き合いに出さなくてはならなくなる。

消費者保護にこそ迅速な対応が求められるはずであるので、重要事項に「意匠権・著作権」も記載して頂きたい。

#### b) 同法「施行規則第3条」の商標権侵害の判断の範囲について

消費者庁は、同法「施行規則第3条」の商標は、所謂「偽造品」を指すものであり、一概に「商標権侵害物品」全般を指すものではないとのご見解をお持ちだと理解している。

例えば、インターネットでは、ロット番号を故意に物理的に切り取ったり削り取ったりした商品や無断で小分けした物品（酒や香水等）の販売がされている。これらの物品は、所謂、「偽造品」ではないものの、税関の判断や判例等に照らすと「商標権侵害物品」と判断されるべきではないかと思慮する物品が流通している。今般のコロナウィルス感染症予防のためのワクチン等を例にとるまでもなく、特に口に入れるもの肌に付けるものについては、商標の品質保証機能が損なわれる事が著しく消費者の不利益につながる実質的な差異が生じている事は明白であると思料するので、このような事案もデジプラ法の規制する対象として対応を頂ければ考えている

仮に前述した事象がデジプラ法の規制対象として馴染まないとの判断であるならば、消費者保護の観点から、同法の適用や商標権侵害の概念にこだわらずに他の法令の運用等も視野に入れた上での状況改善のための施策についてのご考察を頂けるとありがたい。

## VIII) 司法機関（裁判所）について

本意見は、内閣府知的財産戦略推進事務局による意見募集に対して述べる意見であるので、三権分立の建前上、司法機関に対する意見を述べるのは適当ではない事は認識しているが、知的財産権訴訟の実務に関して裁判所に意見を述べる機会がないため、ここに意見を述べる事をお許し頂きたい。

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。又、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあつては商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。更に進んで、TPP協定に基づく法定損害賠償が規定さ



れているが（商標法 38 条 5 項）、同項によって救済を受けられるのは商標権の取得及び維持に通常要する費用相当額のみであり、損害の回復という観点では必ずしも効果的とはいえないので、法定損害賠償の範囲の拡大をご検討頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他も推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知的財産高等裁判所はじめ裁判所による商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてではあるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる 4 条 1 項 11 号とは別に 15 号を規定した趣旨が没却されると思料するので意見としてお聞き頂きたい。

#### IX) 入管について

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人・ベトナム人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらかでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるため、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。なお、改正商標法の下で、海外の事業者からの送付であるとして輸入が差し止められる事を回避するために、本国の親族・知人を介して輸入しようとするケースが今後増加する事が想定されるので、重点的に対応して頂きたい事は「V」の「A」記載の通りである。

#### X) 銀行の対応について

商標権侵害物品販売サイトの連絡先が分からない場合、銀行に対して、弁護士法第 23 条の 2 に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求める事があるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。この点、弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会は、法律で規定されている制度であって、原則として回答・報告する義務があると解されている。又、個人情報の保護に関する法律は、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として、「法令に基づく場合」を挙げており、この法令には弁護士法第 23 条の 2 が含まれる。従って、銀行が、個人情報であって本人の同意が得られないとして、弁護士照会に回答しないのは誤った取り扱いであり（そもそも、違法行為を行っている者が同意するはずもない）、銀行に対しては、商標権侵害行為に対する権利行使において弁護士法第 23 条の 2 の照会を尊重し個人情報を開示するように指導を徹底して頂きたい。

#### XI) 貸店舗について

侵害品が貸店舗で販売される事例を多数認めている。この場合、直接の違法行為を行っているのは賃借人（店舗経営者）であり、店舗の賃貸人は、違法行為が行われている事の認識があっても、販売には関与していないので自分には関係ないとそのまま放置している場合も多いのではないかと推測される。誰が見てもそれと分かるような侵害品を誰でも入れる店舗という場所で販売させておいて、自分が貸した場所での違法行為についての認識がなかったと言う方が難しいように思われる。このような場合、すなわち賃貸人が賃貸した場所で行われている違法行為についての認識を有している場合、過去に違法 DVD の販売に関して店舗の賃貸人が刑事摘発された事例等からすれば、違法行為を幫助したものとして法的な責任を問われる場合があるとの事を周知するように努めて頂きたい。

#### XII) インターネットについて

C2C サイトで発送地を国内と偽り消費者を騙し、海外から商標権等侵害物品を送りつける例が依然として多発している。

日本国内発送だと信じて購入したところ、海外から発送されてきたと税関に対して多くの輸入者が述べている。出品地を偽った場合は出品禁止にする等、取引プラットフォーム運営者が対策を強化するようにすれば、取引プラットフォーム運営者の削除に割かれる労力だけでなく、税関及び権利者に無用に課せられている負担を軽減する事になるので是非検討して頂きたい。

更に、C2C サイトにおいて、出品者が商標権等侵害物品を販売した場合、取引プラットフォーム運営者が権利者の指摘を受けて ID を無効にする事があるが、商標権等侵害物品の出品は、大抵の場合取引プラットフォーム運営者の利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

次に、現在まで C2C サイトが任意に実施している悪質な商標権等侵害物品販売者の ID の削除並びに再登録を阻止するための ID 削除を受けた者の情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものとする事が出来ないかについてご検討を頂きたい。

又、出品の際に商標権等侵害物品を出品しないようにとの注意を表示している C2C サイトが存在するが、デジプラ法等でこれを義務化もしくは業界取り決めや政府から指針を示す等によって義務に近いものできないか考察をして頂きたい。

更に、商標権侵害に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わない ISP がしばしばみられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

又、発信者情報の開示が適切且つ迅速に行われるべきとの社会的な認識が形成された事に伴い、プロバイダ責任制限法の改正やガイドラインの見直しが行われたと認識している。一方、一部の ISP が開示を拒む傾向が強いという事実も否定できない状況にあると認識している。従って、今後、見直された事項が適切に運用され、プロバイダが発信者情報の開示を適切且つ迅速に行うか否か注視して頂き、開示状況に鑑みてもし必要があればそれに応じた施策を迅速に講じて頂きたくお願いをしたい。

最後に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるレジストラは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため（同法第 2 条 1 項 13 号）、ブランド名が使用されているだけで直ちにレジストラが不正競争行為であると判断する事は実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、レジストラが自主的にチェックする事は行われていないようである。レジストラにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当する事を商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考えている。

法人・団体名
11. ソフトバンク株式会社
意見の分野
I. その他
意見
<主な要旨> ・実態に即した、産学連携・スタートアップ連携による知財創造活動を通じて正の連鎖を生み出す知財エコシステム構築を希望する。 ・データの利活用及び保護に関して、様々なステークホルダーのバランスに配慮したアジャイルでのソフトロー整備を希望する。 ・著作権法第 30 条の 4 の改正検討は慎重になるべきと思慮する。また、AI 生成物が他者の著作権を侵害するか否かの判断にあたりガイドライン等の整備を希望する。 ・コンセント制度導入によって、当事者や第三者の不測の不利益が生じないよう一層の運用整備を希望する。 <内容>

## (A) スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

## (A3) 大学等における共同研究成果の活用促進について

企業の知財・無形資産活用を含め日本全体として無形資産が活用され、日本のイノベーション競争力向上のために、企業・大学・スタートアップを含めた知財エコシステムが強化されることに賛成する。

一方で、先般公開された「大学知財ガバナンスガイドライン」において、「契約締結時に企業が知財を実施するために達成すべき目標を定める」とし、「正当な理由なく当該期間の目標を達成しなかったと大学が判断した場合には、共同研究先（企業）は独占的な実施権限を喪失する」といった企業側の同意なく第三者にライセンスすることを可能にする規定案が示されている。

企業が共同研究で得た知財を含む無形資産を、その時期を含めどのように事業に実装し活用するかは、企業の事業分野や研究対象により様々であるところ、共同研究契約時に一律に知財の実施目標を相手方に約し、かつ相手方に目標未達成の正当性判断を委ねてしまうことは、企業の事業計画に不測の不利益が生じる恐れがあり、却って産学連携の萎縮につながる懸念される。

大学と企業とが相互に歩み寄りながら共有特許の活用・収益化を推進するためには、一律な規定を設けるのではなく企業・大学・スタートアップそれぞれの事業分野や共同研究成果物の性質に応じた柔軟なマッチングエコシステムの活用等、適切なライセンス促進の施策を推進することを希望する。

## (A5) スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化について

スタートアップ躍進に向けた企業間連携は、我が国の新しい価値創造に欠かせない重要な要素であり、マッチング支援等の施策を強化することに賛成する。

加えて、企業側はスタートアップや中小企業との契約交渉においては、独占禁止法の観点から慎重に条件を検討していることから、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップ への出資に関する指針」は有効であると考えられる。

一方で、企業とスタートアップとの取引において、スタートアップにとって不利な条件が強いられるなど不適切な取引の実態があれば是正されるべきであるが、知財推進計画 2022 における「大企業による不公平な取引の是正」項目や、指針に示される優越的地位の濫用の事例等が独り歩きし、あたかも大企業がスタートアップに対してその地位を前提とした取引を強要し常態化しているかのような印象をスタートアップに与えてしまうことは、企業とスタートアップの連携を阻害する恐れがある。正しく実態を把握した上で、引き続き正確な情報発信やガイドライン等の整備を希望する。

## D. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

## (1) データの利活用促進と保護とのバランスに配慮したルール形成について

データの取扱いに関するルールについては、データに関する様々なステークホルダーのバランスに配慮したソフトローを整備し、アジャイルに見直し実装されることを希望する。

世界各国においてデータ利活用のためのアーキテクチャ・IT インフラの構築や法整備が活発化する中、日本としても国際競争力の強化を図るべく、データ生成・流通・活用の環境や必要なルールの整備を進め、各国と対等な関係を構築していくことが急務である。

一方、2022 年 2 月に発表された EU データ法案では、IoT 製品・サービスから生ずるデータに対して、ユーザや第三者がアクセスし利用できるような措置を講ずることをデータ保有者等に要求する内容が定められている。

このようなデータアクセスを一律に許容するハードローは、データ流通を促進する反面、データ保有者の望まない営業秘密開示につながるのではないかと懸念が小さくない。データの内容によっては、営業秘密等として扱うことが企業の競争力向上に直結する場合もありうる。したがって、一律にデータの公開や共有を義務付けるのは適切ではなく、各データ保有者の裁量によるオープン・クローズ戦略が尊重される必要があると考える。仮に、ハードローの制定が必要な場合であっても、既存の知的財産制度が尊重されることを前提に、明確な定義の下で保護と利用のバランスを担保した範囲に限定されるべきである。

また、データの流通を促進するためには、データ利活用によるメリットを体系化・明確化することにより、データ保有者等ステークホルダーにとってのデータ提供・利活用のインセンティブを高めることが重要である。リスクや懸念点への手当てはもちろんのこと、データの価値を正しく評価した上で適切な対価やメリットを提示し、ステークホルダーが納得した上でデータ提供・利活用に同意するという私的自治が担保されるべきだと考える。

我が国が推進する DFFT (Data Free Flow with Trust) を実現し、そのサステナビリティを担保するためにも、保護と利用のバランスの取れたデータ政策が推進されることを希望する。

## (2) 不正競争防止法による営業秘密の保護について

令和5年3月10日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出されたことを歓迎する。今後も、デジタル化や国際化の更なる進展を踏まえ、萎縮効果やリスクへの配慮をしつつも、企業にとっての重要な資産である営業秘密等の適切な保護を実現するための検討が継続されることを希望する。

#### E. デジタル時代のコンテンツ戦略

(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革（AI生成物と著作権）について

著作権法第30条の4の改正検討は慎重になるべきと思慮する。また、AI生成物が他者の著作権を侵害するか否かの判断にあたっては、ガイドライン等の整備が有益であると思慮する。

構想委員会において、技術の変化や動向を踏まえて今後検討が必要な事項（例）として、(1) AI（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する場合、どのようなケースが著作者の利益を不当に害するか（AIへのインプット観点）、(2) AIによる生成物を利用する場合、どのようなケースが著作権侵害に当たるか（AIからのアウトプット観点）、等が挙げられている。

「AIへのインプット」に関して、対応する著作権法における権利制限規定（30条の4）導入が検討された平成30年当時、IoT・ビッグデータ・人口知能等の技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置づけられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出に対する期待が高まっていた。そして、環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するための、権利者に及ぶ不利益に応じて、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた権利制限規定を整備することが適当との判断がなされている。

現在においても、法改正時の立法事実は合理性を失っているものではなく、むしろイノベーション創出に対する社会的必要性は今後ますます増加するものと想定される。また調査・研究用途のみならず商業用途にも適用される本規定は、世界的に見ても先進的であり、我が国のイノベーション促進に対する姿勢を世界に示す象徴ともいえるべき規定でもある。よって、著作権法第30条の4を安易に改正することには慎重になるべきと思慮する。

一方で、学習済みモデルの流通加速、ジェネレイティブAIの技術的進化、クリエイタの創作意欲を減衰させない配慮が必要な点もまた事実である。そのため、例えば、著作権者が自己の著作物を学習済みモデルに学習させることを明示的に禁止する意思表示を行っている場合は、著作権法30条の4の適用除外となる点を明示するなど、著作権者に及ぶ不利益を明確化しつつ、柔軟性を保ちうるソフトローでの改善を図ることを希望する。

また、「AIからのアウトプット」に関しては、AI生成物が他者の著作権を侵害するか否かは、AI生成物の態様（原著物との類似性）やAI利用者の意図や依拠性等に加え、AIサービス提供者の目的、サービス提供方法、提供内容（使用者の意図に関わらず必然的に著作権侵害を誘発していないか）等を総合的に検討し、責任の所在を判断するための一助となるガイドライン等の整備を希望する。

#### (I) その他

商標のコンセント制度の運用整備について

コンセント制度導入によって、当事者や第三者の不測の不利益が生じないよう一層の運用整備を希望する。

コンセント制度は、法制度趣旨に反するアサインバックの是正や国際調和の観点からその導入が予定されている。しかしながら、コンセント制度の導入により、商標が互いに同一／類似する商標権が複数並存する状況になった結果、第三者が商標の使用（取得）を希望する場合、それら複数の商標権への措置が煩雑になることが懸念される。したがって、コンセント制度に基づき認められる商標登録は、先願権利者と後願権利者（コンセント取得者）のみならず、その商標の使用を希望する第三者とのバランスを考慮した制度設計とし、例えば、コンセントが必要な商標は、現実に使用されている商標に限るなどといった必要最低限に留めることが望ましい。

また、コンセント制度は、先願権利者とコンセント取得者との合意を前提に、例外的に商標法4条1項11号に該当しないとするものである。そのため商標権登録後の取消事由となる不正競争目的の類型に「事後的に先願権利者とコンセント取得者との合意に反する事態が発生した場合」についても追加することが望ましい。

これらの点については、「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」の意見募集に対する令和5年3月10日で示された考え方において、継続検討する旨の前向きな回答を頂いており、今後も制度運用を慎重に検討頂くことを希望する。

以上

法人・団体名
1 2. 本田技研工業株式会社 知的財産・法務統括部
意見の分野
B. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
意見
<p>知的財産推進計画 2022 においては、将来の成長に必要な知財・無形資産への投資の不足している原因として、費用対効果が見えにくい点が指摘されています（9 頁）。また SDGs や ESG 投資の高まり、世界が直面する様々な社会課題のうち日本が強みを発揮しうる点を明確に認識すべき点も指摘されています（108 頁）。こうした中、環境に関する技術については、グリーン・トランスフォーメーション（GX）技術を俯瞰する技術区分表（GXTI）を作成して頂いたことにより、その技術動向の俯瞰や、各企業における取組みを客観的に示す手法として利用することが可能になりました。一方で SDGs は環境に関する目標（13 気候変動に具体的な対策を）だけでなく、他にも 16 の目標が掲げられております。例えば、「3.6 世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」については、科学技術イノベーション（STI for SDGs）により貢献できる目標であります。グリーン技術への取り組みに限らず、日本が強みを発揮しうる SDGs と紐づいた技術領域については技術区分表を作成公表して頂くことにより、各企業における取組みを客観的に示す手法として当該技術区分表を利用することが可能になり、社会的企業価値向上（SDGs への貢献）や投資対効果の見える化が図れることが期待できます。</p>

法人・団体名
1 3. 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会
意見の分野
(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 I. その他
意見
<p>(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革</p> <p><b>【デジタル時代の著作権制度・政策の検討について】</b> デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革に関しては、利用者にとって真に使い勝手の良い設計となるよう、事業者および想定されるユーザーのニーズを踏まえた検討がなされることを希望します。メタバース上での利用に代表されるバーチャル空間での著作物の利用に関し、ユーザーから見た場合に現実世界の体験と同等の効果が得られる著作物の利用について、権利処理方法が異なり、利用料にも大きな乖離がある場合があることは、制度の理解や定着化にとっても支障となり得るだけでなく、不要なトラブルを招くおそれもあると思料します。当協会としては、デジタル時代の著作物流通環境がステークホルダーにとって安心・安全なものとなるよう、著作権制度の見直しに関する検討や権利処理の運用改善・簡素化が進められることを期待します。その際、民間事業者も含めた幅広いステークホルダーにお声がけをいただき、コンテンツの利活用促進や海外市場への進出促進などが図られるよう、ビジネスの実態も踏まえた上で、公正・公平で納得のある検討がなされることを希望します。</p> <p><b>【簡素で一元的な権利処理方策】</b> DX 時代において、国境を跨いでアウトオブコマース作品や一般ユーザーが創作するコンテンツの利用が増加傾向にあることから、「権利者への連絡が難しく権利処理が困難になりやすいコンテンツ」について、分野を横断する簡素で一元的に権利処理できる窓口の創設や分野横断権利情報データベース（DB）の活用により、権利者探索に係る利用者の負担を減らしつつ、コンテンツ利用の円滑化による対価還元、コンテンツ創作の好循環が図られるような環境の構築に期待しております。今後、具体的な制度設計および制度運用にあたっては、クリエイター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者が参加した公正かつ納得感のある議論が継続的に行われることを望みます。また、新たな制度の普及に向け、簡潔な手続きの設計に加え、適切な使用料が設定されるべく、既存の権利処理に係る使用料を参考にするなど、価格設定のあり方についても幅広くご検討いただくことを要望いたします。DB の構築については、将来的に、フィンガープリント等の技術を用いた「より利用者にとって検索しやすい DB」や、ブロックチェーン等の技術を用いた「透明性・信頼性を担保した権利情報管理システム」</p>

などが構築されることにより、利用円滑化による対価還元とコンテンツ創作の好循環が実現され、ひいては権利保護とコンテンツ利用の促進がバランスよく両立させられるよう、民間事業者も議論に加えていただき、ビジネスの実態も踏まえた上で、設計してくださることを希望します。

【AI 生成物と著作権について】

2018 年の著作権改正で導入されたデジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定（著作権法 30 条の 4）は、AI を実装する際の学習用データの作成に際して必要な著作物の非享受利用を可能とする環境整備という点で、大きく前進したと捉えております。

当時から時間が経過し、昨今では当時では想像できなかったような品質レベルで、AI により画像、動画、音楽、文書などを生成するサービスが急速に発展しており、今後もその流れが加速・発展しながら、社会に急速に普及していくものと考えております。

こうした技術の発展・普及に伴って、世界的にも AI 生成物と知的財産権に関する議論が活発になっております。既に、令和 5 年 3 月の構想委員会でもこの点について論点の整理が行われておりますが、日本においてもこのような議論が継続的に行われることが望まれます。その議論に際しては、技術の発展や社会への普及の動向、他国での議論の趨勢に目配せしつつ、知的財産の保護とイノベーションの発展・普及による社会の利便性向上とのバランスを考慮した整理がなされることを希望します。

I. その他

【知的財産保護の重要性】

デジタル社会の進展やデジタルトランスフォーメーション推進に向けて各省庁で様々な施策が検討されています。また、知的財産推進計画 2022 にあるように、イノベーションを加速するために、スタートアップや大企業など多様な主体がイノベーションに参加していくべきことは重要な指摘です。これらの重点課題に対応する前提として、知的財産の保護が、投資の収益化を実現することで企業の投資を促していくイノベーション創造の基盤であって、いずれの事業者にとっても、オープン・クローズ戦略など知的財産の戦略的活用は、事業戦略の根幹をなしていることを大前提として確認しておくべきです。このような背景のもと、特許や著作権、営業秘密など知的財産にも関わる制度的な検討については、その共有が義務化されることの是非も含めて、日々早いスピードで進歩するデジタル分野を含めて事業者のイノベーションに向けた取組みを妨げることとならないよう、慎重かつ丁寧に検討を行うことが必要です。どの課題について検討を行う場合であっても、知的財産が適切に保護され、かつ、イノベーションが促進されるかの観点から、常に検証していただけるようお願いいたします。

【第三者意見募集制度の導入】

令和 3 年特許法改正にて「第三者意見募集制度」が導入されましたが、同制度の趣旨ないし意義は著作権など他の知的財産に係る侵害訴訟においても同様であると考えられますので、他の知的財産分野への同制度の導入について検討を希望します。

法人・団体名
1 4. 株式会社 NTT ドコモ 知的財産部
意見の分野
A. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化 (C2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用
意見
A. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化  <要旨> 産学連携及び事業連携に対するあるべき方向性 1. 継続的な連携ができるバランスの取れた方針であるべき 2. 開かれた議論により検討された施策等を広く浸透させることと  1. 継続的な連携ができるバランスの取れた方針であるべき 我が国の競争力向上という重要な課題に対し、大学やスタートアップ企業（以下、大学等）との事業連携によるイノベーション促進は非常に重要な役割であると認識している。

今般各官公庁より公表されている指針等は、事業連携の促進のため、契約交渉やライセンス交渉等の知見が不足している大学等に対して、事業連携の在り方等を示すことが目的であると思慮する。しかし、これら指針等においては、大学等に極端に優位となる条件や、特定条件下でのみ適用可能な契約条件が散見される。

例えば、当事者が指針等の内容に固執するあまり、交渉自体が停滞することも考えられ、この結果、大学等と組むこと自体を躊躇する企業も現れることも否定できない。これは、連携を望む大学等のためにもならず、我が国が目指す姿とは乖離した事態となる可能性があることを考慮すべきである。

もちろん、悪意をもった一部の当事者が、大学等に対して不利なライセンス条件を提示し、契約締結を迫るといった報告があり、指針等にこれらの事態を改善する役割もあることは理解している。そうであっても、当事者同士がwin-winとなるように、善意のもとで契約内容を取り決めようとする当事者が存在することも事実である。

従い、大学等との継続的な事業連携によるイノベーション促進という大きな目標に対しては、公正かつ自由な競争環境の下で事業連携を成功させ、これが継続的に行われることを最優先すべきである。このために各官公庁が示す方針等の策定にあたっては、双方にとってwin-winとなるようバランスを重視し、大学等に対してもバランスの取れた内容を浸透させることが肝要である。

## 2. 開かれた議論により検討された施策等を広く浸透させること

大学で生み出された技術を社会に還元することや知財収益を改善すること、また、国を挙げてスタートアップ企業を支援することは、我が国の競争力の強化に繋がり得るため、取り組みに賛同する。

この取り組みの一環である「大学知財ガバナンスガイドライン」は、ガイドライン策定の検討状況の開示がなく、当該ガイドラインに対する意見提言の機会も与えられないまま、本年3月に公表されている。

第三者との共同研究や事業連携は、企業の事業戦略の根幹に関わるものであり、その連携の基礎となる契約についての在り方を示すガイドライン等の策定にあたっては、連携に関わる全ての利害関係者からの意見を広く取り入れ、開かれた場における透明な検討プロセスを担保することが肝要である。

またガイドライン等の施策は、広く浸透させ活用されるべきものであるため、その策定に至ったプロセス（経緯、検討事項、寄せられた意見など）が開かれた議論の場でなされたものであることは、利害関係者から一定の理解を得る上で重要な観点であると思慮する。

おわりに

弊社は、大学や企業などの第三者との事業連携等の多くの知見も有することから、今後の議論にあたっては、積極的に貢献させていただきたいと考えている。

### (C2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用

<要旨>

SEPを巡る課題に対するあるべき方向性

1. 全ての当事者にとってバランスの取れた方針であること
2. 国際的な調和の下でSEPライセンスのエコシステム確立に向けて注力すること
3. タイムリーで正確な情報が入手できる環境が整うこと

#### 1. 全ての当事者にとってバランスの取れた方針であること

社会が持続的に発展するためには、その発展の基礎となる技術が継続的に開発されること、および当該技術を利用したい者が円滑に利用できることが必要である。特に、今後も標準化技術の増々の社会実装と標準化技術を用いた新たなサービスの創出がなされることが見込まれているため、イノベーションを推進する企業及びその成果を利用する企業の双方が共存共栄出来るエコシステムを形成する意義が高いと考える。

SEPを巡る各課題に対しては、今後も世界各国で様々な議論や解決策が提示されるものと思慮する。従い、我が国において課題の検討を行うにあたっては、SEP権利者には、継続的な技術開発投資のための適時・適切なインセンティブを、またSEPの実施（実装）者には、標準化技術を利用することにより得られる付加価値に応じた合理的な対価で、標準化技術をシームレスに実装できる環境の提供を目指し、バランスの取れた方針に基づくことが必要不可欠である。

#### 2. 国際的な調和の下でSEPライセンスのエコシステム確立に注力すること

グローバル化・複雑化する現代において、SEP権利者もSEP実施者もグローバルにビジネスを展開

することが基本となっているため、SEPを巡る課題は必ずしも一国内で閉じて解決できるものではない。

この状況下、各国の政府機関は各々で課題解決のための議論を進めており、独自のガイドライン等の指針が公表され、または公表予定である。

しかしながら、各国が示す内容（判断基準等）は、必ずしも同じ方向性を示しているとは言えず、少なからずその内容に相違が生じている。現に、ガイドライン等が乱立した結果、混乱が生じているとの一部報道もある。

我が国は既に、SEP権利者とSEPの実施（実装）者のバランスが比較的取れていると評される指針（例：標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き（2018年））を策定したという知見もあることから、今後も諸外国との協力関係の下、国際的な調和がとれたSEPライセンスのエコシステムの確立に向けて注力することが、標準化関連でのイニシアチブ獲得という政府目標の達成に大きく寄与するものと思慮する。

### 3. タイムリーで正確な情報が入手できる環境が整うこと

SEPに関する訴訟は依然として活況であり、各国の裁判所によってSEPを巡る重要な判断が示され、判例の蓄積も進んでいる。

また、各国政府機関によるSEPに関するガイドライン等の公表については上述の通りであるが、この他、各国標準化機関や業界団体がガイドラインを公表する事例もある。これらのガイドライン等の中には、SEP権利者もしくはSEP実施者（実装者）の一方当事者しか策定に関わっていないものも存在しており、ガイドライン等という建付けであっても、その内容にバランスを欠くものも少なからず存在する。

これに加え、SEPを巡る課題に対しては様々な論文や報告書、ニュースが公開されているが、公開された情報の精度や正確性は玉石混濁である。

このように、SEPを巡る課題に関する情報は日々更新・蓄積され続けているが、特にSEPに不慣れた当事者にとっては、これらの情報を取捨選択し正確で最新の情報のみを取得することは困難であると思慮する。例えば、誤った情報や古い情報を基づき行った事業判断によって、不利な状況に追い込まれる可能性は否定できず、これは国益の観点からもマイナスである。

従い、SEPに関わる全ての当事者が最新で正確な情報を一元化し入手ができるような環境整備（例：継続的なガイドライン等の改訂）を行うことが肝要である。

おわりに

弊社は通信事業者の立場であるとともに、SEPの権利者でもあり、SEPを巡る紛争や標準化活動も多くの知見を有することから、今後の議論にあたっては、積極的に貢献させていただきたいと考えている。

法人・団体名
15. 株式会社KADOKAWA
意見の分野
E. デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
《全文》 E. デジタル時代のコンテンツ戦略
(E1) Web3.0時代等を見据えたコンテンツ戦略
1. メタバース等のデジタル空間における模倣品対策について
「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」を第211回通常国会へご提出頂いたことに感謝申し上げます。特に、弊社はデジタル空間における模倣行為の防止を目的とした不正競争防止法第2条第1項第3号の改正案を高く評価しております。
メタバース等のデジタル空間における経済取引の活発化に伴い、有体物たる既存商品の3DCGモデル等による模倣及び流通が懸念されている中、同条同項同号の規制をデジタル経済圏に及ぼすことは、リアル及びデジタル両空間での商品展開を企図する商品開発者の利益を保護することにつながり、ひいては我が国のWeb3.0産業の振興による我が国の国力の強化の実現に向けた大変有意義な改正であると考えております。



もっとも、このような改正は、差止請求や損害賠償請求等の実効性が担保されて初めて実質的に意義のある制度になるものと存じます。差止請求や損害賠償請求等の訴訟提起に際しては、相手方の住所及び氏名の特定の必要になるものの、メタバース等のデジタル空間におけるユーザーの多くは匿名であり、発信者情報開示制度の活用が要となります。この点において、改正プロバイダ責任制限法の施行により、従来の手続的負担を緩和する非訟事件手続制度が新設されたことは、Web3.0時代等を見据えた、時宜に即した改正と評価いたします。

しかしながら、メタバース空間を提供している海外事業者たるプラットフォームに対して発信者情報開示請求を行う場合においては、新設された現行制度をもってしても、なお不十分であると言わざるを得ません。まず、海外事業者については、日本での法人登記率が極めて低く、国内登記が無い場合、EMSによる外国送達を要するとともに、訴状の外国語への翻訳も必要となります。相手方によっては、EMSを無視する等といった行為に出ることや、宛先不明となるケースも想定しえます。今後大手プラットフォーム以外の中小規模のプラットフォームの参入が想定されるころ、より迅速でコストが低く確実な国内送達を実現すべく、メタバース空間等を提供する海外事業者に対して、外国会社の登記（会社法第818条）の徹底を求めて頂くよう強く希望いたします。

また、我が国の制度における開示対象事項は、米国サピーナ等に比べて限定的であり、発信者特定における実効性が低いものと考えております。実効的な情報開示のためには、新制度の下においても、米国サピーナ等海外の手続きを利用しなければならない可能性が高く、海外手続きに頼らざるを得ない状況が続くことが課題となります。海外事業者との関係においても、発信者特定のために実効性のある国内手続がさらに整備されることを切に望みます。

## 2. NFTの非正規品対策及び法的保護の必要性について

NFT市場においては、権利者の許諾を得ていない多くの非正規品が流通する問題が生じています。NFTを利用したデジタルコンテンツを販売する者が誰であるのか、当該デジタルコンテンツが正当に発行されたものであるのかを確認する仕組みが欠如しており、NFT市場の健全な育成が阻害されているものと考えます。非正規品の流通をそのまま放置しては、NFTを利用したデジタルコンテンツの購入を委縮させ、コンテンツホルダーの得べかりし利益を喪失せしめ、ひいては我が国のメディア・コンテンツ産業の潜在力を削ぐ結果となりかねません。消費者が安心してNFTコンテンツを購入でき、取引の利益がしっかりとコンテンツホルダーに還元される仕組みの整備なくして、NFT市場の健全な成長は無いものと思われれます。

2022年6月に決定された「知的財産推進計画2022」においては、急成長の只中であつたNFTをめぐる法的課題等について、民間事業者等と密接に連携しながら、ソフトローでの対応を前提に、必要な対応の検討等を進めて行くものとされました。しかしながら、健全なNFT市場の成長を加速するためには、ソフトローによる規律に任せるだけでは不十分と言わざるを得ません。NFTマーケットプレイス事業者に対し、NFT販売者の本人確認や許諾の有無についての確認を行うよう義務付ける等、法令による規律の可能性についても検討を開始すべきであると考えます。

また、我が国がNFT市場に係るグローバルスタンダードの形成を主導し、コンテンツ産業の持続的な発展と国際競争力のなご一層の強化するためには、上述した非正規品対策に加えて、例えば、NFTに物権に準じた法的保護を認めるなど、NFTに対してより安定した法的保護を与えていくことも検討に値するものと考えます。

### (E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

デジタル時代のスピードに対応した著作権制度・施策の改革が進められているところ、その結果として、コンテンツの創作と利活用が促進され、クリエイターに対する適正な対価の還元が拡大されていくことはコンテンツ産業の成長に必要不可欠であると考えております。

改革のひとつとして整備が進められている簡素で一元的な権利処理の方策においては、ユーザーが利用しやすい制度であることは当然ながら、著作物の権利者の利用許諾の意思が尊重された制度になることを希望いたします。権利者には個人、法人のいずれも存在しますが、どちらも権利者としての意思表示、例えば、オプトアウトの意思表示や過去の意思表示に関して文字通りに解釈がなされる等、権利者の意思に反することのない権利処理が進められることを強く望みます。

### (E4) 海賊版・模倣品対策の強化

海賊版対策について、2019年10月に策定された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」における第3段階の検討がされないまま現在に至っており、サイトアクセス数増加の抑止に直接的な効果が得られる対策を講じられるよう、具体的な検討と第2段階までの対策の効果検証を

進めていただけるよう切にお願いいたします。

近年の海賊版の被害は、所謂従来型の海賊版サイトのみならず、動画投稿サイトへの違法アップロード、違法な漫画アプリへの投稿など、多様な形態の権利侵害が生じている中、権利侵害者の国籍も多岐に渡り、運営者、投稿者の特定に困難を極めています。そのような状況下で、昨年10月に改正されたプロバイダ責任制限法における外国企業に対する発信者情報開示請求の手続きの簡易化は、侵害者の特定の短期化につながるものであると大きな期待をしております。もっとも、その短期化を実現するためには、上述のとおり、外国会社の登記（会社法第818条）の徹底や米国サピーナ等の他国の制度に劣らない開示対象事項の設定をいただくことが重要となりますので、これらの点については重ねてお願いする次第です。

さらに重要な視点として、デジタル環境においては、多くの場合、インターネット上のコンテンツ流通の媒介者が侵害行為を終わらせることができる最適な場所に位置していることが挙げられます。これはEU指令において媒介者に対する差止請求が認められている根拠となっております。NFT技術の活用等、新技術を利用したデジタルコンテンツ産業の進展と将来の姿を視野に入れ、我が国においても、諸外国と同様に、悪意の侵害媒介者に対しては、侵害防止措置としての差止請求を認める制度を設けるべきであり、我が国のコンテンツが甚大な権利侵害の被害を被っている現状に照らして、その議論を速やかに進めていただくことを切に望みます。

#### 《要旨》

発信者特定のため海外事業者との関係における実効性のある情報開示の制度整備を望む。

NFT取引の利益還元が適切に行われるよう本人確認の義務付け等、法令による規律を検討頂きたい。

簡素で一元的な権利処理方策について権利者の利用許諾意思を尊重する制度になることを望む。

我が国のコンテンツに対する甚大な権利侵害状況を踏まえ、諸外国同様に悪意の侵害媒介者に対する侵害防止措置としての差止請求を認める制度を設けるべき。

#### 《意見の内容》

##### E. デジタル時代のコンテンツ戦略

- (E1) Web3.0時代等を見据えたコンテンツ戦略
- (E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革
- (E4) 海賊版・模倣品対策の強化

法人・団体名
16. 日本電信電話株式会社 知的財産センタ
意見の分野
(A8) 「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」の策定と大学への浸透 (C1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進
意見
(A8) 「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」の策定と大学への浸透
<p>グローバル市場において、欧州や中国等の企業が国際標準を活用して競争優位性を確立しようとしている中、日本の国際競争力を高めるために、国策として標準化活動への支援を強化するこれまでの取組みについて賛同する。</p> <p>国際競争力を高めるためには、協調領域における競争力の源泉として期待する技術に戦略的にリソースを投下して研究開発を推進することに加えて、開発した技術が標準化の場において高い支持を得られるよう、国内に閉じずに他国とビジョン等を共有しながら、研究開発の早期段階から他国を巻き込んだ戦略的な連携、いわゆるオープン戦略の推進が肝要であるが、オープン戦略を百戦錬磨でしたたかに進めてくる他国との競争に勝つには、グローバル事業の場において日本の製品やサービスを選択してもらえるような価格設定や、魅力的な差異化要素の拡充をクローズ戦略として進める必要があると考える。</p> <p>これらを実現するにあたって、オープン化する領域とクローズする領域を線引きした上で、オープン化する領域に関しては他国企業を広く受け入れつつも、クローズ領域としてわが国が囲い込む領域の選定に関する情報や目標スペックやマイルストーン、さらには当該領域にリソースを投入して得られた国プロ等</p>

の成果が、他国から容易に参照/吸い上げられないよう情報公開を慎重にコントロールしていただけるよう強く要望する。

緊密な産学連携のもと大学知財の社会実装を推進する方針については大いに賛同するところであるが、当該意見募集の最中に公開された「大学知財ガバナンスガイドライン」は、パブリックコメント等、産学連携の現場で活動する関係者の意見を幅広く吸い上げる機会もなく、経団連を筆頭に産業界から様々な懸念が表明されているものと認識しており、これまで各社が培ってきた大学との信頼関係に影響を及ぼすものとならないのかを図りかねている。

たとえば、プリンシパルとして記載されている各事項を、ひな型一辺倒ではない様々な事情のもとで実施される個々の案件において大学側が経営判断の名のもとにどのように活用するのかは予測がつかず、担当者がガイドラインに固執するあまり連携協議が滞る場面が容易に想像される。

今後の知財推進計画 2023 においてガイドラインを大学に浸透させる方策をとりまとめるにあたっては、現場の運用実態を正しく理解し、信頼関係のもとでガイドラインが真に有効なものとして機能する方策を検討していただきたい。

### (C1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進

グローバル市場において、欧州や中国等の企業が国際標準を活用して競争優位性を確立しようとしている中、日本の国際競争力を高めるために、国策として標準化活動への支援を強化するこれまでの取組みについて賛同する。

国際競争力を高めるためには、協調領域における競争力の源泉として期待する技術に戦略的にリソースを投下して研究開発を推進することに加えて、開発した技術が標準化の場において高い支持を得られるよう、国内に閉じずに他国とビジョン等を共有しながら、研究開発の早期段階から他国を巻き込んだ戦略的な連携、いわゆるオープン戦略の推進が肝要であるが、オープン戦略を百戦錬磨でしたたかに進めてくる他国との競争に勝つには、グローバル事業の場において日本の製品やサービスを選択してもらえようような価格設定や、魅力的な差異化要素の拡充をクローズ戦略として進める必要があると考える。

これらを実現するにあたって、オープン化する領域とクローズする領域を線引きした上で、オープン化する領域に関しては他国企業を広く受け入れつつも、クローズ領域としてわが国が囲い込む領域の選定に関する情報や目標スペックやマイルストーン、さらには当該領域にリソースを投入して得られた国プロ等の成果が、他国から容易に参照/吸い上げられないよう情報公開を慎重にコントロールしていただけるよう強く要望する。

法人・団体名
17. 日本製薬工業協会
意見の分野
I. その他
意見
<p>《要旨》</p> <p>わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、データ・人工知能（AI）等の利活用を促進することによって、新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくこと、特にバイオ分野の産学連携を促進して行くことが必要です。</p> <p>掲題「知的財産推進計画 2023」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. データ・人工知能（AI）の利活用促進のための知財制度上の在り方についてのさらなる議論</li> <li>2. AI デジタル関連技術の審査の均質化</li> <li>3. データ保護制度の法制化</li> <li>4. バイオ分野の特性を踏まえた産学連携における知財の取扱い</li> <li>5. 生物多様性条約に関する対応</li> </ol> <p>1. データ・AI の利活用促進のための知財制度上の在り方についてのさらなる議論</p> <p>（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 36】及び【重点項目 47】などの「4・デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備」に関して、わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、データ等の利活用を促進することによって、新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくことが必要です。そこで、医療・介護分野での情報活用の一環として、医療・医薬に関わる企業による AI やデータの利活用促進についてさらなる議論を要望しま</p>

す。

医療分野においてもデータやAIを活用した研究開発が急速に進んでおり、画期的な新薬を世界中の患者さんに迅速に届けることが期待されています。そのためには、データの利用促進、及びデータやAIの適切な保護とそれらの利活用の促進のバランスを保つことができる制度が必要になってきます。

特に、医療分野の一次利用及び二次利用を促進する健康医療データ基盤構築と個人情報情報を適切に保護しつつ、健康医療データの創薬への利活用促進を引き続き希望します。

しかし、日本におけるAI技術のさらなる発展を図るためには、データやAIの知財保護を強化することに一定の根拠を見出せるものの、AI関連特許の効力がAIを利用して生成されたデータにまで及ぶことや、第三者のAI特許の侵害に対してユーザーが多くの責任を負うことになれば、データやAIを利活用するユーザーの研究開発活動が著しく制限され、AI技術の継続的な発展を阻害する要因となります。すなわち、データやAIを利用して得られる発明に係る適切な知財保護の指針の制定が望まれます。

更に、今後の国際ハーモナイゼーションへ向けた議論を我が国がリードするためにも、日本において、産業政策の観点から踏まえ、AI技術に対する知的財産保護（発明者適格性、特許要件等）や権利侵害（侵害成立要件や法的責任主体等）に関する諸問題についての議論継続を要望します。

## 2. AI デジタル関連技術の審査の均質化

（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 111】に関して、世界最速・最高品質の審査を提供するために、審査体制の充実化などの検討が進んでいるものと理解しております。特に、昨今のAIを活用したビジネスの活発化により、AI関連技術の特許出願件数が著しく増加しているところ、既にAI関連技術に関する特許審査事例が公表されており、ユーザーにとって大変有益なものとなっております。一方で、AI関連技術はあらゆる技術分野において活用されていることから、審査の均質化を図るために、審査官には特定の技術分野に加え、AI関連技術に関する知識も求められます。そこで、審査体制の充実化の一環として、特許庁におけるデジタル人材の育成強化を要望いたします。

## 3. データ保護制度の法制化

日本においてデータ保護制度を法制化することを要望します。

データ保護制度は特許と並ぶ医薬品開発の根幹に関わる基本的制度であり、TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定においても保護することが定められ、欧米においては法制化されています。日本における医薬品開発に対するインセンティブを安定して高める観点から、データ保護制度の法制化を検討し必要な措置を講じることを要望します。

データ保護制度とは、先発品会社が得た知的財産である臨床試験データを一定期間保護する制度です。データ保護制度の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、先発品の承認後一定期間後発品は承認されないため（後発品は先発品の臨床試験データを利用できない）、先発品会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができない事態を危惧することなく、新たな医薬品を開発し、患者さんに届けることができます。

医薬品の開発は、10年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20年前 1/1.3 万候補品であったものが現在では 1/2.3 万候補品になっています。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証するデータ保護制度は極めて重要な制度です。

TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており（TRIPS 協定 第 39 条；日英包括的経済連携協定 第十四章 知的財産、第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・四十二条；日 EU 経済連携協定 第十四章 知的財産、第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・三十六条及び第十四・三十七条）、欧米においてはデータ保護制度が法制化されています。

一方で日本では、データ保護を規定する法律はありません。再審査制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四条の四）が、データ保護の役割も有していると捉える向きもありますが、再審査制度がデータ保護の役割を有することは明文化されていません。このため、再審査制度がデータ保護の役割を有しているとしても、それを認識することは容易なことではなく、特に、国内外のアカデミアやベンチャー企業が認識することは困難です。データ保護が認識されなければ、特許による保護に懸念が生じただけで医薬品開発が断念されるおそれがあります。毎年薬価改定により薬価が引き下げられる日本市場における医薬品開発の優先度が下がり、ドラッグラグの問題が顕在化しつつある現状においては、日本での医薬品の開発は欧米より遅れ、その結果として特許の残余期間が欧米より短く

なることから、データ保護が認識されなければ、ドラッグラグどころか日本における医薬品の開発が断念される場合が増加するおそれすらあります。また制度自体が法律として規定されていないことから、その詳細を誰もが公平に負荷なく知り得る状態にも現状なっていません。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の安全性の確認でありデータ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来データ保護制度は、再審査制度とは別に存在するべきものです。データ保護制度は特許と並ぶ医薬品開発の根幹に関わる基本的制度でありながら、将来的に、再審査制度がそれ自体の目的の下で変更されることでデータ保護としての役割に影響を及ぼすおそれがあり、再審査制度がデータ保護の目的・役割を反映した形で恒久的に維持されるかについて保証されていません。

以上のことに鑑みて、欧米と同様に、日本におけるデータ保護制度の法制化を要望します。データ保護が法制化されることで、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できます。

#### 4. バイオ分野の特性を踏まえた産学連携における知財の取扱い

(知財推進計画 2022 の) 工程表【重点項目 4~7】に関して、医薬品創生、特に再生医療や細胞治療等のニューモダリティを含めたバイオ医薬分野では、最新の研究成果・関連技術を有する大学やスタートアップ・ベンチャー企業と医薬品メーカーとの大規模な共同研究が益々増加しています。医薬分野においては、医薬品メーカーによる社会実装が最も可能性が高く、その実績もあると考えております。大学やスタートアップとの協業を開始するにあたって、シーズが適切に発掘され特許出願等されていることは非常に重要ですので、項目番号 4 に記載の「大学の知財活用アクションプラン」、項目番号 6 に記載の「大学の知財マネジメント機能の格差の是正」に期待します。また、昨年度、共同研究成果の早期公表を希望する大学と、適切なタイミングでの成果の公表を希望する医薬品メーカーの間では、必ずしも利害が一致しないことについて、意見を申し述べさせていただいたところ、項目番号 5 に「適切なタイミングでの研究成果の開示の条件化の検討」を課題として挙げて頂きました。研究成果の公表は、その後の知的財産権の取得に多大な影響を与えるという点だけでなく、そのものが知財戦略の一環であることを産学ともに認識し国際競争に立ち向かう必要があると考えます。

一方で、「(3) 大学等における共同研究成果の活用促進」については、医薬品メーカーとして、むしろ社会実装の障害となる懸念がございます。たとえば、「大学等と企業との共有特許について、企業が一定期間不実施の場合に、大学等が第三者にライセンスすることが可能となるよう」とのことですが、医薬品の研究開発には多大な時間、マンパワー及び資金を必要とすることから、前記「一定期間」および「不実施」については、各業界特有の状況を理解の上、技術分野ごとに適正な期間および不実施の該当性判断を議論する必要があると考えます。特許権は、医薬品メーカーが研究・臨床試験を通じて行う多額の投資を回収する重要な位置づけであり、企業が安定した権利関係のもと、安心して研究・開発・事業化を進めることができる枠組みが必要不可欠であることをご理解ください。

また、「大学知財ガバナンスに関する検討会」では、3月29日に大学知財ガバナンスガイドラインが公表されました。医薬品の研究開発の礎となる特許発明については、社会実装を行う当事者の権利が安定して保護されるよう、共有特許の取扱ルール等については、むしろ現法令が適切に遵守されるよう取り組んで頂きたいと考えます。

バイオ・医療分野での日本のプレゼンスを高めるためには、大学等の有望な発明について、パートナー企業不在であっても、国内に限らず、米国、中国等海外での適切な権利化及び権利化後の知的財産権の利活用を視野に入れた知財マネジメントが必要であると考えます。

今後もバイオ分野における産学連携を継続的に発展させるためには、大学と企業がお互いのニーズを理解し、win-win の関係を築くことができるよう、引き続き大学における知財リテラシー向上のための広い知財教育や、ひな型に捕らわれない柔軟な成果配分や対価設定に向けた契約交渉力の向上も必要になってきます。

そして、バイオ分野の研究開発及び知的財産の特殊性を十分に理解し、産学双方が個別案件ごとの背景、状況、互いの役割(研究投資を含む)、貢献(経済的負担を含む)、引き受けるべきリスクの程度などを十分考慮した上で、将来にわたる提携条件、実施およびライセンス条件、経済条件を含めた知財の取り扱いについて、公平の観点から知的財産戦略を立案できる知財マネジメントの確立を要望します。

#### 5. 生物多様性条約に関する対応

生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール(特許制度を含む)については、日本企業の、国内よりも海外の生物資源(遺伝資源:有体物)を使用した研究開発に困難や問題が生じています、あるいは、生じる可能性が高い状況が続いています。日本政府においては、日本の名古屋議定書の批准及び国内化をゴールではなくスタートとして捉え、今後も海外の生物資源(遺伝資源)へのアクセスと

利用が円滑、適切になされ、研究開発が阻害されることのなきよう、対応していただくことを要望します。

特に、最近に問題となっている生物資源のデジタル配列情報（DSI：塩基配列情報を指すと考えられるが、定義及び範囲についてはコンセンサスが得られていない）を生物多様性条約または名古屋議定書の対象範囲に含めようとする動向及び各国がDSIへのアクセスと利用につき研究開発を阻害するようなルールを策定しようとする動向は、昨年開催された生物多様性条約第15回締約国会議の決定により確定的となりましたが、それは生物条約及び名古屋議定書本来の趣旨を大幅に逸脱するものであり、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発及び当該研究開発への投資に極めて重大な影響を与えることが必至であるばかりでなく、COVID-19 ワクチン研究開発の例を見ても明らかのように、DSIを生物多様性条約または名古屋議定書の対象範囲に含めて、特定の国がその利用に制約を設けることは、国際的な医療推進に逆行するものです。研究開発及び当該研究開発成果の利活用の観点からも、生物多様性条約または名古屋議定書をはじめとする国際的な枠組の対象範囲にDSIへのアクセスと利益配分を含めることとならないよう、かかる国際的な枠組の対象範囲にDSIへのアクセスと利益配分が含まれることが避けられなくなった場合には日本企業によるDSIを利用した研究開発への影響を最小限に止められむしろ日本企業によるDSIを利用した研究開発を促進するような枠組みとなるよう、また特許出願明細書への遺伝資源の出所開示が義務化されることとならないよう、パンデミック条約その他病原体に関する国際的な枠組みが日本企業による感染症治療薬・予防薬など医薬品の研究開発、知的財産権や営業秘密の保護等を阻害するものとならないよう、長期的な戦略をもって慎重かつ粘り強く議論を進めるとともに、各国において研究開発を阻害しないよう明確かつ安定した法制度が整備されるように、日本政府には国際会議等において締約国・加盟国・研究開発立国としての権限と責任と役割を果たすことを要望します。

以上

#### 法人・団体名

18. 一般社団法人日本レコード協会

#### 意見の分野

E. デジタル時代のコンテンツ戦略

#### 意見

##### 1. 「レコード演奏・伝達権」の創設

レストラン、クラブ、店舗等でCDを再生したり、ラジオ放送やインターネット配信を受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聞かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者及び実演家にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達利用の対価還元を受けることができていない。

「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界140以上の国・地域（OECD加盟38カ国中36カ国）において導入されている。アジア近隣諸国においても、韓国は2009年著作権法改正、中国は2020年著作権法改正（2021年6月施行）、シンガポールは2021年著作権法改正（2021年11月施行）によりレコード製作者に権利が付与されているが、日本のレコード会社が海外展開して日本音楽のプレゼンスを持続的に拡大しようとしても、国によっては、日本におけるレコード演奏・伝達権の不備を理由に相互主義が適用されてレコード演奏・伝達の対価還元を受けることができず、海外展開の意欲に水を差す状況とも言える。

2019年2月1日に発効した日EU経済連携協定においても、国際的な基準の重要性を十分考慮しながら、レコードの演奏・伝達に関する十分な保護について継続的に協議することが義務づけられており、2021年1月1日に発効した日英経済連携協定においても討議が約束されている中、政府は、日本のレコード製作者及び実演家が海外展開を促進するための基盤として、また、新たなレコード製作を持続するための対価還元の仕組みとして、レコード演奏・伝達権の導入に向けた検討を進めるべきである。

##### 2. 動画投稿サイトに係る法制度見直し等の検討

動画投稿サイトにおけるUGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。電気通信設備・役務の単なる提供を超え、権利侵害コンテンツを含む大量のUGC公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイ

ダ責任制限法の制定時に想定されていなかったが、同法の枠組みにより、侵害通知の負担を抱える権利者と UGC 公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に著しい不均衡が生じている他、動画投稿サイトでのコンテンツ利用に係る利益分配についても、権利者が対等な立場で動画投稿サイト運営事業者と話し合うことができない状況にある。

この点、EU では、2019 年 4 月、大量の UGC を公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める新指令（デジタル単一市場における著作権指令）が成立し、EU 加盟国での国内法化が進められている。

我が国においても、まずは、動画投稿サイト運営事業者の収益と権利者に対する利益分配の実態を政府主導の調査により明らかにした上で、動画投稿サイトに係る法制度の見直しを含め、動画投稿サイト運営事業者・権利者間の不均衡を解消するための措置を検討すべきである。

### 3. インターネット上の著作権等侵害に対する実効的措置の検討

2020 年著作権法改正によりリーチサイト・リーチアプリ規制が導入され、当協会が実施した音楽メディアユーザー実態調査（2023 年 3 月公表）においても違法音楽アプリの利用率は 2.3%にとどまっているが、海外にホスティングされたリーチサイトが多数存在し、それらにリンクするサイバーロッカーには依然として夥しい数の音源ファイルが国境を越えて違法にアップロードされており、レコード業界は削除要請等の侵害対応を日々強いられている。

海賊版被害が甚大である中、政府は、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」の第三段階として位置付けられている「サイトブロッキング」についても、躊躇することなく導入の検討を再開すべきである。

### 4. AI 開発・利用への対応検討

2018 年改正著作権法により、AI（人工知能）の開発・学習を目的とする著作物等の利用が権利制限の対象となり、権利者の利益を不当に害しない限りは無許諾で行えることになったが、Generative AI によるハイレベルのコンテンツ生成などが急速に進む中、政府は、実態把握や関係者ヒアリングを行い、権利者の利益を不当に害する状況に至っていないかを早急に検証する必要がある。

また、AI によるコンテンツ生成段階での著作物等の利用は権利制限の対象外であるが、AI 開発・学習の延長線上でレコードが無許諾でコンテンツ生成に利用されることのないよう、政府は、ソフトローの整備を含め、実効的な対応策を検討すべきである。

以上

法人・団体名
19. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の分野
(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 (E4) 海賊版・模倣品対策の強化 (G3) 知財を創造・活用する人材の育成 I. その他
意見
(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革  (簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について) (全文) 令和 3 年 7 月に文部科学大臣より諮問を受けた「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」の答申を受け、関連の法律案が本年 3 月 10 日閣議決定され、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元のため、「著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない（「意思の表示」がされていない）著作物等について、一定の手続きを経て、使用料相当額を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物等の時限的な利用を認める新しい裁定制度（以下「新制度」）が創設されることとなりました。新制度の利用者は多岐にわたることが想定されるところ、新制度を利用した著作物の利用に関する手続きや条件、権利者による著作物の利用の可否に係る意思表示のあり方等新制度の内容は理解しやすいものであるとは言いきれません。このため、

新制度の内容については広くまた十分に周知していただくことを要望いたします。新制度の手續等については新たに創設される一元的な窓口組織において行われることとされ、具体的な窓口組織の運用方法等については今後検討されることとなるかと存じます。権利者にとりまして、著作物等に当該著作物等の利用の可否に係る意思を表示することについては、上述答申においても、利用の可否や条件等に係る表示内容・方法・場所について、実態を踏まえた多様な方法、場所とすることが記載されており、これに対応していくこととなります。一方、二次的著作物については、原作者に許諾を得ずに制作・頒布され、原作者がその存在を関知していないものも多く存在するため、窓口組織において二次的著作物であるかどうかを適切に判断することが肝要となります。そのために窓口組織においてはインターネット上の検索等を活用すると想定されますが、その探索方法については、権利者、関係者からのヒアリングを行う等、制度設計にについて十分な検討を行い、二次的著作物について、誤って利用可能とされないようにしていただくことを要望します。

また、窓口組織における探索・検索に利用される分野横断権利情報データベースについて、現実として、すべての著作物等が同データベースに登録されることはあり得ないことを考慮し、今後新制度の運用について具体的に検討を行うにあたっては、同データベースでは権利者が発覚しない著作物等の権利者を探索する手法を十分に検討し、その意思を確認するためのフローを適切に策定することを求めます。

なお、新制度は著作権者等の意思が確認できない（意思表示がされていない）著作物等について一定の利用を認めるものであるところ、アウトオブコマースについては、引き続き検討課題とすることとされておりますが、過去における当事者の意思表示を一方的に無効化する等権利者にとって不当に利益が損なわれることがないように、慎重に検討を進めることを求めます。

（要旨）

- ・新制度創設にあたっては、制度内容を利用者に広く周知すること
- ・窓口組織において、二次的著作物の判断を適切に行えるよう、探索方法の制度設計を行うこと
- ・アウトオブコマースを新制度の対象とするかどうかは慎重に検討を行うこと
- ・窓口組織における探索については、データベースで権利者が判明しない場合の意志表示確認等のフローを策定すること

#### （E4） 海賊版・模倣品対策の強化

（全文）

（EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について）

我が国においても電子商取引の市場規模は年々拡大しておりますが、知的財産権侵害品の取引が市場の拡大とともに増加しており、それら不正な取引への対策が喫緊の課題となっております。特に、BtoC 取引については、出店基準が甘いために侵害者が出店を繰り返すことや、出店者の連絡先が虚偽あるいは不正確であることも多く連絡先に警告状を送っても送達されない等、権利者は有効な侵害対策が講じられません。中国の模倣品業者と国内のアカウント保持者を仲介するアカウント貸しのブローカーの存在も確認されています。併せて、当該侵害品販売をやめさせるようデジタルプラットフォーム提供者に要請しても、明らかな侵害であっても削除要請も認められず、出店者と直接やりとりするよう促されるだけのケースが多く生じています。また、一部の EC サイトでは、出品する商品と関係のない画像のみが掲載され、取引対象を第三者が確認することができないものがあります。これにより、比較的、侵害品を販売しやすい状況にあると考えられます。出品物と関係のない画像を掲載する行為は、EC サイトの利用規約違反に該当する場合がありますが、実際には、このような取引が多数見られ、出品物を確認することができないため、侵害品対策を困難にしております。また、大手の EC サイト（アマゾンやアリババなど）は知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）が設置されているものの、大手ではないデジタルプラットフォーム提供者では、そのような専用の窓口がなく、権利者に利用しづらい場合が存在します。さらに、海外の一部 EC サイトにおいては、侵害品の販売停止を求める際に権利書の添付が必須とされる場合がありますが、無方式主義をとる著作権に関しては各国での著作権登録を必ずしも行ってないことから、侵害対策が行えない場合があります。

EU のデジタルサービス法案（DSA）をはじめ、グローバル化する EC サイトをはじめとしたオンライン仲介サービス提供事業者に対して、違法コンテンツへの削除対応等を整備することが定められるという国際的趨勢から、我が国においても、業態にかかわらずすべての EC サイトにおいて、権利者が権利行使を滞りなく行えるように利用規約、ガイドライン等を設けるほか、利用規約やガイドラインの遵守、BtoC デジタルプラットフォームの出店者の登録情報の正確性を担保すること、デジタルプラットフォーム提供者に対して知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）の設置を義務化すること、特に侵害品の排除に対して努力義務を課すなど、今後の電子商取引市場をより健全に発展させるべく、知的財産権の保護対



策に具体的に取り組んでいくよう関係省庁による新法を創設すること、また国境を越えたコンテンツの流通が進展するなかで、どの国であっても権利者が知的財産権の侵害対策を有効に行えるよう、国際的な連携をとることを要望いたします。

上記に関連するものとして、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」では、取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務の一つとして、販売業者等に対し、当該販売業者等の所在地等の確認のための資料の提出等を求めることとされておりますが、これは上述の権利者の侵害対策にも大きく資するものと考えます。また、同法に基づき設置された取引デジタルプラットフォーム官民協議会は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うことをその目的としていますが、ECサイトにおいて大量の知的財産権侵害品が販売される事態は消費者にとって安全で安心な取引の場であると到底言えず、取引デジタルプラットフォーム提供者による、知的財産権侵害品の流通等不正な取引を防止するための厳格な出店者の事前及び事後の定期的な審査に加え、権利者による知的財産権侵害品の削除要請等を滞りなく行うことも、消費者の保護につながるものと考えます。今後、ECサイト等取引デジタルプラットフォームに正規な商品を提供する者（商品のメーカー、パブリッシャー等）についても何らかのかたちで協議会に参画可能としていただくとともに、官民協議会を通じて、各取引デジタルプラットフォーム提供者による知的財産権侵害品対策のためのガイドライン、知的財産権侵害対策のための申請窓口の設置等進めていただくことを要望いたします。

#### （リンク提供行為の違法化について）

令和2年の著作権法改正により、リーチサイトに対する法規制が導入されたものの要件が厳格で、海外の海賊版サイト、リーチサイトへの個別のリンク提供行為を規制できず、有効に機能していない状況です。令和2年法改正においては、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に限定されていたものと承知しておりますが、現在対象とならないようなリンクについても、そもそも侵害コンテンツが拡散する、被害が拡大するという問題は同じですので、改めて「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」についても検討いただくよう要望いたします。

#### （越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加対策）

近年、個人使用目的として輸入される模倣品・海賊版の流入が増加しているという問題について、令和3年の商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害とする法改正がなされ、関税法においても、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を「輸入してはならない貨物」とする改正が令和4年10月1日施行となりました。既に認定手続において「個人使用目的」での輸入者の争う旨の申し出が激減する等の効果が現れている等、商標法・意匠法、関税法の改正により、税関における知的財産権侵害品の取締りがさらに強化されるものと期待しております。一連の改正に関しましては一定の期間運用の検証を行い、必要な場合にはさらに法制度を見直していただくよう要望します。また、同様の持ち込み行為の違法化について、同検証結果も踏まえて、従前の審議会答申において「当面」の導入対象とされた商標法、意匠法だけでなく、特許法や著作権法についても導入することを要望します。

#### （不正競争防止法について）

平成30年不正競争防止法改正により、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律が強化され、効果を妨げる指令符号を提供する行為が不正競争行為として追加されました。法改正後、当協会も周知活動や会員企業の権利執行の支援を行って参りましたが、残念ながら不正流通は継続しています。ビジネスソフトに利用されるプロダクトキーなど指令符号につきましても、国内において不正な発行はされていないものの、海外で不正に発行されたものが多数国内で流通していることが確認されており、これらが流入し、ECサイト等で販売されております。これらの指令符号の販売状況では、外形上正規プロダクトキーとの区別がつかず、権利者による対策が困難であるとともに、一般消費者が不正な指令符号を購入させられてしまう事態となっております。さらに、前述の通り、ECサイトの中には出店者情報が正確でない場合も多く、このことも対策を困難ならしめております。権利者といたしましては、今後とも権利執行等対策を積極的に継続して参りますが、現行法でこれ以上の対策が困難となりました際には、法改正についてご検討いただけるよう要望いたします。

また、ゲーム機本体やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画が、海外サイト等において公開されており、これらを通じた被害が看過できないものとなっております。これら技術的制限手段の無効化に直接寄与するような情報の提供行為やリーチサイトなどにつきましても、不正競争行為として規制の対象とすることを、引

引き続き検討いただくことを要望します。

(税関手続の電子化・簡素化について)

「知的財産推進計画 2021」では基本認識としてデジタル化の加速が記載され、令和3年9月には、デジタル・トランスフォーメーションの推進を目的としたデジタル庁が発足しておりますところ、行政手続きのうち特に税関の水際取締手続におきましては、個人輸入の増加にも伴い差し止め件数が増加傾向にあるなか、知的財産侵害疑義物品に対する認定手続は紙ベースで行われており、権利者は、通知から10日以内に意見書の提出等を行うことが必要となっております。権利者の申出により、疑義物品の画像での確認等、部分的に電子メールでのご対応を頂いている状況ではございますが、これに限らず、輸入差止申立から認定手続の一連の手続きを、電子メールやオンライン・システムで行えるようにご検討いただくことを要望します。

(メタバース上の知的財産権侵害対策について)

本年3月10日付けで閣議決定された「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」では、商品形態の模倣行為について、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行えるように2条1項3号に「電気通信回線を通じて提供する」行為が追加されています。しかしながら、メタバースなどのデジタル空間における取引については、日本人同士の取引であってもサーバーが海外に設置されているような場合など、そもそもどのような場合に日本法が適用されるのかが明確になっていないと「絵にかいた餅」になりかねません。また、侵害行為が発見された場合には、侵害者を特定し、法的措置をとる必要があります。デジタル空間のプラットフォーム運営者に対する侵害者の情報開示手続、侵害排除要請手続、プラットフォーム運営者の協力義務など、健全なデジタル空間実現のための法整備を要望します。

(要旨)

(ECサイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について)

- ・健全な電子商取引市場の発展のため、すべてのECサイトにおいて知的財産権保護に関する具体的取組が実施されるよう関係省庁による新法を創設すること
- ・デジタルプラットフォーム提供者に対して、知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）の設置を義務化すること
- ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、消費者保護にもつながる知的財産権侵害対策についても進めること
- ・知的財産権侵害対策について国際的な連携をとること

(越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加対策について)

- ・商標法・意匠法、関税法の改正について、一定期間の検証を行い、必要な場合には更なる法改正を行うこと。同検証結果を踏まえ、商標法、意匠法だけでなく、特許法や著作権法についても同様の違法化を導入すること

(リンク提供行為の違法化について)

- ・「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」について違法化することを検討すること。

(不正競争防止法について)

- ・技術的制限手段の効果を妨げる指令符号であるビジネスソフトのプロダクトキーの不正流通対策については不正流通が継続しており、今後さらに対策が困難となった場合、法改正を検討すること。
- ・技術的制限手段の無効化プログラムへのリンクやリーチサイト等を、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供の対象とすることについて、検討を継続すること

(税関手続の電子化・簡素化について)

- ・知的財産侵害疑義物品に対する認定手続の電子化、及び簡素化手続を拡充すること

(メタバース上の知的財産権侵害対策について)

- ・メタバース等デジタル空間における侵害行為について、法的措置に必要な、デジタルプラットフォーム運営者に対する侵害者の情報開示手続、侵害排除要請手続等に関する法整備を行うこと

## (G3) 知財を創造・活用する人材の育成

(全文)

(知財創造教育・知財人材育成の推進)

国立大学法人山口大学では、全学部の1年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省令和元年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めております。このような組織的な研修等が展開されることにより、大学等における知財教育がより推進されると思いますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

(教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について)

平成30年著作権法改正により、教育機関の授業過程における公衆送信による著作物の利用が権利制限の対象となるとともに、この公衆送信には補償金が払われることとなり、令和3年度より本格的に運用されています。法改正以降、権利者団体と教育関係者による著作物の教育利用に関する関係者フォーラムでは、補償金の支払い、著作権法の解釈に関するガイドライン、著作物利用のライセンス環境、教育現場における著作権に関する研修・普及啓発について検討を継続しており、いずれのテーマも教育機関において著作物をより円滑に利用され著作物の適正利用が促進するとともに、著作権者がその利用によって不利益とならないよう正当な対価を得るために不可欠なものであり、特にガイドライン策定や教育現場における著作権に関する研修・普及啓発は、教員が正確な著作権の知識を有するためにも、今後ますます重要となると考えておりますので、引き続き、当該フォーラムの活動について支援いただくことを要望します。

## I. その他

簡素で一元的な権利処理方策と対価還元のための著作権法における新制度創設については、「知的財産推進計画 2021」にその検討を行うよう記載され、「知的財産推進計画 2022」においては具体的措置を検討し、2023年通常国会に著作権法の改正法案を提出し、所要の措置を講ずることとされました。本制度創設のように、権利者にとって大きな不利益をもたらす可能性もあるにも関わらず、期限を設けた法改正を前提として著作権分科会において審議を行わざるを得ない場合、権利者や利用者などの当事者の有する各種懸念や反対意見に十分な配慮がなされない恐れもあります。知的財産推進計画策定のための検討にあたっては、バランスの取れた構成の場において、慎重かつ多面的な議論がなされることを要望します。

## 法人・団体名

20. 一般社団法人日本自動車工業会

## 意見の分野

(C2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用

## 意見

今日、IoT技術の一層の進化と広範な普及が期待されておりますが、とりわけ互換性・相互接続性を担保する標準規格の安定的な利用が不可欠です。一方、当該標準規格の利用に際して必須となる特許（標準規格必須特許。以下、SEP）を巡っては、携帯電話等の通信関連製品やコネクテッドカー等のIoT製品の差止めを求める特許侵害訴訟が国際的に提起されているのが現状であり、今後、5G技術の普及等により更に多くのIoT産業やスタートアップ等においても同様の問題が顕在化することが懸念されます。このような現状を踏まえ、SEPのライセンスを巡る諸問題の解決に向けて政府として引き続き積極的な取り組みを期待致したく、弊会から以下の点を提言させていただきます。

1. 諸外国（特に欧州）においてSEPを巡る政策議論が引き続き活発に行われている中、日本政府としても日本の産業や国益を考慮した上で長期的な視点で先見性をもって国際的なルールメイキングをリードして頂くことを期待する。特に、昨今では、米中英独を主とする国々においては、国益重視の判例を政策的に積み重ねており、一部の国においては、日本国を含むグローバル規模でのライセンス料率を、当該

国の裁判所が決定するような判決が示されていることから、これらの状況が、延いては日本の司法制度の空洞化に繋がることを、懸念する。

また、当該 SEP に関する政策的な議論・検討を行うにあたっては、産業政策・イノベーション理論・経済理論等の専門家や IoT 関連産業界の実務家を中心に検討を進めることにより未来志向的な政策提言を行うことが望ましいものとする。

2. SEP を巡る重要課題の 1 つである「License to all」（サプライチェーンの上流・下流に関わらずライセンスを希望する SEP 実施者には消尽可能な完全なライセンスが与えられるべきこと）の論点について未だ争いが生じているが、より一層の広範な IoT の普及と活用、消費者の利益、関連産業の成長という高次の視点から、「License to all」の支持・推進に向けて、関係省庁における議論・研究をより一層推進し、政策的な方向付けを行って頂くことを期待する。

3. SEP 権利者を中心として組織される特許プール団体の一部は、消費者の利益や関連産業の成長を阻害しかねない条件を設定し産業界への圧力を強めている。このような現状を鑑み、特許プール団体が設定する条件の透明化を促すと共に権利者及び実施者双方にとってバランスの取れた特許プール設計を推進するための政策的議論・研究を期待する。

4. 標準規格に採用されることと引き換えに FRAND 条件で第三者にライセンスすることを権利者が約束している SEP については、金銭賠償による救済によって損害は十分に補償されるため、SEP に基づく差止は認められないことを明確にすることが IoT の普及等に資するものとする。

SEP を巡る諸問題への対応は引き続き日本の IoT 産業にとって重要な課題であり、その問題の解決に向けて弊社としても引き続き微力ながら提言及び協力申し上げたいと考えています。つきましては、政府においても、関連産業界の意見を引き続き受け止めて頂き、長期的視点に立ち SEP のライセンスを巡る諸課題に対する政策的見地からの適切な方向付けをご検討・お取り組み頂きたく重ねてお願い申し上げます。

#### 《要旨》

標準必須特許に関して、政策的見地から下記方向付けを行っていただくことを提言する。

1. 日本の産業や国益を考慮した上で長期的な視点で国際的なルールメイキングをリードして頂くこと
2. 「License to all」の支持・推進に向けて政策的な方向付けを行うこと
3. 権利者及び実施者双方にとってバランスの取れた特許プール設計を推進すること
4. SEP に基づく差止は認められないことの明確化

#### 《意見の内容》関連する項目

(C2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用

法人・団体名
21. 日本製薬団体連合会
意見の分野
(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 (E3) デジタルアーカイブ社会の実現 I. その他
意見
(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革
《全文》 デジタル化がもたらす社会経済的好機を最大限に生かすために、著作権権利処理に係る手続コスト・時間コストの低減を図ることが必要であり、簡素で一元的な権利処理方策として新制度の検討が、文化審議会において進められている。 著作物の利用の場面においては、他の法律の義務遂行のために時限的な利用が迅速に可能となることが望まれる場面もあると考えられる。新制度において、時限的な利用が可能となるまでには、利用の可否等の著作権者の意思を探索、疎明資料の窓口組織への提出、窓口組織における要件の確認、利用料の算出、文化庁長官による時限的な利用の決定、利用料の支払いという手続の段階がある。上記のように時限的な利用が迅速に可能となるには、これらの段階をできるだけ短縮することが必要であり、窓口組織の事務能力の充実が必須である。また、特に急いで利用したい利用者のために、事務手数料を取って優先的に上記の手続

を進めるような仕組みも必要と考える。

さらに、時間的短縮の方策として、利用料の支払いを予納制度によって、文化庁長官による時限的利用の決定と同時に時限的利用が可能となるような仕組みが考えられるので、実務の設計段階で取り入れるべきである。

一方、著作権者等が現れずに支払うことができない利用料については、権利者・利用者のための活用を可能とすることについては、異議は無いが、その使い道として、分野横断権利情報データベースの改良・拡充等ばかりでなく、利用料の軽減にも充てるべきである。

### (E3) デジタルアーカイブ社会の実現

#### 《全文》

現在進められているデジタルアーカイブにより実現される社会では、デジタルアーカイブが学術・研究に役立つとされている。これは、学術誌のオープンアクセスと同様に大学や企業における研究やその成果の発表にも利用される。

第22期文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書では、研究目的に係る権利制限について、2022年度の審議結果として、「これまでの審議、調査研究及び関係者ヒアリングの結果を踏まえ、引き続き著作権法第32条、第38条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施、令和3年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローするとともに、現在検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応を行い、これによる課題解消の可能性や、さらにそれらによっても解決されない支障や新たなニーズがある場合に、必要に応じて検討を行うこととする。」とされている。

研究目的に係る著作物の利用について、出版などにより流通している論文そのものの複製については、令和3年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用により入手可能となり、また、その大半は著作権管理団体より利用許諾を受けることができ、著作権管理団体で未管理のものも、現在検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応により、利用が可能となるものと考えられる。

一方で、論文等の著作物の一部分の二次的な利用については、研究やその成果の学会等での発表、また勉強会での利用など、必ずしも著作権法第32条の要件を満たすものばかりでなく、また、学会での発表での利用場面も、多くの学会で参加費用（会員費ではない）を徴収していることから、著作権法第38条の要件を満たさない利用となってしまうことが懸念される。

したがって、論文等の著作物の一部分の二次的な利用については、出版等に影響を与えるものではなく（権利者の権利を不当に害するとは考えられない）、研究成果の発表場面や研究開発での利用についてニーズも高いと考えられるので、継続して検討すべきものとする。

#### I. その他

#### 《要旨》

医療関係者からの要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要である。また、このような国民の権利を保障するために権利制限すべき課題は他にもあり、より柔軟性の高い権利制限の導入により、それらの解決を図るべきである。

#### 《全文》

患者の権利に関するリスボン宣言においては、「すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する」とされている。そのために、医療関係者は、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける事が出来るように、最適な医薬品情報を迅速に取得し検討する。その際に必要な情報源は、添付文書やガイドラインを含めた主に学術文献である。これらの学術文献については、最適な情報を迅速に取得するために、医療関係者が自ら調査収集する以外に、製薬企業にその提供を求めることが多い。

多くの製薬企業は、患者が最善の治療を受けることが出来るよう、著作権管理団体と契約を締結し、学術文献の複製物を迅速に提供しようとしているが、製薬企業の自主性に任されているばかりか、著作権管理団体との契約上、コロナ禍においても、紙での利用（複写）しか許諾されず、迅速に提供できない場合や、電子化許諾に高額な費用が発生する場合も少なくない。このような現状は、最適な情報の迅速な提供の障害となり、治療を受ける患者に不利益が生じる可能性が放置されていると考えている。

そこで、上記のような患者の治療を目的として医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の

利用に限定する場合については、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきと考える。薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章-I-3-?-（2）利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II-3（3）利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。前記のとおり、医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものであると、一日も早くその審議の再開を要望するものである。なお、医療関係者による学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることから、権利制限の検討がなされるべきと考える。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。「医療関係者の求めに応じて提供される情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」、との指摘もなされているところである。前述したとおり、医療関係者が最善の治療を検討する際に、薬物治療に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。以上のとおり、当連合会の要望の対象となる「医療関係者の求めに応じて提供される情報にかかる複製等」は患者の治療を目的とする範囲では公益性の高いものであり、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする審議が再開され法改正がなされるべきことを要望し、知的財産推進計画2023に盛り込むべきと考える。

## 法人・団体名

22. 株式会社日本国際映画著作権協会

## 意見の分野

E. デジタル時代のコンテンツ戦略  
(E5) ロケ撮影環境の改善等を通じた映像製作支援

## 意見

E. デジタル時代のコンテンツ戦略

## 【意見要旨】

A. (E2) 簡素で一元的な権利処理システム（提案システム）に対し次の懸念を抱いています。1) 視聴覚作品分野には、提案システムを必要とする市場の機能不全はないため、同分野は制度から除外されるべきです。2) EU デジタル単一市場における著作権指令第 12 条 3 項に規定されている保護措置が存在しないようです。3) 対象、「窓口組織」の主体が不明瞭です。また、分野横断権利情報データベースの構築と維持についても問題があります。

B. (E4) 政府が権利者のニーズを真剣に受け止め、「サイトブロッキング」措置の法制化が 2023 年における立法優先事項のひとつとなることを期待します。サイトブロッキングは、ユーザーによる合法的なサービスへの移行を促すことも証明されています。

#### 【本文】

日本国際映画著作権協会（以下「JIMCA」といいます。）は、以下に挙げる映画興行の国際的製作者・配給者 6 社を代表する Motion Picture Association（モーション・ピクチャー・アソシエーション。以下「MPA」といいます。）の日本における子会社です。

- ・ Walt Disney Studios Motion Pictures（ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ）
- ・ Netflix Studios, LLC.（ネットフリックス・スタジオ）
- ・ Paramount Pictures Corporation（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション）
- ・ Sony Pictures Entertainment Inc.（ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント）
- ・ Universal City Studios, LLC（ユニバーサル・シティ・スタジオ）
- ・ Warner Bros. Entertainment Inc.（ワーナー・ブラザーズ・エンターテインメント）

このたびは、知的財産推進計画 2023 について意見を提出する貴重な機会を頂き、誠にありがとうございます。JIMCA は、著作物の保護を強化し、クリエイティブコンテンツ産業の成長とさらなる発展に貢献し、ポストパンデミック時代における経済活性化を実現することを目指しています。

日本のコンテンツ、クリエイター、そして文化は従来から世界的に高く評価されており、日本文化を世界に発信するクリエイティブな作品は日本の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、近年においては、日本のマンガ・アニメ文化が多くでニッチな市場を確保しつつ続ける一方で、『西部戦線異状なし』(All Quiet on the Western Front) のドイツ、『イカゲーム』(Squid Game) などの韓国、『聖なるゲーム』(Sacred Games) のインドなど、世界的な賞を受賞したタイトルを生み出している国々との競争が激しさを増しているようです。コンテンツ、創造性、文化の分野で日本が世界をリードし続けるためには、日本のクリエイティブな作品の製作と普及を奨励し、クリエイターの権利を効果的に保護することが重要です。

上記のような海外の大ヒット作品の台頭や日本の文化産業との競争の背景にあるのが、これらの国や市場における強力な知的財産権の保護です。それは、デジタル時代における著作者や権利者の権利を尊重するものであり、彼らが有する権利や契約の自由、自発的許諾の権利を守るものでもあります。また、これらの国や市場が、インターネット上の海賊行為と積極的に戦うための強力な手段を提供していることも、作品の成功とのつながりにおいて偶然の出来事ではありません。特に海賊版サイトへの「サイトブロッキング」は、安価で迅速、かつ効果的な解決策であることが証明されています。それによって海賊行為を弱体化し、消費者を合法的なストリーミング・コンテンツに移行させることができます。

本提案では、知的財産推進計画案について、JIMCA からいくつかの領域に関する意見を述べさせていただきます。

#### A. (E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 - 簡素で一元的な権利処理システム（以下「提案システム」といいます。）

JIMCA の会員は、2023 年 1 月 30 日付文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書に記載された提案システムにつきまして、引き続き次のような懸念を抱いています。

- 私たちは、オーディオビジュアルの分野には、提案システムの実施を必要とするような市場の機能不全が存在しないと確信しています。したがって、提案システムが実施される場合、オーディオビジュアル作品は明示的に除外されるべきと考えます。
- 提案システムは、EU デジタル単一市場の拡大集中許諾（以下「ECL」といいます）からアイデアを得たものと考えられますが、デジタル単一市場における著作権指令の第 12 条 3 項に規定されている保

護措置が存在しないようです。

iii. 提案システムの対象となる作品が明確でなく、「窓口組織」に指定される主体についても不明瞭です。また、提案されている分野横断権利情報データベースの構築と維持についても問題があると考えます。

以下に詳述いたします。

オーディオビジュアルの権利者は、膨大かつ多様な著作物に対する拡大集中許諾の考え方に基づく提案システムが、貴重な独占的権利を不当かつ不必要に弱化させ、オーディオビジュアル作品の市場価値を低下させるものであると引き続き懸念しています。なぜなら、このようなシステムの運用は、権利者が自身の著作物について、直接、権利許諾を行う能力を本質的に制限し、特にオーディオビジュアル作品との関係においては、権利者がその著作物の使用に対して受け取る経済的リターンを減少させることにつながるからです。

著作権に関する国際条約（注1）においては、スリー・ステップ・テスト（注2）が、基本的な要素として組み込まれています。これは、許容範囲や例外事項といった制限を守る義務を契約相手方に課すことにより、権利者の独占的権利を保護するために設けられた措置です。このテストでは、許容範囲や例外事項が満たすべき、以下の連続的な基準が定められています。

- (1) 特別の場合にのみ適用される。
- (2) 当該著作物の通常の利用を妨げない。
- (3) その著作者の正当な利益を不当に害しない。

したがって、国際的には、スリー・ステップ・テストを確実に遵守するために、権利者から個別の許諾を得る際の負担が一般的に大きく、利用許諾を受けるために必要な取引が実現不能となる程度に非現実的であると厳密かつ明確に定義された領域においてのみ、限定的な形態での集中許諾が行われています。オーディオビジュアル作品の製作者は、相当な投資を行うとともに財政的リスクを負っていることから、提案システムは、権利者からの直接許諾が標準である分野には導入されるべきではありません。この意味で、JIMCA 会員の著作物であるオーディオビジュアル作品に関する利用許諾に特化して考えた場合、日本市場においては幅広い作品について幅広い利用者との間で既に相当な利用許諾活動が行われています。以前に貴事務局に対し意見を提出したとおり、契約交渉に基づくオーディオビジュアル作品の許諾および流通モデルが既に確立していることから、JIMCA の会員に関しては、提案システムの実施を必要とするようなオーディオビジュアル作品の許諾に関する市場の「機能不全」は存在しないと考えています。

したがって、提案システムが実施される場合、スリー・ステップ・テストの要件を遵守するためには、効果的かつ強固なオプトアウトの手続が行われる必要があります。このオプトアウト手続とは、ライセンスを付与する集団管理機関（CMO）を承認していない権利者が、権利許諾期間中いつでも、簡単かつ効果的に権利許諾のメカニズムから自己の作品を除外し、自己の作品の管理を容易に取り戻し、自己の利益を損なうような作品の使用を防止できることを意味します。そのようなオプトアウトはレパートリー／カタログ全体に拡大できるようにすべきです。これは、著作権に関する国際的な規範の要件に対応する、権利者の利益を保護する上で不可欠な保護措置と言えます。

権利者のための効果的なオプトアウト手続の存在なしには、提案システムは独占的権利の不当な侵害を抑制するために構築されている国際規範に合致せず、オーディオビジュアル作品の資金調達、製作、配給を目的とした個々の権利行使に依存するオーディオビジュアル製作者にとって、その正当な利益に対する不必要かつ不当な侵害として機能することになると考えます。また、提案システムは、市場に悪影響を与え権利者の独占的権利の通常の利用と競合することで、新しい作品の創作意欲を削ぐものとなることを、JIMCA は引き続き、懸念しています。

したがって、私たちは、グローバルなベストプラクティスおよび国際的な規範と整合するように、提案システムの対象からオーディオビジュアル作品が明確に除外されることを、引き続き要求させていただきます。もし提案システムが実施される場合には、スリー・ステップ・テストに準拠したものとなることを求めます。

また、すべての作品と権利者を対象とした「分野横断権利情報データベース」の構築についても懸念しています。著作物については利用許諾やその変更が比較的頻繁に発生することから、最新の権利者を確認す



ることが困難であるという理由から、このようなデータベースについて正確性を維持することは非常に難しいことを強調させていただきます。したがって、このようなデータベースは、著作権の帰属主体またはその変更に関する情報をモニターし、必要な変更を迅速に行うための基盤がなければ、潜在的なライセンスナーにとって信頼性に欠けるものとなる可能性が高く、利用者に損害を与えるリスクがあります。

さらに、分野横断権利情報データベースは権利者の明示的な許可を得て作成されるべきであり、著作物の大量複製または一部複製が行われデータベースに保持されることがあってはならず、また、オーディオビジュアル産業が長年にわたり日本およびグローバルに確立してきた商慣行に悪影響を与えたり、それを不当に阻害したりすることがあってはなりません。このようなデータベースへの参加は全面的に任意なものとするべきではないかと考えます。

私たちは、利用者に損害を与えるリスクを回避するために、著作権の帰属主体またはその変更に関する情報を分野横断権利情報データベースでモニターし必要な変更を迅速に行うためのプロセスについて、明確にさせていただくことを引き続き要求します。例えば、このようなデータベースを更新する際の負担は、権利者と一元的な窓口組織のどちらが負うのかを知りたいと思います。権利者が負担する場合、特に小規模な権利者にとっては管理上の負担が大きくなる可能性があります。一方、一元的な窓口組織が対応する場合、著作権の帰属主体またはその変更に関する情報が適時に更新されないリスクがあります。

#### B. (E4) 海賊版・模倣品対策の強化 - 「サイトブロッキング」を含む海賊版対策について

JIMCA は、貴事務局を含む日本政府が海賊版対策を正規コンテンツの消費を通じてクリエイターに報酬を提供する創造的なエコシステムを構築するための重要な要素と認識していることを心強く思っています。著作物の不正コピーの普及はクリエイターの収入を損なうものであり、クリエイティブ産業への投資を弱体化させるものです。電気通信大学の認定ベンチャーである株式会社フォトニックシステムソリューションズ (PSS) (注 3) が発表した海賊版サイトに関する 2022 年の調査によると、1,090 の海賊版サイトへの日本国内の月間アクセス数は約 4 億 7100 万件に上ることがわかりました。2018 年以降、政府の各省庁が多くの包括的な海賊対策を制定したにもかかわらず、海賊版のアクセス数は高止まりしています。特に、熊本大学法学部法学科教授である大日方信春教授による 2 本の代表的な学術論文「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」(2021 年 2 月)、「サイト・ブロッキング法制化におけるプライバシー権と通信の秘密」(2022 年 9 月)においては、サイト・ブロッキングは日本の憲法および電気通信事業法に違反しないと結論付けられています。いずれも「法律時報」に掲載されていますので、知的財産戦略推進本部の皆様にご注目いただきたいと思えます。これらの動きは、リンクサイト法 (link site law) の施行とともに、海賊版サイトへのアクセスを不能とする、著作権侵害「サイトブロッキング」措置の再考を促すものです。また、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 (ICSA) のプロセス (注 4) を通じて、すでに「サイトブロッキング」が実施されていることを私たちは認識しています。大日方教授だけでなく、他の有力な学者やオピニオンリーダーも、通信の秘密などの重要な憲法上の考慮事項と整合性のある方法で「サイトブロッキング」措置を採用可能であるという結論に達しています。政府が権利者のニーズを真剣に受け止め、「サイトブロッキング」措置の法制化が 2023 年における立法優先事項のひとつとなることを期待します。

サイトブロッキングはオーストラリア (注 5) や英国 (注 6) で合法的なサービスへの移行をユーザーに促していることが証明され、著作物のオンライン海賊行為に対抗するスタンダードな手段となっています。また、検索エンジンが海賊版サイトの検索結果を削除することでサイトブロッキングを確実なものとする措置がとられており、これはサイトブロッキングの効果をさらに高めるものといえます。

海賊サイトの運営者は訴追を逃れるために匿名性によって姿をくらませています。このことから、JIMCA は「Know Your Business Customer」(KYBC) 要件、すなわち、インターネット上で公に事業を営んでいる企業顧客の身元を確認し記録する義務の導入を支持します。KYBC の規範は、海賊行為を行う者の身元を暴くプロセスを迅速かつ容易にするものと考えます。我々は、KYBC の規律拡大が、海賊行為を行う可能性のある者に対する重要な抑止力となり、インターネットインフラと仲介サービスのプロバイダーによるそのような行為者の発見を支援するものとなるよう期待します (注 7)。さらに、KYBC の遵守義務により、消費者がそのような義務を遵守する合法的な企業を識別できるようになるため、オンライン環境における信頼の構築という利点もあります (注 8)。

今後も必要に応じて、さらなる意見書を提出し、質問にお答えさせていただきます。

(注1) Ginsburg JC., Extended Collective Licences in International Treaty Perspective: Issues and Statutory Implementation (国際条約の観点から見た拡大集中許諾: 問題点と法定実施) (2017年11月), Columbia Public Law Research Paper No.14-564, page 2.

(注2) 情報化社会における著作権ならびに著作隣接権の調和に関する指令第5条5項、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第9条2項、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第13条、著作権に関する世界知的所有権機関条約第10条

(注3) 日本におけるインターネット上の海賊版サイトの定量化と分析 (2022年)

[https://www.jimca.co.jp/research\\_statistics/](https://www.jimca.co.jp/research_statistics/)

(注4) インターネットコンテンツセーフティ協会 (ICSA) は、2011年から児童ポルノサイトに対する「サイトブロッキング」措置を自主的に実施しています。大日方教授をはじめとする最新の研究では、著作者の著作権は人権であることと、「サイトブロッキング」については他の基本的権利を侵害しないような形による救済策の導入が可能であることから、適切な狭義のアプローチにより合憲とみなすことができるとの認識が共通しています。大日方教授の論文で示唆されているように、「サイトブロッキング」は侵害が明確で損害が甚大な場合に合憲であると考えられます。

(注5) MPA-APAC, Measuring the Effect of Piracy Website Blocking in Australia on Consumer Behavior (オーストラリアにおける海賊版サイトブロッキングによる消費者行動への影響の測定) (2018年12月、2020年2月) <https://www.mpa-apac.org/research-docs/measuring-the-effect-of-piracy-website-blocking-in-australia-on-consumer-behavior-december-2018/>

(注6) Danaher, B, J.S. Hersh, M.D. Smith, and R. Telang. 2019. The Effect of Piracy Website Blocking on Consumer Behavior (海賊版サイトブロッキングによる消費者行動への影響) SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2612063>

(注7) 米国大統領令 13984 号 (「重大な悪意のあるサイバー活動に関する国家緊急事態への対処に向けた追加措置」) に関連してモーション・ピクチャー・アソシエーションが米国商務省に提出した意見書では、「サービスとしてのインフラストラクチャ」(IaaS) 仲介者の定義 (および KYBC 規則の対象) に以下を含めるべきだと記載しています。

支払処理業者 (例: Stripe、PayPal、Square)

- ・ウェブホスティング (例: GoDaddy、Amazon Web Services、Google)
- ・リバースプロキシ (例: Cloudflare、Zscaler、Amazon Web Services)
- ・コンテンツ・デリバリー・ネットワーク (「CDN」) (例: Cloudflare、Fastly、Akamai)
- ・ドメイン名登録 (例: GoDaddy、Namecheap、Amazon Web Services)
- ・ドメインネームシステム (「DNS」) (例: Cloudflare、Amazon Web Services、GoDaddy)
- ・オンライン広告サービス (例: Google、Meta、Yahoo!)
- ・支払処理業者 (例: Stripe、PayPal、Square)

Motion Picture Association, Re: Advance Notice of Proposed Rulemaking Executive Order 13984 of January 19, 2021, Taking Additional Steps to Address the National Emergency With Respect to Significant Malicious Cyber-Enabled Activities (2021年1月19日付の立法提案大統領令 13984号 (「重大な悪意のあるサイバー活動に関する国家緊急事態への対処に向けた追加措置」) に対する事前通知) 文書番号: DOC-2021-0007, February 9, 2022 (JIMCA 記録)

(注8) イタリアにおける最近の判決では、Cloudflare 社に対し、「イタリア著作権法 156 条に基づき、DNS による [ドメイン名] の解決を阻害することにより (DNS ブロッキングにより)、同社サービスの全ての受信者による [海賊版サイト] へのアクセスを抑止するための最適な技術措置を直ちにとる」という差止命令が裁判所から出されました。 <https://torrentfreak.com/court-orders-cloudflares-dns-resolver-1-1-1-1-to-block-pirate-sites-in-italy-220719/>

(E5) ロケ撮影環境の改善等を通じた映像製作支援

#### 【意見要旨】

C. (E5) プロダクションインセンティブ制度を整備することで、質の高い製作を長期的に誘致することができ、高い経済効果や日本文化の発信などが期待できます。そしてロケ誘致を成功させるには、充実した内容、確実性の高い予算、そして予測可能性を備えてた競争力のあるプロダクションインセンティブ制度が必要だと考えます。

#### 【本文】

C. (E5) ロケ撮影環境の改善等を通じた映画製作支援について

Motion Picture Association (モーショントピクチャー・アソシエーション、MPA) およびその日本における子会社である日本国際映画著作権協会 (JIMCA) は、世界で最高水準の品質を有するクリエイティブ・コンテンツを製作および配給する企業を代表しており、多様性やクリエイターを支援し、コンテンツを保護し、クリエイティブの経済的発展を育むポリシーを推進しています。私たちのメンバーは、世界中のインバウンド映画・テレビ製作投資において大きなシェアを占めており、種々のプラットフォームを通じて国内外を問わず、コンテンツの流通に重要な役割を果たしています。

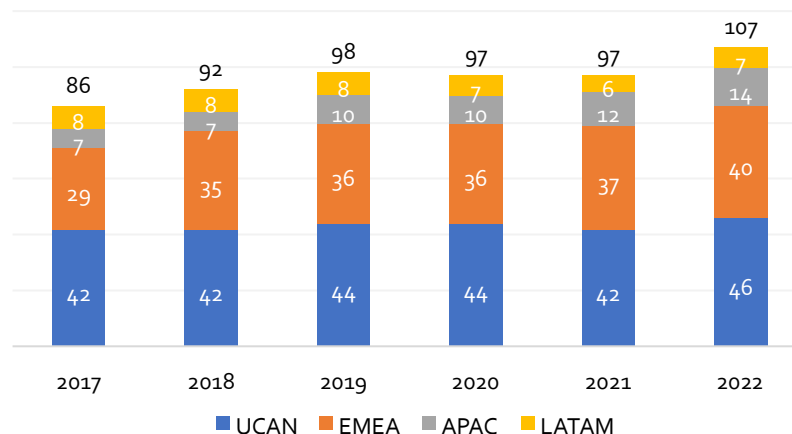
日本は、充実し、かつ確実性の高い予算と共に、競争力があり予測可能性のある製作奨励プログラムと製作し易い環境を提供することで、質の高い製作を長期的に誘致することができると考えます (注9)。以下に述べる私たちの意見をご検討いただけますと幸いです。

近年、オートマチック・プロダクションインセンティブ、すなわち条件を満たして申請すれば自動的にインセンティブを受け取ることができる製作支援制度は、政府が価値ある映画製作投資を誘致するための最も一般的で効果的な手段となっています。

・現在、世界には映画・テレビ番組を対象としたオートマチック・プロダクションインセンティブ制度が100以上存在し、過去5年間で20を超えるインセンティブ制度が導入されました。

・昨年は、インド、モンゴル、スウェーデンなどで新たなインセンティブ制度が導入されました。また、タイやアイスランドなどでは高額プロジェクトに対するインセンティブの割合が20%から35%に引き上げられるなど、インセンティブを拡大した市場もあります。

図1: 世界におけるオートマチック・プロダクションインセンティブ制度 (2017-2022年)



(出典: Olsberg・SPI)

政府にとってプロダクションインセンティブは国内外のプロダクションによる価値ある投資を促し、経済価値、雇用、産業部門の発展をもたらすものです。国内外の言語によるプロダクションへのインバウンド投資の対象となる、競争力があり予測可能なインセンティブ・プログラムは、国内のプロダクション部門の構築、クルーの育成、インフラの整備に多くの投資を呼び込み、これによって日本文化が発展し、観光が後押しされるでしょう。製作者やデベロッパーにとっては、プロダクションが特定の金額を支出すれば、難しい要件なくその見返りとしてインセンティブを受けられるという、より分かりやすいメリットがあります。

各国政府は映画製作がもたらす大きな経済効果を認識し、評価するようになりました。インセンティブの提供によって得られる効果には、次のようなものがあります。

- ・総付加価値 (GVA) または国内総生産 (GDP) で測定される、経済活動の創出。
  - 英国では、2019年に製作奨励金全体で124.1億ポンドのGVAが創出されました (注10)。
  - ニュージーランドでは、プロダクションインセンティブにより、2014-15年から2020-21年の間に40億ニュージーランドドルのGVAが創出されました (注11)。
  - オーストラリアでは、製作オフセット (相殺) 措置により、2018-19年から2021-22年の間に59

億オーストラリアドルのGVAが創出されました（注12）。

・調査によると、英国での製作活動の92%、ニュージーランドの製作活動の98%が追加的な、すなわちインセンティブのみによるものであることが明らかになっています。オーストラリアでは、連邦政府のインセンティブにより支援されたすべての大規模な海外製作の100%、デジタル視覚効果（PDV）製作の94%、国内製作の86%にインセンティブが活用されました。

・インセンティブによる直接的な資金の流入と流出を測定する投資利益率を見ると、英国では、政府がプロダクションインセンティブに費やした1ポンドにつき8.30ポンドのGVAが創出されていることが確認されました。ニュージーランドでは、プロダクションインセンティブに1ニュージーランドドル投資するごとに、6.15ニュージーランドドルのGVAがもたらされました。オーストラリアでは、製作オフセット措置に1ドル投資するごとに、ロケーション・オフセットが5.89オーストラリアドル、プロデューサー・オフセットが4.40オーストラリアドルの投資リターンが発生しました。

・同様に、ほとんどのインセンティブの結果として、国際製作作品に対する正味対内投資の結果として投資の流入がもたらされています。

・高度な技術を持つ製作者の雇用創出は、インセンティブを活用した映画製作において大きなメリットとなっています。英国ではインセンティブにより218,790人、ニュージーランドでは17,600人（フルタイム換算）の雇用が創出されました。オーストラリアでは、ANZSAの調査によると、2021-22年の期間だけで、インセンティブが20,600人（フルタイム換算）の雇用をサポートしたことが判明しています。

全体的に、製作者に対するプロダクションインセンティブの予測可能性は、製作に伴う財務や物流のリスクとのバランスを考慮する製作者やデベロッパーにとって、大きな魅力と言えます。

・申請者は、インセンティブに関するガイドラインや申請用紙に簡単にアクセスでき、申請前にインセンティブの対象か否か、また、費用相殺の観点からインセンティブでどの程度カバーできるかを把握できるようにする必要があります。また、国内での製作活動開始を約束した後は、インセンティブが打ち切られることはないという保証も重要です。

・インセンティブの予測可能性を左右するもう一つの大きな要因は、プロダクションが最終的に資金を手にするか否かにかかわる、制度運営側の資金調達の可能性です。インセンティブの運用を成功させるためには、プロダクションの需要に見合った資金供給を確保することが不可欠です。

プロダクションインセンティブの運用については、以下に挙げるような幅広いメカニズムが必要となります。

・すべてのインセンティブについては、対象となる支出（インセンティブが適用される費用）が明確に定義される必要があります。最も競争力の高いインセンティブ制度のもとでは、現地での支出（例えば、日本での製作で発生する費用）の全額が対象として認められています。

・一般的に、プロダクションインセンティブのうち、対象経費（QE）に対するインセンティブの割合が25%~30%程度の場合に競争力のある制度とみなされ、製作者による製作地の選択に決定的な役割を果たす場合があると言えます。

・特定の追加基準を満たした作品に対して、インセンティブを追加するアップリフトの事例も存在します（通常、基本インセンティブ率に5~10%上乘せされます）。

・プロダクションインセンティブには多くの場合最低支出額が設定されており、それを満たしたプロジェクトのみがインセンティブの対象となるのが一般的です。

・年間およびプロジェクトごとのインセンティブ支給上限額を定めることで、財務省は潜在的な支出を予測または制限することができ、より幅広いプロジェクトに対してインセンティブを提供することができるようになります。

今後必要に応じて、さらなる意見書を提出し、質問にお答えさせていただきます。

（注9）

<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22media%2Fpressrel%2F7451405%22;src1=sml>

（注10）Screen Business Olsberg-SPI および Nordicity が英国映画協会向けに実施した調査（2021年12月）。本項における英国の経済指標に関する言及はすべて本調査から引用しています。

（注11）Economic Impact of the New Zealand Aotearoa Screen Production Sector, Olsberg?SPI がニュージーランド・フィルム・コミッション向けに実施した調査（2022年7月6日）。本項におけるニュ

ーギーランドの経済指標に関する言及はすべて本調査から引用しています。

(注12) Study on the Impact of Film and Television Production Incentives in Australia, Olsberg?SPI がオーストラリア・ニュージーランド・スクリーン・アソシエーション (ANZSA) およびモーション・ピクチャー・アソシエーション (MPA) 向けに実施した調査 (2023年2月9日)。本項におけるニュージーランドの経済指標に関する言及はすべて本調査から引用しています。

法人・団体名
23. 株式会社デンソー知的財産部
意見の分野
I. その他
意見
<p>・意見1</p> <p><b>【意見の領域・分野】</b></p> <p>(A3) 大学等における共同研究成果の活用推進</p> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>重点施策「スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」の趣旨及び基本方針については賛同致します。他方で、以下の点をご配慮の上、引き続き具体的な取組を推進いただくようお願い申し上げます。</p> <p>一般的に、特許等の知財を活用する際には、数件単位ではなく、群としてのポートフォリオ単位で活用する場合があります。そのため、大学等と企業の共同研究成果を広く活用するに際しては、大学等でこの共同研究成果物のみを材料として活用するより企業単独保有特許とのパッケージで活用した方が効果的である場合もあります。従って、大学等が第三者にライセンスを許諾する活用に留まらず、共同研究先の企業にイニシアティブを取らせるべく、特許を受ける権利の段階から大学等の持分を企業に譲渡することも選択肢の一つとなる仕組み作りを希望します。また、共同研究先だけでなく、大学等の特許を受ける権利について、企業、ベンチャーキャピタル、スタートアップなどに譲渡可能とするマッチング・エコシステムについて検討を希望します。</p>
<p>・意見2</p> <p><b>【意見の領域・分野】</b></p> <p>B. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化</p> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>重点施策「知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化」の趣旨及び基本方針については賛同致します。他方で、以下の点をご配慮の上、引き続き具体的な取組を推進いただくようお願い申し上げます。</p> <p>知財・無形資産は、立場や時期により価値が変化し得るため、たとえ開示を求めても、企業間での横比較が可能となることが難しい状況となると思料いたします。このため、投資家側が知りたいと思う情報を標準的な指標に落とし込み、それを決算書等における開示義務（推奨）項目として設けること（企業が開示すべき標準的な指標（KPI）の創設）の検討を希望します。</p>
<p>・意見3</p> <p><b>【意見の領域・分野】</b></p> <p>(C1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進</p> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>重点施策「標準の戦略的活用に推進」の趣旨及び基本方針については賛同致します。他方で、以下の点をご配慮の上、引き続き具体的な取組を推進いただくようお願い申し上げます。</p> <p>特に通信分野においては、諸外国と比して日本企業の国際的競争力は高いとは言えず、弊社としても持続的にその向上を図る必要があると考えています。他方で、我が国では、市場における競争力の向上に国際標準を有効的に活用している企業が多いとは言えず、その意義がまだまだ諸外国と比して周知されていないということも原因の一つにあると思料いたします。そのため、国際標準の戦略的活用の意義や本施策の取組の進捗などについて、企業の経営陣等を含めたより広範を対象とした周知活動にも力をいれていただくことを希望します。また、国際標準への対応を行うべき分野・領域・テーマとして挙げられているもののうち、既に諸外国では標準化の動きが活発である分野があり、日本が国際競争優位性において、遅れを取りつつあるテーマもあると思料いたします。例えば、サーキュラーエコノミー等に関係する、自動車産業のサプライチェーン間でデータを交換・共有するための「Catena-X」という枠組みが欧州で推進され</p>

ています。一方で、日本でも同様の枠組みについて検討されていますが、先行者利益という点で遅れを取っている形になっていると思料いたします。今後は、日本が国際競争優位性を確保するべく、世界に先駆けて国際標準形成に向けて迅速に対応可能な体制を官民一体となって推進可能な仕組みづくりを推進いただくことを希望します。

法人・団体名
24. 公益財団法人東京都中小企業振興公社
意見の分野
I. その他
意見
<p>&lt;要旨&gt;</p> <p>中小企業の活力を産業発展に生かしていくためには、各種制度を、中小企業の視点を取り入れて継続的に改善、改革していく必要があると考えます。</p> <p>特に、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業に配慮した競争政策を含む各種法制度の整備、中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善、は極めて重要です。</p> <p>&lt;全文&gt;</p> <p>1. 中小・ベンチャー企業における産学連携について</p> <p>(1) 大学発ベンチャーの育成環境の整備（継続意見）</p> <p>政府には、大学発ベンチャーに対する大学の「育成方針」と、締結される「知財契約の条件」とが整合が取れているのかどうか、実態を調査し、不整合があれば、妥当なレベルがどこにあるのか、関係者、有識者などで議論いただき、大学発ベンチャーが適切な契約を大学と締結できるよう、環境整備を図っていただきたいと考えます。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>大学発ベンチャーの育成は、日本におけるイノベーションを推進するために重要であり、この視点は、ここ数年間の知財推進計画にも反映されていると認識しております。当該ベンチャーを送り出した大学は、当該ベンチャーの親のようなものであり、殆どの大学が、大学発ベンチャーを育成する、という基本的考え方を保有していると思われます。</p> <p>しかしながら、実際の契約交渉の場面、特に、知的財産の共同出願契約、実施許諾契約あるいは譲渡契約の交渉場面では、上記考え方がないがしろにされているのではないかと、と思われる経験をした大学発ベンチャーがあります。</p> <p>あるケースでは、大学発ベンチャーが事業の基礎となる知的財産の譲渡を求めた際、創設間もないベンチャーが支払える能力を超えた（資本金の何倍もの）対価の支払いを要求され、更に複数の特許について実施許諾契約を交渉していて、特許ごとに一定の実施料率での支払い条件のもと複数の特許の実施料率を積み上げると、事業として成り立たない料率になってしまうような条件の提示を受けたと聞いております。</p> <p>大学発ベンチャーにとっては、大学の保有する知的財産権の実施条件や大学との共同開発の成果を実施する条件は、死活問題であり、当該大学以外と契約する選択肢はない状況です。</p> <p>このようなケースがどの程度あるのか、逆に「育成する」という視点で、実施料支払いの条件が他の一般企業よりも優遇されているケースがどの程度あるのか、外からはわかりませんが、政府には、大学発ベンチャーに対する大学の「育成方針」と実際の「知財契約の条件」とが整合が取れているのかどうか、実態を調査し、不整合があれば、妥当なレベルがどこにあるのか、関係者、有識者などで議論いただき、適切な環境整備を推進していただきたいと考えます。</p> <p>(2) 中小・ベンチャー企業がかかわる産学官連携の環境整備の推進（一部新規、一部継続意見）</p> <p>近年の第4次産業革命の大変革期を乗り越えるために、大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業も、産学官連携にかかわる必要性とその機会は増えるものと思われ、中小・ベンチャー企業が参加しやすい環境整備は必須と考えます。その中でも、以下に述べる点については、重要と考えます。国には、下記の点を含めて、中小・ベンチャー企業が産学官連携に参加しやすい環境整備を推進していただきたいと考えます。</p>

## ① 契約条件の柔軟性の推進

環境整備として検討いただきたい項目の一つが、例えば共同研究による共有成果を企業が実施した時に、企業が大学に支払う実施料（不実施補償）の問題です。

いくつかの大学や国の研究機関（以下、「大学等」）では、不実施補償に拘らない複数の選択肢が共同研究契約に明記され、企業側がその選択肢を選択できるようになっており、この選択肢をもとに企業と大学等が交渉することが可能となっております。

国には、このような柔軟性を他の大学等が採用できるような環境整備を推進していただきたいと考えます。

## ② 契約条件の明確性の推進

大学等が用意している共同研究契約書ひな型の中には、不実施補償料の要否を明記せずに共同出願契約を締結する際の協議にゆだねている条文を有しているものがあります。このため中小・ベンチャー企業は、共同研究契約を締結する段階では、不実施補償料を要しない選択肢・可能性が残されていると理解して共同研究契約を締結したところ、実際には、大学等としては、実施料を不要とするのは極めて例外的な場合と考えており、そのことを共同出願する段階になって、初めて中小・ベンチャー企業が認識するに至るケースが散見されています。このような事案においては中小・ベンチャー企業にとって「後出しじゃんけん」のように感じられ、そのような経験をした中小・ベンチャー企業は、以後産学連携への意欲を失ってしまう結果となりかねません。

不実施補償料の支払いが必須であるなら、必須であることを共同研究契約ひな型に明記するべきであり、逆に不要となる場合があるのなら、どのような条件を満たせば不実施補償料を不要とするのか、その条件を明確にして、そのことを共同研究契約に盛り込むようにするべきと考えます。国には、そのようなひな型を大学が用意するような環境整備を推進していただきたいと考えます。

なお、大学の中には、それまで、不実施補償料の支払いが不要となる条件を明記した共同研究契約ひな型を公開していたところ、最近、これを不掲載にした大学が複数あります。これら大学の動きは、「契約条件の明確性の推進」に反しており、ますます中小・ベンチャー企業の産学連携に対する意欲を損なうものと考えます。

国には、このような事象があることを踏まえ、中小・ベンチャー企業のかかわる産学連携に関する環境整備の推進に取り組んでいただきたいと考えます。

## ③ 不実施補償料の支払いタイミングの再検討

企業が大学に共同出願契約に基づく不実施補償料を支払う契約のほとんどは、「実施」したら支払うことになっており、共同開発の成果を実施した製品を売ったら、その売りに料率を乗じて、不実施補償料を算出して支払うことが一般的です。そこには共同開発の成果を使った事業が軌道に乗るようになったかどうか、事業として利益が出るようになったかどうか、事業化までの投資が回収できるようになったかどうか、累積赤字が解消したかどうかに関係なく支払う条件であることが殆どであると考えます。

大企業であれば、このような契約条件でも問題は小さいと考えますが、中小・ベンチャー企業は、会社全体としても十分な利益が出ているとは限らず、さらに実施料支払いに関係する事業に売上げがあっても、その事業から利益が出ていなかったり、仮に利益が出るようになったとしても、それまでの投資が回収できていなかったりしている場合もあり、タイミング的に、これまでのように単純に売上げが上がったら支払うのが適切とは思われません。

特に創業間もないベンチャーの場合、他に事業もなく、創業暫くは、売上げがたったからと言っても、事業として利益が出ていないことが多く、その状況で実施料を支払うことは、投資家からの投資資金が大学に回っているだけであり、大学だけが、投資家よりも早く資金回収しているようにも思え、適切な条件には思えません。

また、共同出願の中には、その後特許とならず、拒絶が確定してしまうものもあり、出願中から支払うことに不合理性を感じている中小企業もあります。

国には、実施料を支払うタイミングはどうあるべきか、有識者を集めた議論をしてその結果を公表していただき、もって中小・ベンチャー企業が産学連携に参加しやすい環境整備に努めていただきたいと考えます。

## 2. 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」等を踏まえた対策の推進（継続意見）

令和元年6月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」（公正取引委員会発行）には、多くの中小企業が、いろいろな形で被害を受けているあるいは受けている恐れのある事例が報告されています。

まずは、このような実態を明らかにした今回の調査を高く評価したいと考えます。

この調査で明らかになった実態を踏まえて、公正取引委員会は、「違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業全体に対して本報告書を周知する。」と述べていますが、インターネットでの公表にとどめることなく、本報告書の内容の説明会なども積極的に開催していただきたいと考えます。

さらに、周知する対象の製造業の企業としては、中小企業よりも、むしろ、優越的地位になりうる大企業への周知に力を入れていただきたいと考えます。

なぜなら、中小企業は、仮に知識があつたとしても、弱い立場から、取引相手である大企業に、大企業の要求が優越的地位の乱用にあたる可能性があることを指摘することができない場合が多いからです。

また、大企業への周知を図るに当たっては法務知識が十分な法務部門、知的財産部門への周知だけでなく、法務部門や知的財産部門が十分に関与することなく契約交渉等を直接担当する場合のある購買部門や営業部門、開発部門の担当者への周知がより重要であること、そのための企業内教育が重要であることを認識して周知活動を進めていただきたいと考えます。

さらに、今回の報告書を周知するため、また、報告書に記載されている事例を周知するために「優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）の中で本報告書を引用し、また、一部の事例を、この優越ガイドラインに盛り込んでいただきたいと考えます。

また、令和2年6月には「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（中間報告）」が公正取引委員会より公表されております。この実態調査（中間報告）でも、スタートアップが、令和元年6月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」の中で紹介されている製造業の中小企業と同様に、知的財産に関して不利な契約を締結している状況が伺えます。国には、スタートアップや中小企業のかかわる取引が適正になされるよう、環境整備を含めて必要な対策を推進していただきたいと考えます。

### 3. 中小企業の特許料金等の軽減措置について

#### （1）特許料金等の見直しについて（継続意見）

##### ① 全般

2022年4月1日から施行された「産業財産権関係料金の見直しに関して特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」（以下、単に「政令案」という）に関しては、その前提として、歳出の徹底的な見直しは必須です。肝に銘じて努力していただくことを期待します。

##### ② 国際出願（特許、実用新案）関係手数料

「送付手数料+調査手数料」（日本語）が8万円から16万円に倍増されました。この値上げは、他の費用項目の増額と比べて際立っており、海外展開を推進している、あるいは予定している中小企業には甚大な影響があります。

このため、中小企業に対する支援を強化する必要性があり、たとえば、現行のPCT国際出願の軽減措置および国際出願促進交付金の制度をこれまで同様維持するだけでなく、値上げ分に相当する、あるいは値上げ分に対応する支援内容の充実化、積み増しを図る必要があると考えます。

##### 理由

これまで国際出願関係手数料は、国際展開を促進・支援するために、あえて低額に抑えていた背景があると理解しておりますが<sup>1</sup>、その国際展開自体が、中小企業に関しては、まだまだ十分でないと考えます。

たとえば、特許行政年次報告書2021年版によれば、中小企業の2019年の海外出願率は、17.6%であり、2015年の15.6%からわずかに上昇しているだけです。また、中小企業の2019年の海外出願率17.6%は、同じ年の大企業の海外出願率37.2%と比較して半分以下です。

また、大企業は、通常、複数の国際出願を行っていて、今般の値上げに対して、たとえば、件数を絞ることで、値上げ分を吸収できますが、中小企業は、複数の国際出願をするところは少なく、件数を絞るといった対策もできません。

また、知的財産推進計画2021にもある通り、「近年、標準化を含む知財戦略が、企業・産業の発展を左右する重要なファクターであるという認識は益々高まっており、その主導権を巡りグローバル企業の活動や諸外国の産業政策の動きが活発化している」ことは、周知のことであり、国際出願は中小企業にとってもグローバル化に向けた重要な手段であり、当該手数料の増加により、中小企業の活動にブレーキをか

<sup>1</sup> たとえば、産業構造審議会知的財産分科会財政点検委員会第1回委員会議事録第5頁第22行目から第23行目には、特許庁担当者の「企業の国際展開を支援するという観点から、PCTの料金を従来より低額に抑えてまいりました。」との説明がある。



けることのないようにお考えいただきたい。

特許庁としても、中小企業の外国出願支援を費用面で行っていただいておりますが、この支援の必要性は変わらないどころか、今般の国際関係手数料の大幅値上げに伴い、ますます重要になると考えます。

#### (2) 中小企業の特許料金等の一律半額制度の適用対象について（継続意見）

2019年4月から施行された新減免制度では、既に登録になっている特許や、2019年3月以前に審査請求手続きをした特許出願は、対象外です。これら、既に登録になっている特許や2019年3月以前に審査請求手続きをした特許出願についても、その後の特許料納付の際に新減免制度の恩恵が受けられるように適用対象を拡大すべきと考えます。

##### 理由

旧減免制度では、一部の中小企業しかこれを利用できませんでしたが、2019年4月からの新減免制度では、すべての中小企業が減免対象企業として利用できるようになりました。新たに減免対象となった中小企業にとって、審査請求手続きに関しては、2019年4月以降すべての審査請求手続きに関してその恩恵を受けることができますが、3月以前に審査請求手続きをした特許出願、既に登録になっている保有特許に関しては、新減免制度の対象にはなりません。すなわち、3月31日時点で多くの審査請求済み特許出願または登録特許を保有している、新たに減免対象となった中小企業にとって、施行当初は、新減免制度による恩恵・政策効果が一部に限定されてしまいます。

中小企業の活力を日本の産業の発展につなげるためには、すべての特許に関して新減免制度の恩恵・政策効果を受けられるようにするべきであり、そのためにも、新減免制度の適用対象を、2019年3月31日以前に審査請求手続きをした出願及び既に登録になっている特許にまで拡大する必要があると考えます。

#### (3) 11年目以降の特許料金について（継続意見）

いわゆる中小企業の特許料金等の一律半額制度は、その対象が特許料金に関しては10年目までに限定されておりますが、中小企業にとって、最初の数年間よりも、11年目以降の特許料金こそ、軽減する必要性が高いと考えます。

##### 理由

特許料は、1～9年目に比べて、10年目以降の金額が大きく、中小企業にとっては10年目以降の軽減措置の必要性が、1～9年目よりも高いと言えます。特に、中小企業の保有特許使用率は63.4%と、大企業の35.4%に比べて高く（中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第14回（平成29年3月14日）会合配布資料4-3第3頁）、いわば、事業に必須の放棄できない特許が多いことを示唆しております。また大企業が不利用特許を放棄することで浮いた資金を長期保有する特許の維持年金に充当できるのに対して中小企業にはそのような対策も取りにくいことを示唆しております。

さらに米国は、small entity 向けの特許維持年金の50%軽減を、11.5年目維持年金にも適用しており、軽減措置の対象年に制限は設けておりません。カナダやフィリピンにも同様の制度があります。また、英国やドイツには中小企業向けの軽減措置は無いようですが、かわりに、維持年金が減額されるライセンス・オブ・ライト制度があり、この制度を利用することにより資金負担を軽減できるようになっております。日本の中小企業が世界で戦っていくためには日本で基礎体力をつける必要があります、そのためにも、一律半額制度の適用期間を11年目以降にも拡大することが、必要かつ重要であると考えます。

#### (4) 意匠制度、商標制度における減免制度（新規意見）

意匠制度、商標制度に中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたいと思っております。

##### 理由

特許実用新案制度には、中小ベンチャー企業等に適用される一律半額制度があります。しかしながら、意匠制度には、これがありません。イノベーションは、必ずしも発明考案だけから生まれるものではありません。アップル社のアイホーンのように意匠創作からもイノベーションが生まれることはあります。イノベーションの創出に際して、中小ベンチャー企業等の潜在能力を引き出すために、意匠制度に中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたいと思っております。また、特許実用新案制度とのバランスを考慮しても、意匠制度に中小ベンチャー企業等を対象とする一律半額制度が設けられるべきと考えます。

さらには、商標制度に関しても、中小ベンチャー企業によるイノベーションの創出を支援するために、中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたいと思っております。

## 4. 弁理士制度について

## (1) 弁理士の国際化対応について（継続意見）

弁理士の国際化対応研修は重要であり、特に、それまで外国出願業務に携わってきたことのない弁理士が外国出願業務に従事するにあたっては、外国出願の実務において極めて重要な基礎的知識を習得する必要がある、そのような弁理士に対する国際化対応研修の実施と受講の徹底を図るべきと考えます。

理由

中小企業の海外進出にともなって、中小企業による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小企業が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願が的確にかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小企業の間立つ国内代理人弁理士が、基礎的知識はもちろんのこと、その国の最新の法制度とう引用を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。

弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思われ、引き続き注力されるべきと思いますが、中小企業が国内出願を依頼する弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない弁理士もあり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかった中小企業があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、最新の知識を得るための国際化対応研修だけでなく、これから外国出願業務を扱おうとする弁理士が、例えば、国によって新規性喪失例外規定の適用範囲が相違することや、国によって請求範囲の作り方、考え方が相違するなどの基礎的知識を習得するための国際化対応研修を実施し、受講を徹底していくべきと考えます。

## (2) 一人弁理士事務所のバックアップ体制について（継続意見）

一人弁理士事務所の弁理士が、高齢化により、あるいは何らかの理由によって、代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小企業が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小企業が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組み、バックアップ体制が構築されることが必要と考えます。

理由

中小企業は、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小企業にとって大変な負荷となります。

一般の弁理士法改正により、一人弁理士事務所の業務法人化が可能となり、一人弁理士事務所の承継問題が少しでも解決に近づくことを期待しますが、弁理士が一人しかいない状況に変わりはなく、何らかのバックアップ体制の構築は必須であると考えます。

## (3) 弁理士紹介制度について（継続意見）

日本弁理士会関東会が2021年10月より始めた「弁理士紹介制度」は、中小企業の要望にマッチした制度と思われ、今後、内容の充実化とともに、全国展開されることを期待しています。

何故なら、中小企業の多くは、自社の技術分野に詳しい弁理士を探す際に、弁理士ナビを使っているところ、弁理士ナビでは、専門分野が大雑把であり、適切な弁理士を探しきれない、との意見が多いからです。

政府としても、弁理士会のこの活動を強力に支援していくべきと考えます。

## 5. 特許情報システム

## (1) 全般（継続意見）

日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISER）や画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成28年5月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すと考えられています。

上記の有償で高度なサービスを利用できる中小企業もありますが、多くの中小企業は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。また、特許庁としても、中小企業等が容易に特許情報等を利用できる環境の整備をうたっております。そこで、可能な限り、J-PlatPat等の無償サービスの機能充実を図るべき

であると考えます。

また、日本の中小企業が、海外、特に米国や欧州の中小企業とニッチな市場で戦って勝ち残っていくためには、特許戦略は重要あり、その基本となる特許情報サービスを、米国や欧州の中小企業と同程度の利便性をもって利用できるようにすることが必要です。そのためにも無料で使える J-PlatPat 等の情報システムを米国特許商標庁、欧州特許庁あるいは世界知的所有権機関 (WIPO) 等の無料で使える情報システムの機能と同程度以上にしていく必要があると考えます。

### (2) 再公表特許の廃止に伴う J-PlatPat 検索の機能改善 (新規意見)

国際受理官庁としての日本特許庁に日本語で国際出願され、日本に移行された特許出願の再公表特許は 2022 年 1 月以降廃止されました。この結果、J-PlatPat での国内公報検索では、2022 年 1 月以降の再公表特許はヒットしなくなり、同じ発明内容を、J-PlatPat で検索するためには、検索対象を外国文献まで広げて再公表特許に対応する国際公開公報を検索する必要があります。

しかし、外国文献の J-PlatPat の出力リスト (一覧表示) には、発明の名称も出願人も掲載されておらず、国際公開公報についていえば、同じ日本語文献であるにもかかわらず、国内文献と比較して、情報が不十分なため、出力リスト (一覧表示) だけで検索結果を絞る作業ができません。

多くの有料の商用特許情報検索データベースが、再公表特許廃止に伴って、代わりに、国際公開公報の情報を利用して、これまでと同様、国内公報を対象とした検索で国際公開公報がヒットするように対応しております。J-PlatPat についても、有料の商用特許情報検索データベースと同様に、国内公報の検索でこれがヒットするように対応するべきと考えます。

### (3) 使い勝手の改善要望 (継続意見)

継続的に各種機能の充実、使い勝手の改善がなされておりますが、今後も継続的に、特に以下の点について、機能の充実、使い勝手の改善が必要と考えます。

- ① 特許・実用新案検索機能に関して、平成 30 年 3 月以前は、キーワード検索対象として、「要約+請求範囲」を選択できましたが、平成 30 年 3 月以降は、選択項目に「要約」と「請求範囲」はあっても「要約+請求範囲」はなく、この検索をするために、論理式での入力が必要となりました。中小企業等の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、「要約+請求範囲」を選択できるようにしていただきたいと考えます。
- ② 商標検索「称呼(単純文字列検索)」の選択項目の 2 行目が「称呼(単純文字列検索)」でデフォルト表記されていますが、ここは、「称呼(類似検索)」をデフォルトにするべきと考えます。操作が不慣れな中小企業が、デフォルトの選択をした場合でも類似商標がヒットするようにするためです。
- ③ 商標検索において、同一名称の権利者がいた場合、それぞれの権利者を区別する検索方法として、識別番号での検索がありましたが、先般のシステム変更により、商標登録後の識別番号検索ができなくなってしまいました。東京のように、同一名称の会社が複数存在している場合など、注目している会社の権利かどうかを確認するためには、出願人名による検索結果をひとつひとつ開いて住所を確認しないと、注目している権利者の権利なのかを判別できないという不便さがあります。こういったことから、同じ都道府県下に複数の同一名称の出願人が存在した場合でも、同一の出願人を検索できる代替手段を提供してほしいと考えます。
- ④ 特許・実用新案検索において、ヒットした外国文献の一覧表示が番号や日付ですが、併せてタイトル、出願人名が表示される機能。タイトル表示があれば、内容をチェックする必要性の有無をある程度判断でき、関係ないものを含めて全件、内容表示させる必要が無くなり、調査検討の効率が大幅にアップすると考えます。
- ⑤ 商標の出願人・権利者名検索と特許・実用新案・意匠の出願人/権利者名検索の検索方法を揃えること。具体的には、特許・実用新案・意匠検索にあつては「株式会社」を省略した会社名で検索ができますが、商標検索の場合、正しい位置に「株式会社」を入力するか、または会社名の前後に「?」を入力しないと、ヒットすべきものもヒットしません。今のままでは、商標検索にあつて、特許・実用新案・意匠検索と同じと誤解して「株式会社」や「?」を入力しないで検索した結果、該当するものがヒットしなかったことにより、出願されていない、あるいは登録されていないと誤解するリスクが極めて大きい状態です。これを是非改善いただく必要があると考えます。
- ⑥ 履歴演算機能 (検索式どうしの演算)
- ⑦ 一定のアルゴリズムのもとで導かれる生死情報 (検索で得られた案件あるいは番号照会した案件が、出願中あるいは権利存続中なのか、それとも拒絶査定が確定するなど、権利化の可能性が消滅した状態、または、登録にはなったが、その後権利放棄されて復活する可能性が無くなった状態なのか、に関する情報) が一目でわかるようにして欲しいと考えます。

- ⑧ 特許・実用新案検索結果一覧画面における必須機能の整備  
公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号、日付、発明の名称、出願人／権利者、分類）に加え「代表図面」、「生死情報」、「要約」または／および「第1請求項」の選択表示ができ、一覧画面だけでスクリーニングを行える機能。  
そして、これら項目をCSVダウンロードできるようにするべきであり、また、CSVダウンロードする際に項目を選択できるとより便利と考えます。
- ⑨ Patentscope で実現されているように、統計情報として、基本事項（出願人・権利者など）のトップ10表示による簡易パテントマップ機能
- ⑩ 中韓文献検索システムがJ-PlatPatの中に統合されたように、Graphic Image Parkも、将来的には、J-PlatPatの意匠検索機能と統合し、より高度な検索ができるようにするべきと考えます。
- ⑪ 特許・実用新案検索において選択入力欄を利用した場合、検索のアルゴリズムによりますが、各行（各ボックス）ごとに、検索ヒット数が、どのくらいに絞れているのか、たとえば、1行目で何件、2行目で何件、といった件数表示をして欲しい。このことにより、どのキーワード行が、検索件数を絞り込むのに、どのくらい影響あるのかが推測でき、検索条件の改善などに役に立てられると思います。
- ⑫ J-PlatPatにおける外国文献の日本語翻訳品質の向上。特に中国韓国文献について、AI技術の応用による翻訳品質の向上。

### （3）将来的な機能追加・改善の際のユーザーの声の反映（継続意見）

今後、さらなる機能追加・改善の計画を立てる際には、ユーザーが意見や要望を出せる機会を可能な限り設けていただきたいと思います。特に、メインの利用者である「中小企業の声」を反映していただきたいと思います。

### （4）J-PlatPatへのAI機能の実装（継続意見）

AI技術の進歩は著しく、あらゆる分野に応用されており、特許検索、特許調査の分野も例外ではありません。例えば、このような技術、製品の調査をしたいといった概念思考をAIが理解して、そのまま検索を実行する技術・機能がJ-PlatPatに実装されれば、検索・調査技術が未熟な中小企業が、必要な特許調査を難なく実現することができるようになりますと考えます。そしてそのことが、特許調査に掛ける負担を軽くし、これまで調査に取られていた時間と費用を開発業務に充当でき、ひいてはイノベーションの創出に資すると思えます。

### （5）将来的な機能追加・改善・変更等の際の追加・改善・変更点の告知（継続意見）

これまで大きな機能追加や変更があった場合には、何らかの「お知らせ」がありましたが、マイナーな変更等に関しては、使っていて初めて変わったことを知ることが多々あります。今後は、たとえマイナーな変更であっても、可能な限り、どこがどう変わるか、あるいは変わったかを「お知らせ」欄などを使って告知していただきたいと思います。

### （6）外国特許調査サポート体制・コンシェルジュの導入（継続意見）

最近では、中小企業も海外進出する機会が増え、外国特許庁の特許データベースを使う機会と必要性が増しております。一方で、中小企業にとっては、言語の問題と利用頻度・慣れの問題もあって、外国特許庁のデータベースを利用するハードルは、J-platpatの利用に比べてはるかに高くなります。

そこで、EspacenetやPatentscopeを含め、中小企業が外国特許庁のデータベースを利用するハードルを下げるために、たとえば、J-Platpatを運用している独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の中に、外国特許庁のデータベース利用をサポートするサポート体制の構築あるいは外国特許調査コンシェルジュの設置を検討いただきたいと思います。

## 6. 商標の早期審査（新規意見）

商標出願の審査は、通常審査のほか、ファストトラック審査、早期審査とありますが、ファストトラック審査は、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定して出願することが条件です。また、早期審査は、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定して出願するだけでなく、指定商品・役務の全部または一部を「使用」していることなどが条件です。

商標出願の中には、登録査定になってから使用開始したい商標もあり、このような商標出願に関しては、早期に審査結果を知りたいところです。このような商標出願については、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定して出願することでファストトラック審査を利用することが可能ではありますが、早期審査は利用できません。

そこで、早期に審査がなされる道を開くため、たとえば、特別料金を支払って早期審査をする制度の創設を検討いただきたいと思います。

さらには、ファストトラック審査に適合しない商標出願であっても、特別料金を支払うことで、ファストトラック審査と同等の早期の審査がなされる制度の創設を検討いただきたいと思います。

#### 7. 新興国データバンクのデータ更新について（継続意見）

新興国等知財情報データバンク（以下、データバンクと略）は、「知的財産推進計画 2011」における「グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える 4 つの知的財産戦略」の施策の一つとして構築が謳われ、2012 年 9 月に開設されましたが、10 年以上が経過した今、本来の趣旨である『我が国企業が様々な海外知財リスクに対応できる』ようにするために、大幅な改善をしていただきたいと思います。例えば、以下の（1）、（2）が挙げられます。

##### （1）掲載情報の信頼性向上等

早急に改善が必要と考えられるものに次の 3 点があります：

###### ① 掲載情報の信頼性向上

検索してヒットした情報が、現在生きていて使えるのか、それとも既に死んで使えないのかわかるようにして、安心して情報を活用できるようにするべきと考えます。中には最新情報として掲載された情報が、掲載時点で既に死んでいた例もあります。また、「知財ガイダンス情報」が「新興国等に進出する際にまず収集すべき知財実務情報」として掲載されていますが、トルコのそれは 2016 年施行の知的財産法で廃止された制度が掲載されている状況です。「知財ガイダンス情報」には作成・掲載年月日の記載もありません。このように、他の情報源で事実をしらなければ認識を誤ってしまうリスクがあり、信頼性の向上は必須と考えます。

###### ② 掲載情報の鮮度の向上・維持

変動する知財制度・運用についてタイムリーな情報が得られるように、元となる情報源の日付～記事作成日付～データバンク掲載日付の間のタイムラグを短縮し、それら日付も一目でわかるように表示すべきと考えます。掲載後に変動があった情報については、その後の関連情報に容易にアクセスできるようにするなど、収録情報のメンテナンスも極めて重要と考えます。

###### ③ 検索機能の強化

検索の入口が複数（「世界地図（丸囲み 6 領域）」、「国別・地域別情報一覧」、「記事検索欄」、「Google カスタム検索（サイト内検索（全文検索）」）提供されていますが、その入口によってアクセスできる情報に違いが出ないようにしていただきたいと思います。また、同義の検索キーワード（たとえば、PPH と特許審査ハイウェイ）によって検索結果に違いが出ないようにしていただきたいと思います。キーワードの割り振りにも問題があると思われます。現状、検索キーワードを複数入力すると「and 条件」での絞り込みしかできません。漏れ防止のためには、「or 条件」も必要と考えます。データバンクに収録されている情報から必要な情報を抽出して活用できるようにするには、検索機能の強化は必須と考えます。

##### （2）省庁横断的データベース構築

将来的には、必要な情報を省庁等横断して共有し、他の省庁等の情報源からも本新興国データに反映されるようにすると、本データバンクの利用価値や信頼性が飛躍的に向上して、海外知財リスク対応で頼りになるものと考えます。

###### 理由

特許行政年次報告書によると、ここ数年のデータバンクの収録情報件数は二百余件／年。一方、データバンクに収録されている国・地域は、70 国・5 共同体に上ります。現状、国・地域による収録情報件数のばらつきが大きく、特定の国・地域の情報も掲載後の変化情報が必ずしも反映できていない例がみられます。年間の収録件数の大幅な増加が望まれますが、もう一つの方策として、他の情報源との連携（省庁等横断）が考えられます。新興国等の知財情報は、経済産業省関係だけでも、経済産業省・特許庁の Website やメールマガジン、JETRO の Website（知的財産保護に関する情報）、JETRO 海外知的財産部のメールマガジンや IPG（海外における日系企業情報交換グループ）等にあり、法務省関係でも法務総合研究所国際協力部（ICD）の Website、国際協力部報（ICD NEWS）等多数あります。特許庁や JETRO の情報は速報性がありますが、後日検索することが難しく、データバンクで容易に検索できると有用性が高まり、本来の趣旨にもかなうと考えられます。

#### 8. 特許出願図面について（継続意見）

特許出願に添付される図面は現状白黒に限定されておりますが、カラー図面の提出が可能となるように規則を変更していただきたい。例えば、写真を図面として添付する場合、もともとカラーで見やすいものが、白黒になることで、分かりにくくなるが多々あります。また、近年 CAD もカラー化されており、CAD 図面を利用して特許出願用図面を作成する際、白黒にすることで、図面として分かりにくいものになってしまう弊害があります。時代はカラー図面を求めており、カラー図面の添付が可能となるよう規則を変更していただきたいです。

#### 9. 「特許メモ」について（継続意見）

現在すでに、特許審査において、審査官は、必要と判断した時には先行技術との対比を「特許メモ」で残しています（特許・実用新案審査ハンドブック第 I 部第 2 章 1 2 1 2）。

この「特許メモ」は、第三者がその特許を評価する際に、例えば、審査官がどこに発明と先行技術の違いを見出していたかなどを知ることでできる大変参考となる資料です。この「特許メモ」があることで、第三者による特許の適正な評価につながる可能性があります。また、権利者自身による特許の評価も、この特許メモがあることで、より適正に判断される可能性があります。権利者および第三者の評価が適正化されれば、評価をめぐる無用な紛争も減る可能性があります。

この「特許メモ」の作成は義務ではありませんが、出願に係る発明の新規性または進歩性に影響を与えるかもしれないと一度は検討した先行技術については、他に参考となる資料（拒絶理由通知と出願人の反論など）がなければ、必ず「特許メモ」を作成するような運用に変更すべきと考えます。そうすることにより、特許の評価をめぐる権利者と第三者の不一致を減らすことができる可能性が高まると考えます。

また、この特許メモの運用は、特許・実用新案の審査に限定されていますが、これを意匠出願の審査、商標出願の審査に拡大するべきと考えます。

#### 10. 特許庁ホームページ内の「お助けサイト」について（一部継続、一部新規意見）

(1) ユーザーの視点で行政サービスの改善に挑戦するデザイン経営プロジェクトから生まれ、令和 2 年 1 月に特許庁ホームページ内に開設された「お助けサイト」は、ひとりではがんばる知財担当者や初めて出願手続した人などを対象に、出願後に特許庁から送付される拒絶理由通知書等にどう対応したらよいかをわかりやすく案内するということで、良い取り組みと思います。

通知書を受け取った後の対応の流れ、通知書の見方、拒絶理由の解説、応答期限の確認、対応で使う書類の様式・サンプル雛形、書類の送付先等、対応に必要な情報が段階を踏んで「お助けサイト」にまとめられる点はユーザーにとって便利で評価できます。

しかし、実際に拒絶理由通知を受けた出願に対応するために、意見書・手続補正書の雛形を利用しようとする、まだ戸惑いは解消されていません。拒絶理由には多くの種類がありますが、サンプル雛形で示されているのは、たとえば特許では進歩性違反のケースで一つの請求項に対する引用文献 2 件による例だけです。サンプル雛形に記載の例とは異なる拒絶理由を受けた場合、「お助けサイト」の対象者にはどうしたらよいのかわかりません。

拒絶理由の解説欄には、せっかく拒絶理由の種類・該当条文条項名・解説が一覧で示されているのですから、それぞれの拒絶理由に応じた代表的なサンプル雛形を拡充していただきたいです。

また、実際の拒絶理由通知には複数の拒絶理由の組合せ等もっと多様でいろいろなケースがあり、サンプル雛形での対応だけでは限界があると考えられますので、実例を参照できるようにするとよいと思います。

実際の拒絶理由通知書、意見書、手続補正書は J-PlatPat に収録されていますから、J-PlatPat に拒絶理由の種類や該当条文条項名で検索できる機能が追加できれば解決されます。

すぐには無理であれば、現状の J-PlatPat で閲覧できる経過情報の経過記録には拒絶理由条文コードが付記されていますので、まず拒絶理由条文コードで検索できるようにするだけでも助けになります。その際、実際に受けた拒絶理由は、どの拒絶理由条文コードに対応するのかが「お助けサイト」の対象者にもわかるように解説を加えるとよいと思います。たとえば、特許出願に対し、サポート要件（第 36 条第 6 項第 1 号）と進歩性（第 29 条第 2 項）に関する拒絶理由通知を受けた場合は、拒絶理由条文コードの 27（第 29 条+第 36 条）で検索する、というようにすることが良いと思います。

このように、「お助けサイト」と J-PlatPat を連携することにより、実例に触れ、登録または拒絶になったケースを参照しながら対応できるようになれば、「お助けサイト」の対象者の知財力が向上し、出願の品質向上につながり、国益にもかなうものと考えます。

(2)「お助けサイト」のトップ画面には、「～通知を受け取った方へ～」と題して「拒絶理由通知」と「特許査定」が掲載されていますが、「拒絶査定」については項目として掲載されておりません。法的には、特許査定を受けたときの対応だけでは片手落ちなので、拒絶査定を受けたときの対応はどうすれば良いか、方針的なものでも良いので、これを掲載するべきと考えます。

#### 1 1. 特許公報と特許公開公報における代理人と発明者の掲載順序（新規意見）

特許公報、特許公開公報における出願人（権利者）名、代理人（特許事務所）名、発明者名は、この順番で掲載されているが、代理人（特許業務法人）と発明者の掲載順序は本来、発明者が先に来るべきものと考えます。

##### 理由

昨今、イノベーションの創出が声高に叫ばれていますが、そのイノベーション創出の源泉は発明であり、リスペクトされるべきは、その発明者であると考えます。

特許公報、特許公開公報における出願人（権利者）名、代理人（特許事務所）名、発明者名は、この順番で掲載されておりますが、特許業務法人に属していない代理人が複数いる場合には、公報のフロントページに、リスペクトされるべき発明者の氏名は掲載されずに最終ページに掲載されることも多々あります。

発明者へのリスペクトを踏まえ、発明者氏名は、代理人（特許事務所）名よりも前に持ってくるべきと考えます。

なお、いわゆる5庁を構成する日米欧中韓の中で、日本以外の各国の特許公報、特許公開公報等は、国際機関で定めたINIDコード順に従い、発明者が、代理人よりも前に優先的に記載されています。

#### 1 2. 電子出願システムについて（新規意見）

##### (1) 中小・ベンチャー企業・個人にとってやさしい電子出願システム

中小・ベンチャー企業・個人の中には、それまでの紙手続きから電子出願手続きに移行しようとして、事前準備している段階で導入を見送ったり、準備して取り掛かったものの失敗して諦めたりした中小・ベンチャー企業・個人は少なくありません。

原因はいろいろあるようですが、特許庁には、実態を調査し、調査結果に基づいて中小・ベンチャー企業・個人が電子出願システムを導入するにあたって、必要な支援を提供していただきたいと思えます。

##### (2) 通知のあり方

中小・ベンチャー企業・個人の中には、電子出願システムを導入していても、利用頻度が低いいため、立ち上げても、何の書類も届いていなかったりして、立ち上げること自体が無駄になっていることが多々あります。このため相当の期間、電子出願システムを立ち上げないでいることも多く、その結果、特許庁から紙書類による通知を受けるといったことが多々あると聞きます。

活用頻度の少ない中小・ベンチャー企業・個人にとっては、タイムリーに電子出願システムを開けるよう、たとえば、通知書類、送達書類があるときには、メールで連絡する機能の追加を検討していただきたいと思えます。

特許庁は、電子出願システムにおける電子送達の在り方を検討しておりますが、電子出願システムの利用頻度が低い中小・ベンチャー企業・個人にとって、電子出願システムを毎日立ち上げることが無駄な作業、過剰な負担になることを念頭に議論をしていただきたいと思えます。

以上

法人・団体名
25. 一般社団法人日本知的財産協会
意見の分野
—
意見
意見《全文》
▽「構想委員会」の主要検討事項に関する意見

## 1. AI生成物と著作権について

●「StableDiffusion」「ChatGPT」など、いわゆるジェネレーティブAI（コンテンツ生成系AI）の急速な進化に伴い、AIと知的財産権の関係について世界的にも議論が高まっています。日本では、知財本部の新たな情報財検討委員会において、AI利活用の促進のための知財制度上の在り方について検討が行われ、一定の方向性が示されていると理解しておりますが、昨今の急速な技術発展・市場の変化を踏まえ、政府における議論（例えば知財本部の構想委員会（令和5年第2回）で事務局が提示した「AI生成物と著作権」という資料で提起されている検討課題に係る議論）が、民間における議論とともに継続的に深まっていくことを期待します。その際には、技術や市場、諸外国の動向等を注視しつつ、知的財産権を有する者の保護と、技術の発展によるイノベーションが社会全体にもたらす便益とのバランスを考慮した議論の整理、検討がなされるべきと考えます。

## 2. AIの作成・利活用促進に向けた方向性等について

（1）学習済みモデルを含むAI関連発明の適切な保護、利活用促進に向けた取組

●AI関連発明を適切に保護し利活用を促進するために、審査事例に関する情報など以下の事項について、庁内外で得られた知見等を広く公表いただくことを希望します。

- ①AIによる内部処理は、侵害の発見・立証が難しく、権利活用しにくいと考えられる。特許庁から、利活用しやすいクレーム類型・クレーム表現などを公表いただきたい。
- ②AI関連発明の審査事例や判断のポイントなどについて、審査事例集を公表（及び適宜更新）していただきたい。
- ③AI関連発明の権利消尽については、通常の「物」と同様に者えて妥当といえるのか、利活用の制度設計を検討いただきたい。

（2）AI発明者／創作物への対応

●少なくとも現時点のAI技術では、人がAIを用いて新たな発明が生じた際には、いまだ自然人による創作的貢献が認められると認識しています。したがって、AI（のみ）が発明者になり得るという前提で法改正を進めることは時期尚早であり、AIが発明者として認められるべきか否かに係る議論・検討は、適切な対応が必要であると思料いたします。

具体的な対応としては、人がAIを用いて発明が生まれた際に、人とAIのそれぞれが客観的にいかなる貢献をしたのかを精査し、人が発明者となる要件とAIが発明者と認定するに足る要件についての基準を策定し、その基準に照らして評価をし、かつ自然人ではないものを発明者と認めることのデメリットなどについても検討した上で、AIを発明者と認めるか否かを判断すべきと考えます。

さらには、対話型AIなどの進化や懸念などに鑑みると、最新技術の状況をモニターし、本論点に関する検討をタイムリーかつ継続的に行うことが必要であると考えます。

## 3. 特許審査を通じたイノベーションの創出について

（2）特許出願の非公開制度の円滑な運用

●特許制度は、新しい技術を公開した者に対し、その代償として一定の期間、一定の条件の下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与えるものです。非公開制度が遍入される背景及びその必要性は理解できますが、一方で非公開となることで、出願人（権利者）や第三者に実施等での制限が生じることへの懸念の声もあります。特許制度の根幹となるインセンティブについて、十分な検討・議論をいただくとともに、その結果を広く周知いただくことを希望いたします。また、例えば出願人としては軍事関連技術ではないと認識していたが、軍事転用が可能と判断された発明が生じる場合など、出願人が意図しない運用や取り扱いが生じないように、具体的な判断基準や運用などを広く周知いただくことを希望します。

また、本制度の対象として、「日本国内でした発明」とありますが、近年はオンライン会議が行われることが多くなり、複数国にまたがって発明がされた場合には、「日本国内でした発明」にあたるのかの判断が難しいとの懸念がありますので、明確な指針が必要と者えています。

さらに、特許出願の非公開に関する基本指針（案）にも示されている通り、保全対象となる発明の考え方として「機微性の程度と保全指定をすることによる産業の発達への影響等との総合考慮」が掲げられているところ、特許出願の非公開制度の運用に当たってもこの点を考慮し、かかる運用が上記総合考慮の観点から適切なものになっているかを継続的に確認（定点観測）していくことが必要であると考えます。



(2) スタートアップ、地域中小企業、大学等に対する審査官によるプッシュ型支援を含む知財経営支援  
●スタートアップ・中小企業への知財支援においては、出願権利化の観点からの支援だけでなく、他者権利のクリアランス等に関する啓発・支援についても、十分に行っていただくことを希望します。

▽「知的財産推進計画 2022」重点事項 に関する意見

A. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化 について

(A2) 大学における事業化を見据えた権利化の支援

●(知財推進計画 2022 の工程表【重点項目 5】)に関して、再生医療や細胞治療等のニューモダリティを含めたバイオ分野では、当該関連技術を有する大学やベンチャーと医薬品メーカーとの大規模な共同研究が益々増加しています。そうした中、共同研究成果の早期公表を希望する大学と、適切なタイミングでの成果の公表を希望する医薬品メーカーとの間では、必ずしも利害が一致しません。今後もバイオ分野における産学連携を継続的に発展させるためには、大学と企業がお互いのニーズを理解し、win-win の関係を築くことができる、適切なタイミングでの研究成果の開示条件が必要です。さらには、大学における知財リテラシー向上のための広い知財教育や、ひな型に捕らわれない柔軟な成果配分や対価設定に向けた契約交渉力も必要になってきます。

従い、バイオ分野の研究開発及び知的財産の特殊性を十分に理解し、産学双方が個別案件ごとの背景、状況、互いの役割(研究投資を含む)、貢献(経済的負担を含む)、引き受けるべきリスクの程度などを十分考慮した上で、将来にわたる提携条件、実施およびライセンス条件、経済条件を含めた知財の取り扱いについて、公平の観点から検討する場の設定を要望します。

(A3) 大学等における共同研究成果の活用促進

●公表された「大学知財ガバナンスガイドライン」の中には、大学等と企業の間で行われる共同研究の成果が実施許諾の対象となることを内容とする共同研究契約を事例として記載されています。これは大学の視座から見れば課題と認識される場合もあるかと思いますが、他方、企業の視座からは、共有特許権者としての権利を制限することをあたかも正当であるとする前提を、そのまま受け入れることに大きな違和感を感じます。

また本ガイドラインでは、「大学は、共同研究先との信頼関係及び意思疎通の下、共同研究先が契約で定める期間内に社会実装に向けた具体的な目標を正当な理由なく達成していないと判断した場合は、大学の判断で第三者に実施許諾できる権限の確保を目指すこと。」と記載されており、「正当な理由」の考え方については、本ガイドラインの 33 ページに「正当な理由の有無については、大学が、大学知財の社会実装機会の最大化 の観点から正当か否かという基準で判断する。」と説明されています。これでは最終判断者が大学のみとなってしまう、共同研究先である企業の意向が含まれない中で、適切な判断ができるのか疑問が残ります。

とりわけ医薬品開発のように多大な資金と期間を要する一方、保護する特許の数は少数であるような性格の事業においては、一定期間不実施の場合に大学等が共有特許につき無制限に第三者にライセンスを付与することを容認すれば、企業側から大学等へ共同研究を行うインセンティブそのものが損なわれかねません。更に大学における予算措置の重要性が説かれているものの、具体的な解決策の方向性が示されておらず、仮に共有件において大学に第三者ライセンスを認める場合、その維持費用は企業側のみが負担するような運用となると、税務面からも問題が生じ、かえって企業として大学との共同研究を回避する方向に働きかねません。

このように企業にも大きな影響を及ぼす内容のガイドラインを示されるからには、当然のこととして産業界の実情の客観的な調査も、大学に対するそれと少なくとも同じ範囲で行っていただくことを希望します。

(A4) 知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築

●大企業の未利用知財の「見える化」やスタートアップとのマッチングが 1 つの手段であることに異論はありませんが、大学との共同研究に関わる上流研究やスタートアップに関わる新規事業を目指したアイデアは莫大な数である一方、社会実装されるものは決して多くないというのが実態でもあります。このよう

な未利用知財の性格を踏まえれば、大企業が保有する未利用知財だけでなく、スタートアップ独自の判断で自由な発想を元にイノベーション活動に取り組む方が、むしろ事業化の可能性が高まる場合もあると考えます。大企業の未利用特許有りきの前提ではなく、マッチング・エコシステムがより活性化するよう全方位の施策に期待します。

なお、推進計画 2023 においては、特にマッチングの仕組みの整備や、そのための開放特許情報データベースの構築を進めていただくことを希望します。

また、今年度検討中の「特許の第三者への利用許諾の意思の表示へのインセンティブの在り方」については、得られる効果と発生するコスト（LOR 導入による特許庁の歳入減少を含める）のバランスを明らかにしつつ、受益者負担の可能性も含めて検討いただくことを希望します。

#### (A5) スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化

●スタートアップの知財戦略の支援サービスとして、大企業は知財・人材・資金等の経営アセットを提供する側、スタートアップはイノベーション機能を発揮し、大企業の未利用特許をフル活用し事業化を推進する側として、両者の役割分担が期待されています。しかしながら実体としては、これらのエコシステム構築は遅々として進まず、理想的な状態とは言い難い状況にあります。そこで、例えば政府主導の新規な枠組みとして、近年注目されている「副業」だけでなく、大企業を離れた知財経験豊富な定年後再雇用人材をスタートアップ支援にもっと活用する仕組み（スタートアップ支援のマッチングサービス）など、社会情勢に適合した新たな仕組みの提供を検討いただきたいと思います。

#### (A6) 大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進等

●大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進のうち、人材・スキルの提供については、カーブアウト・スピンオフ・JV 以外に、大企業の知財人材の副業・兼業も有益な手法と考えられます。しかしながら副業・兼業を認める動きは一部にとどまっておき、「知財人材の流動化に関する調査研究報告書」（令和 3 年 3 月）では、企業に所属する知財人材のうち約半数は副業・兼業に関心はあるものの実施しておらず、「所属企業が認めていない」が最多の理由とのアンケート結果が示されています。そこで、副業・兼業を後押しする制度見直しのほか、スタートアップに人材・スキルを提供すると知財人材に対する評価や処遇にも反映されるなど、会社側・知財人材の双方にとってのプラス面が具体的な形を通じて浸透するよう後押しすることも重要であると考えます。他方、知財人材の受入れ側についても、一連の知財業務を正確に理解するとともに、自身のビジネス・活動で必要となる知財機能を切り出し、そこから受け入れを希望する知財人材の要件を的確に設定することも重要であります。これらの送出側・受入側双方のニーズは、個社の企業努力のみでは解決しきれないものであり、政策面からの一層の後押しが必要であると考えます。公表済みの「知財人材の兼業・副業により期待されるメリットと実践のための手引き・工夫集」を基に、これらの後押しが具体的な制度・ムーブメントとなるよう検討いただくことを希望します。

●スタートアップとの連携において、知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver. 2.0 の 41 頁の④スタートアップに対する経営資源提供を通じた価値協創能力の構築（特に 41 頁下から 1～3 行目）を参照するに、大企業側に開示や監督を一方的に求めているように思われますが、これには違和感があります。スタートアップにとって大企業との連携が経営に与える影響は大きいと思われませんが、一方で大企業においてはスタートアップとの連携が経営に与える影響は必ずしも大きいものばかりではなく、開示がそぐわない場合もあると考えます。そのような個別の事情を考慮したガイドラインへの理解と運用がなされることを希望します。

#### (A7) 大企業による不公平な取引の是正

●共同研究開発や事業連携の実現に当たっては、案件固別の連携目的や経緯など諸事清を十分勘案して現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが肝要であり、知財の取扱い等についても特定の条件（単独出願、共同出願相手の事前同意不要のライセンス等）に固執されると連携協議の長期化や産学連携の低調化といった機会損失につながるおそれがあります。また、大学が単独で権利を所有することを想定した場合、大学によっては、知財予算や人員の制約から発明の権利化や特許の管理が負担となり、イノベーションの源泉となりうる知財が適正に管理されず、また、具体的な事業モデルを想定した権利取得が難しいことにより、グローバルにおける日本産業界の競争力が権利として確保されないことも懸念され、企業にとっても従業者への発明報奨や企業側での成果の事業化への制限等も懸念されます。また、相手方の事前同

意不要のライセンスについては、権利の共有者間でのライセンス料の配分等、個別事情に基づいた協議が必要となり、これを案件の性質によらず硬直的に求められると、協議が徒に長期化することが懸念されます。大学知財の社会実装を推進する方針については大いに賛同するところですが、この社会実装を担うパートナーとしての企業の懸念についても是非考慮して進めていただくことを希望します。

#### (A8) 「大学知財ガバナンスガイドライン」の策定と大学への浸透

●2023年3月29日に「大学知財ガバナンスガイドライン」が公表されました。このガイドラインは、その説明によると「大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方を示すもの」で、大学のマネジメント体制整備、知財と契約対応の考え方を記載しており、大学の課題が示されているため、体制見直しに役に立つものと考えます。

ただこれは大学が産学連携のスタートラインに着くために当然行われるべき大学自身のマネジメントであり、日本の産学連携の活性化は次の段階の検討が必要であると思われます。

日本企業は、変化の激しい環境に対応し新たな成長を続けるためのグローバル競争を行っており、自社の資金をもって大学に研究開発を委託する場合、グローバルな観点からどの国のどの大学が投資費用に見合う確実な成果をあげるかについて、様々な情報やデータ、過去の経験により選択しています。その結果として、海外の大学に委託する件数や金額が、日本の大学に委託する場合よりも相当に大きくなっている日本企業が多いことは既知のとおりです。理由は海外、特に欧米の大学の多くはガイドラインに示すようなマネジメントレベルは既にできており、さらに設備と研究人材の充実もあり、それらが委託を検討する場合に有利な要素になっています。そこで検討されている様々な情報や条件、決定プロセスがどのようなものであるかを知り、日本の大学が海外の大学に負けないように日本企業の資金を獲得するにはどうすればいいかを考えなければ日本での産学連携の活性化には繋がらないと考えます。もしそのような検討を行えば、フィードバック効果として日本の大学が今度は世界の企業から資金を獲得できる機会も拡大するものと思われます。

また、大学の知財活動において資金の好循環を産み出し正の連鎖を実現するまでの過渡期のリソース確保が課題であり、「大学知財ガバナンスガイドライン」に沿った大学の自主努力だけでは限界があると考えます。許法改正を利用した維持年金や庁手数料金の減免、また海外の特許取得も視野に入れるのであれば資金面での支援など、諸制度をベストミックスさせる制度設計等の検討が必要であると考えます。

以上の理由により、日本の産学連携の活性化を次のステージに進めるために、実際に国内外の大学を対象に研究開発投資というビジネス判断を行っている産業界の意見を聞く機会を設けていただくことを要望します。

●当該意見募集の最中に公開された大学知財ガバナンスガイドラインに関しては、パブリックコメント等の機会もなく、産業界との議論が十分に尽くされているものでもなく、今後の大学と企業との連携協議にどのような影響が生じてくるか図りかねています。たとえば、プリンシパルとして記載されている事項が、個別案件において大学によりどのように活用されるかは予測がつかないところであり、大学知財の社会実装が進む側面も期待されますが、プリンシパルに固執するあまり連携協議が滞る側面もあると思われます。今後の知財推進計画 2023 のとりまとめにあたっては、当該ガイドラインが真に有効なものとなるように運用面に十分な配慮をいただく方策を検討していただくことを希望します。

#### B. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化 について

●（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 17】に関して、

「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の普及促進は、企業側に求めるのと同程度に投資家にも求めるべきものであると考えます。その観点から、先般3月27日に公表された知財無形資産ガバナンスガイドライン v2.0 においても、P. 10 に「本ガイドラインでは、企業の取組において参考となる様々な取組事例を紹介しているが、今後、本ガイドラインを踏まえた様々な好事例を収集し、それらが多くの企業に共有され、更なる活性化につながっていくよう取り組む必要があると考えている。」と記載頂いております。これに関して、「知財・無形資産の『開示』の好事例の収集・共有」のみならず、特に「企業・投資家双方の『対話』の好事例」についても新たに収集・共有いただくことを希望します。対話の好事例を知ること、投資家の目線で何が課題で、今後どうすべきかを企業が知る機会となることを期待します。収集・共有にあたっては知財権（特許権、意匠権、商標権、著作権など）に{届ることなく、知財権以外の無形資産（技術ノウハウ、顧客リレーション、レピュテーション、人材など）もカバーするように、各種施策の検討に取り組んでいただくことを希望します。

## ●（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 18】に関して

支援事業によって得られた知見を広く有効活用できるよう、成功事例や失敗事例または残課題を含め周知する機会（支援を受けた企業経営層が参加するパネルディスカッション・座談会の公開化、報告書の発行など）を設けて情報を共有していただくことを希望します。さらなる企業側の開示促進につなげるためにも、「企業にどのようなリクエストをすれば知財・無形資産を活かした経営の裏付けや根拠情報を得られるのか」など、投資家に対する支援の実施を求めます。

## ●（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 20】に関して、

投資家の役割をより明確化すべく、投資家に企業との対話が企業価値向上に効果を奏することを一層理解していただくことを目的として、知的財産・無形資産（技術ノウハウ、顧客リレーション、レピュテーション、人材など）の活用事例を提供するなど、投資家に対する啓発イベントの開催の検討を希望します。

## C. 標準の戦略的活用の推進

## (C1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進

●政府におかれても以前より認識されているように「標準の戦略的な活用」は重要な要素であると言えます。そのような認識に基づいて、重要な技術分野に特化して官民連携して国際標準化戦略を強化してゆく政府の取り組みについては賛同致します。

さらには、最近の環境変化、とりわけ、SDGs に向けた社会課題解決や、将来の人類社会の目指すべき姿としてのサーキュラーエコノミーに資する標準化活動が活発化してきており、これらの標準は特定の業種だけではなくあらゆる業種に共通して影響を与えるものであり、過去にもまして、「標準の戦略的な活用」は幅広い業種、企業において重要になってきております。しかしながら、国内企業では、まだ「標準」を十分に活用しきれていない、あるいは、「標準を戦略的に活用」する企業の裾野の広がりはまだ狭いというのが実情であると思われます。一方、海外に目を向けると、欧州や中国をはじめ、様々な社会課題に対する法規制整備、更に規制を補完するような標準化・ルール形成活動が活発になってきており、海外企業が標準開発から活用まで戦略的に対応を進めているところです。そこで、国際的な視点からも日本の産業競争力を更に向上させるべく、「標準の戦略的な活用」に関する幅広い産業への啓発の取り組み

（標準活用の成功事例、失敗事例の共有を含む）を推進するとともに、議長や幹事の要職にて標準化を牽引できる尖端人材や、企業内にて標準を戦略的に活用できる実務者の人材育成等について官民挙げての育成を押し進めて頂きますよう要望します。

## D. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

●デジタル化の進展の中で注目を集める AI、メタバース・デジタルツインにおいても、データは重要な役割を果たしており、特に産業データ（非個人情報データ）はデジタル社会の構築する重要な基盤として位置付けられるものと考えています。

フィジカル領域で収集したデータをそのままフィジカル領域で使用するのみならず、データをサイバー領域で蓄積・分析・解析し再びフィジカル領域にフィードバックさせることで新たな社会課題解決を可能とする Cyber-Physical System (CPS) 実現に向けて、データの利活用促進は我が国の産業発展に大きく寄与すると思慮いたします。

弊協会は、全産業を横断的に網羅する多数の会員企業が、①データを生じさせる機器・サービスのユーザー、②機器製造業者、③関連サービス提供者、及び④生じたデータの保有者のうち1つまたは複合的な立場でデータビジネスに携わっております。いずれの立場においても、データを企業競争力の源泉として重要視しており、データを安心、安全かつ公平に利用できるビジネス環境の整備が重要であると考えます。かかるデータ環境（主にルール）の整備に際しては(1)知的財産法の枠組みの尊重、(2)規制と競争のバランス、(3)予見可能性と透明性の向上、(4)国際的なハーモナイゼーション、が重要な要素と思慮致します。また、データは企業ノウハウを含む機密情報としての性質も有しており、各企業の特性を生かしたデータのオープン・クローズ戦略が尊重される必要があります。一方でデータ活用ビジネスは始まったばかりであり、初期段階での規制や保護は却ってデータ利活用を阻害する副作用が生じることも懸念致します。そのため、データに関するルールを検討頂く際には、ハードローではなくソフトローが、データの利活用により資するものと思慮致します。

さらに、一部の諸外国ではデータ利活用のためにデータへのアクセスを許容するルール検討もなされておりますが、データアクセス自体がデータ保有者の望まない営業秘密開示に繋がる等、その副作用への懸念

も小さくありません。データアクセスを許容するルールについては、既存の知的財産制度が尊重されることを前提に、アクセスは明確なルールの下でバランスの取れた範囲に限定されるべきと考えます。

特に、TRIPS 協定第 39 条で規定される「開示されていない情報の保護」が適切に履行されるよう、営業秘密の保護範囲が不当に限定解釈されないことが重要です。一方でイノベーションを阻害し得るようなデータの過度な保護も望ましくないと思慮致します。

こうしたデータにかかるルール・規制の検討の際には、(1)既存の知的財産制度が尊重されるべきであり、(2)データへのアクセスは明確なルールの下で一定のバランスの取れた範囲に限定され(3)イノベーションを阻害する可能性のあるデータ保護はすべきでない、と考えます。データ施策の検討に際しては産業界とも、各段階で適宜ご連携を頂き、ステークホルダーの意見を汲んで頂けると幸いです。

また、今後、各国で様々なデータにかかる施策・ルール化が急速に進むことが見込まれます所、企業は各国の制度を適切に把握した上で各国のルールに従った対応をすることが求められます。データのコンプライアンスに関する情報収集や対応コストは、データ利活用を促進するにあたって大きなハードルとなります。グローバルでのデータ利活用が円滑に進められるよう、各国制度の適時の把握・情報提供、そして、適切な対応へのご支援も望みます。

我が国が推進する DFFT(Data Free Flow with Trust)を実現するためにも、企業が保有するデータ（営業秘密を含む）の適切な保護と業種横断的なデータ利活用推進の双方観点からバランスの取れたデータ政策を推進することが肝要であると思慮致します。

●（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 35】に関して、

日本政府は積極的にデータ利活用の環境整備に向けた取組みを継続していますが、ヘルスケアの産業力強化のためには、産業界のニーズを踏まえたより一層の迅速かつ活用目的に沿った基盤構築の促進を要望します。

「包括的データ戦略」においても指摘されているように、米国や英国等と比較して日本はデジタル化への対応が遅れています。また、AMED における研究開発データを中心としたデータ利活用のプラットフォームの構築が現在進められていますが、ヘルスケアに関しては、創薬の研究開発目的や市販後の安全性・有効性の研究目的など活用目的により利用するデータが異なります。これらヘルスケアの活動全般におけるデータ利用を俯瞰し、実際の活用目的に合致した基盤構築・法制度整備となるよう産業界の意見を踏まえ、データ活用を促進する環境の整備を期待します。

2023 年の次世代医療基盤法の見直しにあたって、令和 4 年 12 月 27 日に内閣府健康・医療戦略推進事務局より提示された、「次世代医療基盤法の見直し」でも言及されているような、「仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設」等、より産業界でのデータの利活用が進む方向で制度の再検討を要望します。データの活用促進に向けた環境整備については、電子カルテを統一化し利用対象となるデータの信頼性を高めること、ブロックチェーン・連合学習・秘密計算・差分プライバシーなどの先端技術を利用したデータの利用と保護の促進を要望します。

●（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 36】などの「4・デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備」に関して、

わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、AI やデータ等の利活用を促進することによって新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくことが必要です。そこで AI やデータの利活用促進のための知財制度上の在り方についてさらなる議論を要望します。

医療分野においてもデータや AI を活用した研究開発が急速に進んでおり、画期的な新薬を世界中の患者さんに迅速に届けることが期待されています。そのためには、データや AI の適切な保護とそれらの利活用の促進のバランスを保つことができる知財制度が必要になってきます。

しかし、日本における AI 技術のさらなる発展を図るためには、データや AI の知財保護を強化することに一定の根拠を見出せるものの、AI 関連特許の効力が AI を利用して生成されたデータにまで及ぶことや、第三者の AI 特許の侵害に対してユーザーが多くの責任を負うことになれば、データ AI を利活用するユーザーの研究開発活動が著しく制限され、AI 技術の継続的な発展を阻害する要因となります。

●さらに、日本において臨床試験に関するデータ保護制度を法制化することを要望します。

データ保護制度とは、先発品会社が得た知的財産である器床試験データを一定期間保護する制度です。データ保護制度の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しな

い場合でも、先発品の承認後一定期間後発品は承認されないため（後発品は先発品の臨床試験データを利用できない）、先発品会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができません。

医薬品の開発は、10年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20年前1/1.3万候補品であったものが現在では1/2.3万候補品になっています。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定回収できることを保証するデータ保護制度は極めて重要な制度です。

TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており（TRIPS 協定第 39 条；日英包括的経済連携協定 第十四章 知的財産、第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・四十二条；日 EU 経済連携協定 第十四章 知的財産、第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・三十六及び第十四・第三十七条）、欧米においてはデータ保護制度が法制化されています。

一方で日本では、データ保護を規定する法律はありません。再審査制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四の四）が、データ保護の役割も有していると捉える向きもありますが、再審査制度にはデータ保護として明文化されていません。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の安全性の確認でありデータ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来データ保護制度は、再審査制度とは別にして存在するべきものであり、再審査制度から独立したデータ保護制度の創設によってデータ保護の恒久的な安定化が期待されます。

以上のことに鑑みて、欧米と同様に、日本におけるデータ保護制度の法制化を要望します。データ保護が法制化されることで、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できます。

## E. デジタル時代のコンテンツ戦略

### (E1) Web3.0 時代等を見据えたコンテンツ戦略

●コンテンツのデジタル化、流通の多様化、利用態様の多様化が急速に進む中、権利処理の円滑化や権利者への適正な対価還元、アナログとデジタル、リアルとバーチャルとで類似の利用行為であっても知的財産権のかかり方が異なる場合が存在するなど、検討すべき課題が顕在化しています。これらの課題に対し、権利者の利益保護を劣後させることなくコンテンツ利活用が促進されるよう、バランスの取れた検討が速やかに行われることを要望します。

### ●メタバース上のコンテンツをめぐる法的課題について

メタバースを活用したビジネスが急速に進展している中、そこで使われるコンテンツが権利者の許諾を得ていないものである場合に、権利者はどのような条件のもとどのような権利が行使できるのかが必ずしも明らかでない場合があります。また、利用者側の観点で見ても、どのような条件であれば許諾が必要／不要なのかが明らかでない場合もあります。メタバースに関するビジネスを加速化するためには、このような点を法分野横断的に検討し、整理・検討する必要があります。

現在、政府の「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」ではまさにこのような趣旨からの検討が進められていると承知しており、この検討の方向性に賛同いたします。また、同会議では、メタバースを活用したビジネスはまだ発展途上で流動的な要素も多いことから、課題に対してはソフトローによる解決を主眼とすべきという方針が示されているところ、この方針についても賛成します。

また、同会議でも同様の方針が示されていますが、制度整備なくしては、悪質性の高い行為を防止できない、または健全な市場の発展が妨げられる場合は、現行法の射程の明確化に加え、それが及ばない場合の制度的対応が必要であるかについても検討を行うことが望ましいと考えます。同会議で検討がされている制度的対応に係る部分についての当協会の詳細な見解は、同会議が近く公表する論点整理案に対する意見募集に対応する形でお示ししたいと思いますが、主には以下のように考えています。

●不正競争防止法については、商品形態模倣行為の規制対象行為に「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加する旨の法改正案が国会に提出されているところ、このこと自体は悪質性の高い行為を防止する手段として異論はありません。ただし、仮想空間上においてリアルの商品の「形態」を「模倣」とはどのようなことなのか解釈上不明確となるのは、権利者及び利用者の双方にとって望ましいことではな

いと考えるので、適切な形で解釈の明確化が行われることを希望します。

●商標法については、現実世界での取引を対象とした商品の商標権者が、メタバース空間の商品における商標の使用を適切にコントロールできる環境が整っているかを検討し、審査実務等の見直し等の必要な措置を講じる必要があると考えます。特に①現実世界の商品を対象とする商標権がメタバース空間での商取引に対しても効力を及ぼすことの是非、②メタバース空間での取引を対象とした商品に関する指定商品・役務の取り扱い（表現や区分、類否判断等）の検討推進を要望します。メタバース空間上における商標についての見解を具体的に示している国もあり、今後技術及びサービスの発展に伴い当該分野の出願の重要性は一層増すと考えられますので、国際調和の観点からも早急に検討が必要と考えます。

●意匠法については、メタバース空間におけるデザインの無断利用について、意匠権以外の知的財産権では必ずしも対応できない領域があることを踏まえ、中長期的な課題としての継続検討は必要であるとも考えている一方で、意匠権による保護の範囲の拡大がクリエイターの創作活動を阻害することはあってはならないとも考えており、官民連携会議で示された慎重に検討すべきとの方向性についてはこれら双方の観点から賛同します。

#### ●ブロックチェーン技術や NFT の検討

最近、ブロックチェーン技術を利用した「NFT」を付与したデジタルコンテンツの売買や、当該売買を仲介するプラットフォームサービスが急速に普及拡大しています。その陰で NFT を付与することの法的性質が不明確であったり、NFT 付与コンテンツの売買が投機的に行われたり、非権利者が無断で他者のコンテンツに NFT を付与して売買したり、といった様々な問題も生じていると認識しており、NFT 付与の法的性質を整理することや、無断 NFT への実効的な対応方を講じることは必要と考えます。

他方、ブロックチェーン技術や NFT は、それ自体では価値中立的であって、デジタルコンテンツの権利関係の管理やクリエイターへの対価還元のために有益な可能性を持った技術であると考えます。また、いまだ発展途上の領域であること踏まえると、ブロックチェーン技術や NFT が過度に規制されることなく健全に発展するよう、今後の状況も見極めつつ、広い視点から慎重な検討が行われることを希望します。

#### ●ソフトローの活用

テクノロジーやビジネスモデルの変化のスピードが著しい今日では、改正手続きに比較的時間のかかるハードローのデメリットを補うため、知財制度におけるソフトローを活用することは Web3.0 時代のコンテンツ戦略の基本姿勢として賛同します。なお、たとえば文化庁が策定した「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」もソフトローの一種であると思われませんが、こうした考え方の整理やガイドライン等は、テクノロジーやサービスの発展に応じて、適宜更新される必要があると考えます。

### (E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

#### ●権利制限の見直し検討

障害者による著作物利用、病気やケガ、高齢などの理由でご自身での私的利用目的での著作物利用が困難な方々をサポートする事業や行為をおこなうことが、著作権の権利制限との関係で困難であったり、行為主体の考え方との関係から委縮を招いている事例があります。コロナ禍により促進されたりリモート化への対応（インターネット等を介したサポートサービス）の視点とあわせ、権利制限の見直しをおこない、権利者の利益を不当に害しない利用については権利制限の範囲を拡大する方向での対応がとられることを希望します。

#### ●権利者への適切な対価還元策の検討と実行

コンテンツの利用環境の変化を踏まえた、より公平で透明な経済効率の高い適切な対価還元の仕組みについて検討がおこなわれることを期待します。

#### ●第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ制度）の著作権法への導入検討

令和 3 年特許法改正によって、特許権等の侵害訴訟において、裁判所が広く一般に対して意見の提出を求めることができる「第三者意見募集制度」が導入されましたが、著作権侵害訴訟においては、同制度は導入されていません。しかし、同制度の趣旨（技術が急速に発展する近年においては、裁判所の判断が業界に与える影響が大きい可能性があり、裁判所が事業実態や国際的な観点からの見解などの意見を広く第三者から収集し、適正な判断を示すための資料を得るといったもの）は著作権分野にも当てはまるものと思わ

れますので、同制度を著作権侵害訴訟にも導入することについて、政府における検討が行われることを希望します。

#### (E3) デジタルアーカイブ社会の実現

●過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、重要な文化遺産として次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割を担うものであると者えられることから、実現に向けた施策を支持します。デジタルアーカイブ化を進める権利者やコンテンツ企業への支援を含め、著作物の適切な保護と利用のバランスをとりながら、デジタルアーカイブを進めるための制度的検討がなされるべきであると考えます。

#### (E4) 海賊版・模倣品対策の強化

●模倣品・海賊版による被害に鑑み、引き続き実効性ある対策を講じていただくことを希望します。特に、著作権においても「国内において頒布する目的をもって」「輸入する行為」が著作権侵害とみなされると規定されており(113条第1項1号)、令和3年法改正以前の商標法等と同様の問題が内在しています。財務省関税局資料によると、著作権に基づく輸入差止実績は商標権に基づく件数に次いで2番目に多く前年度と比較してその件数は増加しています。商標法等と同様に、個人輸入に対する著作権侵害行為の位置づけについて改めて検討いただくことを希望します。

●今後、国民に対し越境取引にて購入した商品が模倣品である場合は、税関での差止めにより入手できない点を周知するとともに、購入にあたっては製造元直営店あるいは正規販売代理店を利用することを強く奨励する必要があると思料します。

また、今回法改正の施行後も、購入者にとって安全な取引の仕組みを確立すること及び商標権者のレピュテーションリスクについては、継続して検討が必要と考えます。前者に関し、越境取引の多くの場合は代金先払いの取引となることが想定されますが、税関における差止めの結果商品が没収され購入者の手に渡らなかったにも拘わらず海外事業者が払い戻しに応じない場合は、購入者が一方的に不利益を被ることになります。このような取引の購入者の多くは高度な法律的判断が容易でない個人であり、差止めにより生じる不利益を直ちに負わせるのは酷です。また、模倣品と知って販売する悪意の海外事業者であっても、模倣品の差止めの有無に関係なく相廊の代金を入手することとなるため、本改正によってもこのような販売行為に対する抑止力は事実上生じないと思われます。従って、税関における差止めが行われた模倣品取引において、海外事業者が得た利益を購入者に戻す仕組み(クレジット決済のキャンセル等)、あるいは代金後払いの仕組みなど、差止めによって生じる不利益を海外事業者に転嫁する仕組みも合わせて検討を進めるべきと考えます。

●一方、税関における差止めによって商品を購入することができなかった購入者が正規品の取引であると誤認している場合、権利者への苦情や誹謗中傷、更には債務不履行による損害賠償請求や不当利得返還請求がなされる、といった権利者のレピュテーションリスクが想定されます。従って、差止めを実施する際は購入者に対し、取引の対象となった商品が正規品ではなく模倣品であることを明示したうえで、法改正により新たに差止めの対象となったことを通知する等、購入者の誤認と権利者のレピュテーションリスクを避けるような対応を求めます。

#### ●電子商取引における模倣品・海賊版対策の強化および啓発活動の要望

法改正により、模倣品を水際で規制できる可能性は格段に広がりましたが、模倣品を扱う海外事業者は、規制ができればその規制を避ける方法を見つけることが多く、この繰り返しが続くことが想定されます。このため、模倣品を流通自体させない施策の検討もお願いします。特に、新型コロナウイルスの影響もあって電子商取引による商品の流通が飛躍的に増え、さらに今後ますます拡大していくと考えられることから、電子商取引プラットフォームなどへの働きかけなど、さまざまな面での検討が必要と思います。これは、越境取引を扱うプラットフォームだけでなく、国内取引を扱うプラットフォームに対しても同様です。よって、国内取引の電子商取引の利用者が、誤って購入した場合でも不利益の無いルール作りの推進をお願いします。

また、電子商取引の普及により、国民が模倣品被害に遭う可能性が飛躍的に上がっています。当然、権利者は全力で模倣品対策をしていますが、権利者だけの努力では対応不可能な状況になっています。つまり、購入者が模倣品に対する意識を高めることが重要でありますので、誤って模倣品を買ってしまわないような啓発活動、特に電子商取引を頻繁に使う学生向けの啓発活動を推進するようお願いいたします。

#### ●商標権分野における模倣品・海賊版対策の強化の要望



日本企業が被っている模倣品・海賊版の被害について、国内外それぞれにおける対策を講じることが肝要であると考えます。そのため、日本及び各国の所管当局との連携と協力関係の促進を進め、情報提供や指導等の支援の実施を希望します。特に新興国での模倣品・海賊版対策において商標権を適切に活用できるよう、権利の取得、侵害の捕捉、罰則の執行に関し、法整備の促進の支援を希望します。

#### ●海外でよく知られている日本ブランドの保護

日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られています。これらのブランドに関する商標の第三者による剰余的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられるのが実態です。このような第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業が第三者に自らのブランドを権利化される、または意に反して使用されるといった事態が生じています。著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぎ、このような事態を解消すべく、日本政府から各国官庁に対し、それぞれの国において著名と認める商標のリストを公開し積極的に保護する制度を創出するよう働きかけていただくことを希望します。

また、商標としての使用を目的としない悪意の商標出願に対する対策についても、引き続き検討いただくよう希望します。

### F. 中小企業／地方（地域／）農林水産業分野の知財活用強化

●中小企業・地方（地域）・農林水産業分野では、知財の各権利の中では商標の利用可能性が最も高いことが知られています。そのため商標をより利用しやすくする方法を考案することが、この分野の企業の知財活用強化として役に立つと考えます。それには類似商品・役務審査基準と類似群コードを、日本の最新の産業の状況に合わせて見直し、弾力的に運用する必要があります。

そのためにも、取引実情等に関して商標分野における動向調査の実施が効果的であると考えます。このようなアプローチで得られる最新情報で「類似商品・役務審査基準」と類似群コードを見直すことで、中小企業・地方（地域）・農林水産業分野において、知財によるメリットを享受できる可能性が広がると考えます。

#### (F1) 中小企業／地方（地域／）農林水産業分野の知財活用強化

●「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」では知財を活用した経営戦略立案支援等の各施策が盛り込まれました。中小企業に対する知財・経営専門家チームによる伴走型支援、地域ブランドデザイナー等の派遣による地域ブランド活性化、47都道府県に設置された知財総合支援窓口の強化に取り組みに加え、経営デザインシートを活用した知財活用戦略立案 IP やランドスケープを活用した市場ポジションや企業価値の最大化による総合的な支援など、知財戦略・活用に係る施策は大いに評価できると考えます。

一方、中小企業等を対象とした特許審査請求料や庁手数料金の一律な軽減措置など、中小企業の資金不足を解消することも中小企業の円滑な知財権取得や活用機会を得るために重要かつ効果的であり、知財戦略・活用面と資金面の両面からの施策の継続を期待します。なお、その際には軽減措置を意図と反するような利用がなされない運用を望みます。

#### (F2) 中小企業の知的財産取引の適正化

●2021年3月31日に公表された「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」では、中小企業と大企業とが連携を進める中で問題となる事例が具体的に指摘されています。中小企業庁実施のヒアリング調査、公正取引委員会報告書、「下請けGメン」によるヒアリング調査など多方面から情報収集した事例は、業界で行われている片務的な取り扱いの実情を明らかにするものであり、本ガイドラインを遵守した知財取引により、企業間の共存共栄の推進が図られることを希望します。また、契約書のひな形では、中小企業と大企業とが技術とノウハウを出し合い技術的な課題を解決する状況下で、互いが所有する技術とノウハウの特定に関する十分な説明と共に適切な示唆がなされており、本ひな形のさらなる普及・活用を希望します。

●今後、様々な支援活動で扱った案件等に基づいてガイドラインの改訂等が行われることが期待されるが、その際には特定の事案が過度に一般化されることのないよう、個別事案の経緯や事清が十分に勘案さ

れることを基礎とした改訂がなされることを要望します。なお、改訂の協議の際には、取引パートナーである大手企業の意見が十分に吸い上げられることを要望します。

#### G. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

##### (G1) 知財紛争解決に向けたインフラ整備

●日本では裁判外紛争解決手続きの一つである仲裁・調停制度の認知や利用は低い状況です。この原因の一つとしてユーザである企業がアクセスできる過去の利用事例等が乏しく、どのような状況において裁判と比較して仲裁や調停の方が好ましいか、評価できない点があると認識しています。仲裁や調停の利点として案件の非公開性があることは理解するところですが、当事者や対象製品等が特定されないような処理をした上で、ユーザである企業が利用価値を評価できる程度の事例等の情報提供が行われることを要望します。

今後、一層国際社会のデジタル化やビジネスのボーダレス化が進み、知財紛争の幅や領域も拡大していくことを考えると、仲裁・調停制度への期待は大きいと思われます。仲裁や調停によって解決できる紛争の幅・領域（ここではデジタルやボーダレスビジネスにも対応しているという点）やWIPO 国際仲裁の斡旋を通じて、中小企業を含めた多くの企業が本制度を認知・利用することを期待しています。

また、仲裁・調停制度について各国で取り扱う知財権にバラツキがあることから、運用・運営面におけるハーモナイゼーションを希望します。

##### (G2) 知的財産権に係る審査基盤の強化

●（知財推進計画 2022 の）工程表【重点項目 111】に関して、

世界最速・最高品質の審査を提供するために、審査体制の充実化などの検討が進んでいるものと理解しています。特に、昨今の AI を活用したビジネスの活発化により AI 関連技術の特許出願件数が著しく増加しているところ、既に AI 関連技術に関する特許審査事例が公表されており、ユーザーにとって大変有益なものとなっています。一方で、AI 関連技術はあらゆる技術分野において活用されていることから、審査の均質化を図るために、審査官には特定の技術分野に加え、AI 関連技術に関する知識も求められます。そこで、審査体制の充実化の一環として、特許庁におけるデジタル人材の育成強化を要望します。

また、世界最速の審査だけでなく、タイムリーで正確な審査が重要であると考えます。膨大な外国文献調査への対応などのために、特許庁においても DX (AI) の利活用を積極的に推進して頂くよう希望します。

●商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し

現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はありません。一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グループの「類似群コード」が、指定商品・役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている面があります。市場規模や競合・類似製品の数や流通量等、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望します。

特に IoT、AI やビッグデータに深く関連するソフトウェア（審査基準上「電子計算機用プログラム」）やコンピュータ（同基準上「電子応用機械器具」）等の「電気応用機械器具」、電子管、半導体素子、電子回路に対応する類似群コードは現状「11C01」の1つのみとなっています。一方で、インターネット上の商取引やプロモーション活動を行うことが幅広い事業者において必要となり、さらにこの流れは新型コロナウイルス感染防止対策として「非接触の対応」が推進されている現状で加速しています。このような局面においてスマートフォン等情報端末用のアプリケーションをはじめとするソフトウェアの活用は必須であり、また前述 E1 に記載の観点からメタバース空間での商品が同類似群コードに該当するとの見方もある中で、当該類似群コードはあらゆる産業分野の事業者が権利化を検討しなければならない領域へと変化しています。

しかしながら、現在は取引実態においては競合しない指定商品・役務を扱う他者の登録状況についても勘案しなければならず、その結果商標の選択の幅が限られる事態となっています。

このような分野では、需要者・取引者間の出所の混同が生じ難いと思われる商品・役務に関しては、相互に類似しないものと推定する等審査運用の見直しが必要と考えます。たとえば、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードについて、取引実情に合わせた見直し（細分化や統合等）を特許庁やユーザー団体等で適宜議論することが必要であると考えます。この見直しの検討にあたっては、権利者としても指定商品・役務の取引実情に係る情報共有等の協力を惜しみません。また、併せて取引実情等に関する調査事業として、商標分野における「特許出願技術動向調査」に相当する調査の実施が考えられます。このような取組みによって得られる情報は、指定商品・役務の適切な記載にも資するものと思料します。

**●審査官とのコミュニケーションツールの拡充**

2020年度に審査官とのオンラインによる面接が行えるようになったこと、まだ電子メールによる面接記録の送受信や補正案等の送付が可能となったことは、出願人との意思疎通を向上させ、また審査品質および審査速度の向上に寄与する施策として高く評価します。

**●商標審査期間の短縮**

特許庁では、人員の増強や、調査の外部委託、ファストトラック審査の拡充等の運用施策及び2021年2月に産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会により取りまとめられた「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」でも、商標審査制度の在り方にて今後の新たな取組・改善を講じるとしています。また、2021年11月開催の第10回商標五庁(TM5)年次会合のユーザーセッションにおいて、特許庁より2022年度は一次審査通過(FA Pendency)までの期間を6.5カ月、権利化(Total Pendency)までの期間を8カ月目標とする説明もありました。実際に令和5年2月時点の商標審査着手状況(審査未着手案件)では、化学、食品、機械は最短3か月、雑貨繊維、一般役務は最短5か月、産業役務は最短6か月、国際商標登録出願は最短8か月と審査期間の大幅な短縮が達成されたことを歓迎します。現在の商標審査期間及び審査品質の維持と、より一層の短縮化・高品質化に向けた施策を期待します。

例えば、以下のような施策を検討して頂きたいと思います。

①早期審査が認められたとしても、審査において他人の先願に係る商標と同一であること、あるいは類似すること(商標法第4条第1項第11号)を理由として拒絶される場合、当該先願の帰趨が確定するまで以降の審査が進まないという実情があるため、審査期間全体の長期化が解消されない。したがって、早期審査が認められた出願の審査において引用された先願についても速やかに審査を進めるよう運用の変更を求めます。

②上述の「類似商品・役務審査基準」の見直しを行って、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせることも、特許庁と出願人との不必要なやり取りを減らし、更なる審査期間の短縮に資するものと思料する。

③令和3年度審査品質管理小委員会報告書(P.23)でも指摘を受けている通り、審査業務効率化に対する情報公開に課題があると思料する。また、同報告書の(参考資料4)ユーザー評価調査における満足・比較的満足の評価の割合の推移によると、特許、意匠審査では大きく改善している項目が見受けられることと比較して、商標審査では全体的に改善の度合いが弱いことがわかる。審査期間の短縮が達成できた理由の情報公開とともに、審査期間の短縮が審査品質に影響を及ぼしていないことの調査や特許、意匠と比較して商標の審査における満足度がなぜ低いのかの分析を行い、ユーザーへの情報公開及び対策の公表を求めます。

**I. その他****(I1)「特許庁」の改称**

●特許庁が特許のみでなく、商標、意匠を取り扱っている実態を踏まえれば、その名称は所管する分野を冠した「知的財産庁」や「産業財産庁」、米国やドイツ等と足並みを揃えて「特許商標庁」または世界標準に合わせるだけでなく、世界をリードし、革新的な活動を行う事を想定して「イノベーション庁」に改称することが適切だと考えます。

「特許庁」(英名: Japan Patent Office)の名称のままでは、国内のみならず諸外国から特許(Patent)行政のみを所掌しているとの誤解や商標を軽視しているとの誤解を受けるおそれがあります。このことは、当協会がユーザー団体として毎年参加しているWIPO マドリッド作業部会において、ほとんどの締約国官庁がIntellectual Property Officeと名乗って発言する中、我が国だけJapan Patent Officeと名乗っていることに実際に大きな違和感がありました。また、国内においては、知財＝特許といった無意識の風潮が定着してしまっていることも問題であると考えます。例えば、知財戦略と銘打ったセミナーに参加してみたところ、内容は特許のみで商標や意匠その他の知財については何ら触れられていないセミナー等が多く見受けられ、実害も生じています。

他方、実態に合わせた名称変更を行えば、広く特許以外の産業財産も所掌する官庁であることが客観的に明確になります。これにより、国内外のユーザーや官庁において取り組みの実態に関する認知が高まり、特許庁や日本の知財行政のプレゼンスが向上することも見込まれます。この結果、諸外国に対する日本の意見発信力が高まる等、産業界においてもメリットを享受することができるため、改称を望む声が多いと思われます。

昨今、ビジネス分野のみならず、行政、教育等様々な分野でも「ブランド」が重要性を増していることは

周知の事実であり、名称はそのブランドを構築する重要な要素であります。また、知的財産推進計画 2022 の 8. アフターコロナを見据えたクールジャパン(CJ)の再起動にて「発信力」及び「CJを支える基盤」を強化し、CJ戦略を進めるとしていることから、現在の「特許庁」の名称は、商標を管轄する官庁が、官庁名を「単なる名称」、「名称に過ぎない」という認識のままであるとの外観を呈している状況であり、看過すべきではなく、日本の知財行政のブランド化につながらないため、このままでは知財立国と公言できる状況は依然到来しないのではないかと考えます。

名称変更により「名は体を表す」環境を整えた上で、より質の高い知財行政、政策を推進し、世界をリードし、日本の産業界の発展を牽引して頂きたいと思えます。

なお、商標を管轄する官庁の英名※1 が「PATENT OFFICE」である国・地域は、2021年の商標出願クラス数世界 TOP30※2のうち日本だけです。日本国特許庁/Japan Patent Office は、世界的に見ても特異な官庁名であり、国際的ハーモナイゼーションの観点からも名称の変更が望ましいと考えます。なお、韓国は現地語名での官庁名は「特許庁」で英名のみ「Intellectual Property Office」を使用しており、またイギリスでは法令上は「Patent Office」のままですが、operating name として「Intellectual Property Office」を使用する※3 ことで改称に伴う手続きを少なくする工夫をしています。

1. 中国 : China National Intellectual Property Administration	2. 米国 : United States Patent and Trademark Office
3. イラン : Intellectual Property Center /Industrial Property General Office※4	4. EU : European Union Intellectual Property Office
5. インド : Office of the Controller General of Patents, Designs and Trade Marks	6. イギリス : Intellectual Property Office (法令上の名称は Patent Office)
7. トルコ : Turkish Patent and Trademark Office	8. ロシア : Federal Service for Intellectual Property
9. ブラジル : National Institute of Industrial Property	10. 日本 : Japan Patent Office (特許庁)
11. 韓国 : Korean Intellectual Property Office (現地語名称は「特許庁」)	12. フランス : French Patent and Trademark Office / National Institute of Industrial Property※5
13. ドイツ : German Patent and Trade Mark Office	14. メキシコ : Mexican Institute of Industrial Property
15. カナダ : Canadian Intellectual Property Office	16. オーストラリア : IP Australia
17. インドネシア : Directorate General of Intellectual Property	18. イタリア : Directorate General for the Protection of Industrial Property Italian Patent and Trademark Office
19. スイス : Swiss Federal Institute of Intellectual Property	20. ベトナム : Intellectual Property Office of Viet Nam
21. アルゼンチン : National Institute of Industrial Property	22. スペイン : Spanish Patent and Trademark Office
23. 香港 : Intellectual Property Department※6	24. ウクライナ : Department for Intellectual Property
25. チリ : National Institute of Industrial Property	26. タイ : Department of Intellectual Property
27. ニューージーランド : Intellectual Property Office of New Zealand	28. フィリピン : Intellectual Property Office of the Philippines
29. ベネルクス : Benelux Office for Intellectual Property	30. シンガポール : Intellectual Property Office of Singapore

※1 WIPO Country Profile (<https://www.wipo.int/directory/en/>) または各国官庁のウェブサイトにおける英名表記

※2 WIPO IP Statistics Data CenterにおけるClass count in total applications (direct and via the Madrid system) <https://www3.wipo.int/ipstats/>

※3 <https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office/about>

※4 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ir.pdf>

※5 <https://www.inpi.fr/en/contact-inpi>

※6 <https://www.ipd.gov.hk/eng/home.htm>

## (I2)意匠制度の活用促進について

### ●審査データベースの開放について

ユーザーの意匠権のクリアランスを効率的に実行させるための環境整備などの課題解決はもとより、ユーザー自身が実施する登録予見性判断のためにも、審査のため整備されるデータベースについて開放いただくことを要望します。

### ●公知資料の閲覧について

前述の審査データベースの開放に関連し、登録査定時に通知される参考文献について、権利範囲の予見性判断のため、公報以外の資料を閲覧可能とするよう要望します。

意匠公知資料の公開利用許諾事業を通じて、著作権者から許諾されなかった場合は閲覧できないという問題があります。この問題を解決するためにご検討いただくことを要望します。

### ●関連意匠制度のハーモナイズについて

関連意匠制度においては、国内企業同士の牽制に留まってしまうおそれがあり、グローバルなブランド構築には繋がりませんので、ハーモナイズを検討するとともに、グローバルに保護することが可能になるよう、各国への働きかけを要望します。

### ●検索ツールの開発・導入について

インフラ整備として、例えば、市場が限定的であることから商用でも選択肢が限られている意匠調査ツールについて、AIを利用した3D形状のイメージデータによる検索ツールの開発・導入を要望します。また、登録件数が増加傾向にある画像意匠を対象とした画像検索精度の向上を要望します。

さらに、グローバルな保護・クリアランスの観点から、日本の権利のみならず、ワールドワイドの権利を検索可能なツールの開発・導入を要望します。

### ●新しいタイプの意匠に関する審査基準の改訂について

令和元年の改正により新しいタイプの意匠が保護対象となり、それらの意匠登録出願や意匠登録が増加しています。あらゆる意匠登録出願や意匠登録の事例が積み上げられてきていますので、現行の意匠審査基準の適当性について、改訂も視野に入れてご検討いただくことを要望します。

## (I3)知的財産推進計画全般に関する意見

次年度の知的財産推進計画の策定に向けた意見募集については、例年このような形で行われていますが、今年度の推進計画における現時点での進捗状況については、構想委員会での資料が公開されてはいるものの、十分な理解ができない中で項目のみに基づいて意見を述べることは些か困難です。適切な意見集約を行うためには、その前提として推進計画そのものの理解の促進と、各施策（計画）の進捗状況についての開示・説明を充実させる必要があると考えます。推進計画を実際に推進するためには産学官の連携が不可欠であり、連携強化を図るためにも説明やコミュニケーションの機会を十分に設け、相互の意思疎通を図りベクトルを合わせて取り組まなければ、想定した成果には繋がらないように思われます。

こうした推進計画の策定プロセスや策定後の周知及び推進について、再度問題点を整理し改善を図って頂くことを希望します。

以上